

序章

本稿では、フーコーの統治性概念で 1990 年代以降の韓国市民社会の形成と展開を考察する。植民地解放後から 1980 年代後半までの民主化闘争を通して韓国市民社会は法的・制度的に形成・拡大され、2000 年代以降からは社会的企業、NPO、NGO、共同体といった市民社会の行為者が貧困、教育、福祉、環境といった社会的問題を解決する役割が強調される。本稿では韓国市民社会が形成・拡大された過程を、民主化闘争を中心に分析し、新自由主義の統治性の上で、市民社会が国家と経済を包括しつつ活性化される現象を、社会的企業を中心に分析する。

市民社会 (civil society) は、社会 (society) より小さい概念か、ほぼ同じ概念である。市民社会は、フーコーによると、自然的所与ではなく、自由主義の統治のために考案された統治テクノロジーの一部である。経済的なことと司法的なことのあいだの異質性を調和させ、どちらにも違反しないような制限的統治のために考案されたのが、市民社会という領域なのである。近年において、市民社会についての言説は、国家と市場の代案領域として称揚されるか、あるいは国家に歩調を合わせた領域として、やや批判的に論じられる。後者は、既存の国家による公共サービスを市民社会が担うようになった現象である。たとえば天田によると、日本社会では 1970 年代に「官民分離」原則のもとで日本政府が「ボランティア振興政策」をおこなったが、それは「国家歳出の削減」をめざした社会政策であり、高齢者福祉サービスをボランティアの無償労働で調達する政策であった (天田 2003 : 195)。速水は、日本社会において、1960-70 年代にはコミュニティ参加が、経済成長の問題に対して抗議する住民運動の形態としておこなわれたが、1980-90 年代には財政縮減という行政改編とともに、福祉サービス供給の代行役割としておこなわれ、2000 年代以降には、「まちづくり」条例に規定されるなど、コミュニティ参加が制度化されたという (速水 2014 : 29-35)。またドイツでは、1990 年代になって、公法学で国家と異なる領域として市民社会が注目されるようになるが、これは以前までの国家と社会の一体性というとらえ方とは異なることであった。市民活動の奨励は、国家によって提供された公共サービスを、財政支出を削減する代わりに無償ボランティアにまかせることであった (名和田 2007 : 61-62)。市民社会を国家と市場の代案領域として期待する前者は、社会的経済に関する言説であって、互酬性の原理にもとづいて市民社会が国家の再分配機能と市場の交換機能を補完することができるという主張である (ザン・ウォンボン 2007)。国家との協調的関係であろうと、国家の代案であろうと、これらの言説は大きくは国家と社会という二分法、小さくは国家と経済と社会という三分法にもとづいている。

国家と社会の二分法は、18 世紀に分業と私的所有を基礎とする資本主義生産様式が生まれてから形成された図式である。社会の出現は市場と経済的領域の出現であったのである。つまり市民社会は、市場と経済的領域として国家と区別されて認識されはじめたのだが、ヘーゲルは市民社会を倫理の実現体である国家の前段階として (ベク・ゾンヒョン 2008)、またマルクスは専制君主制から資本家社会への移行過程としてとらえ (平田 1969 : 52)、

市民社会の矛盾はヘーゲルのように倫理実現体の国家によって止揚されるのではなく、市民社会の原理的変革によって解決されるとした(難波田 1982)。そしてフーコーは市民社会を自由主義統治術の相関物としてとらえた(フーコー2008)。国家と市民社会と経済の三分法は、20世紀福祉国家と資本主義の代案として、新しい公共性として市民社会を想像する図式であり、後述するようにハーバマスによって理論化された(ハーバマス 1985-1987)。

18世紀末にフランス革命がおきた時期には、特権階級と非特権階級がわかれていたが、特権階級には聖職者と貴族が、非特権階級には第3身分の人々が属していた。聖職者と貴族は、総人口が20万人に満たないにもかかわらず、高い収入と名誉職を独占していた。これに対して第3身分の人々は、2500万ないし2600万という人口の大多数を占めており、農業・手工業・商業・自由業をつとめていた(シイエス 2011: 11-61)。シイエスは、第3身分が実際に国家を支える役割をしていること、また人々が共通の立法機関と共通の法律をもっていれば憲法を制定することができると唱え、第3身分を到来すべき普遍的主体、すなわち「国民」として定義した。第3身分、あるいは都市ブルジョワジーたちが従来の貴族にかわって歴史の主人公としてみずからを位置づけ、フランス革命の主役になったのである(フーコー2007: 222)。

市民社会は、このような第3身分またはブルジョワジーが自由・平等の原理にもとづいて、対等な所有権者として経済的取引をする社会である。ブルジョワジーが勢力をもつにつれて所有の不平等が発生し、労働が労働力として商品化されはじめる。マルクスはこのような社会を資本家社会としてとらえ、市民社会を資本家社会の前段階としてとらえた。市民社会は、経済的行為が中心的であるが、それだけでなく、経済によって政治的・道徳的特質まで規定されるのが特徴である(平田 1969: 53-54)。

フーコーは、18世紀における経済的社会的形成から新しい統治合理性をみいだした。新しい統治合理性とは、取引の場である市場が「真理形成の場」となり、統治がおこなわれる基準が有用性になることを意味する。すなわち、統治にとって利害関係が中心的基準になったことを、18世紀に誕生した経済的社会的統治性とみなし、それを自由主義の統治性としてみなしたのである。統治性(gouvernementalité)とは、フーコーの造語であり、統治合理性、あるいは統治理性とも表現されうる概念である。統治性は、統治が行使される基準ともいえるが、しかし単なる合理的観念というよりは、統治を可能にする知・制度などを同伴する。統治性は、「人口を主要な標的とし、政治経済学を知の主要な形式とし、安全装置を本質的な技術的道具とするあの特有の(とはいえ非常に複雑な)権力の形式を行使することを可能にする諸制度・手続き・分析・考察・計算・戦術、これらからなる全体のこと」であり、「西洋において相当に前から、‘統治’と呼べるタイプの権力を主権や規律といった他のあらゆるタイプの権力よりたえず優位に操導してきている傾向、力線」であり、これは「一方では、統治の特有のさまざまな装置を発展させ、他方ではさまざまな知をも発展させたもの」である。また統治性は、「中世における司法国家(15-16世紀に行政国家となったもの)が徐々に‘統治性化’されたプロセス(というかプロセスの結果)

を指すもの」である¹。統治は、各人に直接的に作用したり、命令に服させたりする「支配」と異なり、なんらかのやり方で「みちびく (conduire)」ことである。「他をみちびく」とことと「自身をみちびく」ことの二重の意味があり、日本語訳語としては「操行」、「指導」、「行為」が当てられる(吉角 2012: 39)。本稿で主に参照する『安全・領土・人口』(2007)と『生政治の誕生』(2008)とは、フーコーがコレージュ・ド・フランスでそれぞれ 1978 年度と 1979 年度におこなった統治性に関する講義である。統治を先験的なものでなく、歴史的なものとしてとらえる二つの講義は、統治性というレンズでみたヨーロッパ歴史分析でもある。『安全・領土・人口』の講義では、統治の起源でもある中世の司牧から、ヨーロッパの近代でもある 16 世紀から 18 世紀にかけての国家理性の統治性と、18 世紀初期における自由主義の統治性の台頭をとりあげている。『生政治の誕生』の講義では、18 世紀から 19 世紀にかけての自由主義の統治性の展開と 20 世紀初期のドイツとアメリカの新自由主義の統治性をとりあげ、古典的自由主義と新自由主義の差異をあきらかにしている(慎改 2009)。統治性の展開は、16 世紀末から 17 世紀初期にかけての国家理性、18 世紀以降の自由主義、20 世紀から 21 世紀の現在までの新自由主義にいたる²。18 世紀の自由主義の統

¹ ミシェル・フーコー『安全・領土・人口』高桑和巳訳、筑摩書房、2007、132-133 頁。

² フーコーは統治性の起源が司牧にあるとみた。司牧は羊飼いが羊の群れに対して行使する統治であって、オリエント・ヘブライ文明において神と人々のあいだの関係を示す象徴であった。司牧は領土ではなく、羊飼いが移動する群れに対して行使し、群れをおびやかすのではなく、群れの養育・世話をする統治である。また、群れ全体に対する統治であると同時に、個々の羊に対する統治でもある。司牧は古代ギリシア・ローマではみあたらない類型の統治である。司牧の象徴がみられるのはピタゴラス派共同体とプラトンの文献程度で、プラトンは、特に『政治家』で羊飼いが政治家ではなく、医者や教師の仕事にふさわしいと述べた。羊飼いは面倒をみる補助的な仕事であり、その仕事の範囲はかぎりなく広い。一方、政治家は補助的な仕事を総合する織工のようなものなのであって、羊飼いは政治家のモデルにならない。フーコーによれば、オリエント・ヘブライの司牧はキリスト教によって西欧に移植され、さまざまな技術・手続きを発展させた。さらに、それらの技術・手続きは西欧において主体と真実の関係を作りだし、主体性の生産にも影響をおよぼした。キリスト教は三つの原理にもとづいて技術・手続きを発展させたが、その三つの原理とは、統治するものと統治されるものは救済をともにする運命共同体であるという救済の原理、統治されるものは統治するものに理由なく全面的に服従するという原理、統治されるものが自身の生活や内面の隅々まで監視し、それらを統治するものに告白するという真実の原理である。古代ギリシア、特にストア学派においては、指導するものが指導されるものに対して真実を語り、その目的は指導されるものの存在様式の変化と自己統御だった。しかし 3-6 世紀のキリスト教の司牧では、統治されるもの、つまり信者が、統治するもの、つまり牧師に自身の内面の真実を告白し、その目的は自己意志の放棄である。フーコーは、このような主体と真実の関係の変容を西欧の主体性の歴史においてもっとも大きな事件としてみる。1982 年度講義『主体の解釈学』(2004)でフーコーは西欧の主体性の歴史と主体化の技術について論じた。西欧における古代ギリシア・ローマの主体性と近代の主体性は異なり、古代ギリシア・ローマで主体が真実に到達するためには、知と技術が同じ水準の問題だった。真実の到達は主体の存在方式が変化し、自己との充満な関係をもつことを意味し、そのために主体は規則化された行動と手続きをおこなった。これに対して近代以降はフーコーが「デカルトの瞬間」ともよぶ、ひたすら認識のみが真実に到達する方法になる。キリスト教の司牧の告白手続きは古代ギリシア・ローマの影響を受けたものだが、その目的が自己との完全な関係ではなく自己の断念という点で決定的に異なる。

1978 年度講義『安全・領土・人口』と 1979 年度講義『生政治の誕生』で統治性について論じたフーコーは、『主体の解釈学』では主体の倫理について論じる。主体の倫理が先験的・超歴史的なものではなく、一連の技術と手続きをともなう歴史的なものであることを示す作業だった。また、統治性の歴史は主体性の生産の歴史と接点があり、したがって政治と倫理がかけはなれていないことを示す作業だった(李承駿 2007)。ソ・ドンジンとは、フーコーが統治性を、知と権力の関係という次元と、主体化という次元の二つの次元で分析したと述べる。知と権力の関係の側面は、本文で書いた統治性の定義、つまり権力行使を可能にする諸制度・手続き・分析・戦術からなる全体を示す。主体化の側面は、魂の統治や子どもの統治や家

治性は、自由放任の原理にもとづいて国家を縮小し、社会を拡大しながら、社会が国家統治に対してたえず「どれほど少ない統治をおこなっているか」を点検させる。「なるべく少ない統治を」という自由主義の統治性は、現在の新自由主義においても同様であるが、新自由主義の統治性は、社会内部に市場原理を積極的に導入する統治を要求することが異なる。フーコーの統治性概念は、権力が外部から主体に直接的に作用するというのではなく、権力が自身や他人の行為をみちびくという、内的に「生産する」権力行使を意味するため、新自由主義において権力がどのような主体を生産するかに注目する先行研究がおこなわれた。たとえば佐藤は、新自由主義の統治が競争メカニズムを社会内部に導入しつつ、市場原理と競争原理を自己統制原理として内面化した主体を生産するという。そうした主体は市場という環境の変化に応じて能動的・可視的に自身を変化させる、統治に柔軟に適應する主体である。しかし主体は統治に服従する一方、統治に対抗する行為能力（agency）もあるため、統治の命令を拒否して、別のやり方で自身を再創造すべきであるという（佐藤 2009）。渋谷は、1990年代以降の日本社会のボランティア振興政策が、「福祉コミュニティ」への「参加」を通して「自己実現」する「アクティヴ」な市民という主体を生産する統治でもあったという。1993年に中央社会福祉審議会が提出した「ボランティア活動の中長期的な振興方策について（意見具申）」を例にあげて、国家福祉が後退し、ボランティアを振興する政策が「参加型福祉社会」の要請としておこなわれ、「社会参加」が「自己実現」と「生きがい」と接合した現象を分析した（渋谷 1999；渋谷 2004）。ソ・ドンジン は、1970年代後半以降からはじまった韓国資本主義の危機を解消するためにおこなわれた1990年代後半の構造調整が、経済的現実が変容される過程でもあったことを指摘しつつ、その過程が新しい労働者の主体性を生産したという。知識基盤経済という経済的現実が、自由を実現する戦略として自己啓発書籍を消費する労働者の主体性を生産する現象を分析した（ソ・ドンジン 2005）。パク・ジュヒョンは、韓国社会の「マウル共同体づくり事業」を通して、隣人と協同しつつも企業家精神で創造性を発揮する、両義的主体について分析した（パク・ジュヒョン 2013）。本稿では、第一に、社会内部の企業形式の拡散という新自由主義の統治性にもとづいて、主体よりは、社会内部に企業形式の拡散がどのようにおこなわれるかに注目する。社会の統治と主体の統治は結合されており、切りはなせない問題であるが、統治への抵抗の拠点がはたして主体化にあるかがまだ疑問であるからである。主体化については、今後の課題として残したい。第二に、短くは2000年代以降、長くは1990年代以降にあらわれた新自由主義の統治のみを考察することも意義があるが、本稿では過

族の統治といった「自身か他をみちびく」ことを示す（ソ・ドンジン 2009）。本稿では、主体化の側面ではなく、制度、言説、戦術の側面を中心に論じる。二つの側面は結合されており、主体の重層性や矛盾もあるだろうが、本稿が注目するのは、新自由主義の統治性によって市民社会が再編成される方式である。

フーコーは『安全・領土・人口』と『生政治の誕生』で統治性を、大きく司牧—国家理性—自由主義にわけているが、本稿では国家理性から自由主義、新自由主義までとりあげる。なぜなら、本稿の中心問題である自由主義と市民社会の関係、新自由主義と市民社会の関係をみるには、国家との関連性がどのように変化するかが重要であり、したがって16世紀末からはじまる国家理性の統治性を出発点とするだけで十分であるからである。

去との連続性の上で新自由主義の統治を考察する。それは韓国社会における新自由主義の統治を、歴史のなかで把握することを可能にするからである。

第一章では、フーコーの『安全・領土・人口』と『生政治の誕生』を読解しつつ、統治性概念をヨーロッパの歴史的な脈々とともに検討する。第二章では、韓国社会において民主化闘争以降の市民社会について分析する。市民社会が法的・制度的に拡大され、そのなかで新しい民主主義を構築しようとした過程をたどる。第三章では、欧米で1980年代以降に市民社会が活性化される現象を、コミュニタリアニズムの理論的背景と欧米の新自由主義政策の例を通して検討する。この章はコミュニタリアニズムと新自由主義の統治性がどのように結合されるかを示唆し、韓国社会の新自由主義政策の歴史的・社会的な脈々と欧米の新自由主義政策の歴史的・社会的な脈々の相違点と共通点を示唆する。第四章では、2000年代以降の韓国市民社会について分析する。特に市民社会のなかで社会的経済を実践する動きに注目し、社会的企業「アルンダウンガゲ」が具体的にどのような実践をするかを分析する。社会的企業は市民社会の行為者であり、社会的企業の事業は、市場原理の上で国家、経済、市民社会が協力する新自由主義の統治性を示唆する。

第一章 市民社会と統治性

第一節 フーコーの系譜学と統治性

1. 系譜学と統治性との関連性

フーコーの研究には大きく二つの転換がある。第一に考古学から系譜学へ、第二に系譜学から主体性への転換がそれである。『言葉と物』(1974)と『知の考古学』(2012)にあらわれる考古学は、言説それ自体を分析する。言説・知・真理がどのような条件と前提のもとで確立されるか、すなわち、それらがいかなる格子と秩序の上で事物を認識するかをあきらかにする研究方法である(中山元 2010: 12-13)。たとえば、人間が知の対象になったのは、19世紀初期からであって、人間学(anthropologie)が学問として成立したのである(フーコー1974: 22)。考古学は、言説・知・真理が前提にしている秩序を探究する。1970年代におこなわれたコレージュ・ド・フランスの講演では、考古学から系譜学へ、系譜学から主体性への転換がみられる。

系譜学は言説の政治学と歴史学ともいえる研究方法である。系譜学は、言説・知・真理が前提にしている秩序よりは、その秩序がどのような権力メカニズムと歴史的な条件のもとで形成されるかを分析する。考古学が、どのような秩序の上で言説・知・真理が形成されるかに注目するのに対して、系譜学は、どのような権力メカニズムと歴史的な条件が、言説・知・真理が前提にしている秩序を形成するかに注目する。考古学が、言説・知・真理を可能にする秩序を「地層」的に探究するのに対して、系譜学は、その秩序をうみだした排除・受容プロセスを「系譜学」的に探究する(中山元 2010: 14-15)。したがって系譜学は知を分別する。科学的な知ともよべる支配的な知・中心的な知と、そうでない非科学的・却下された知・周縁化された知を分別する権力メカニズムを分析する。系譜学をもちいること

によって非科学的と却下され、周縁化された知を活性化することができる。系譜学の目的は、単に中心的な知と周縁化された知を対立させるのではなく、「どのような」権力の作用によって知の格差・位階が発生するかをあきらかにすることである。なぜなら、権力はかならず言説・知・真理とともなって動くからである。

ここで権力がどのように作動するか、ということが問題になる。系譜学がとりあげる権力の作動方式は、フーコーが『社会は防衛しなければならない』（2007）で提示する二つの権力モデルを参照するとわかりやすい。第一に、司法的図式ともいえる主権モデルがあげられる。このモデルは中世からはじまったが、主に18世紀の社会契約論にみられる。主権モデルの権力は君主権力であり、君主—臣民という垂直的關係にもとづいている。

西欧社会では、中世から続いていることですが、司法思想の形成は本質的に王権の周辺で行われたという事実なのです。王権の要請で、また王権の権利のために、王権の道具としてあるいは王権の正当化のために、私たちの社会の法体系は作り上げられたのです³。

しかしここで権力分析がおこなうべきことは、主権の起源がどこにあるのか、どのような合法的法律で臣民を服従させたのかを分析するのではなく、権力の戦略と戦術という末端からさかのぼることである。主権モデルの権力をとらえるためには、主権が臣民を服従させたという観点より、些細な支配装置と隷属の過程をみるべきなのである。

『社会は防衛しなければならない』でフーコーは、系譜学によって権力を分析するいくつかの方法に言及する⁴。第一に、局所的な諸形態のなかで権力をとらえることである。権力が「どのように」作動するかをとらえるためには、それがどのような具体的場所であられるかをみるべきである。第二に、権力を意図や決定の次元で分析しないことである。「いったい誰が権力をもつのか」という問いは、権力が始原的に存在すると前提することであり、権力が作動するには知がともなうこと、また権力が効果をもたらす機能をするを看過するからである。主権モデルで重要なのは、君主がいかなる意図でいかに臣民たちを服従させたのかではなく、身体や欲望や物資などの、権力の「効果」がもたらされた場所でいかに臣民が形成されたのかをみることである。第三に、権力を一個人、あるいは一集団による同質的な支配とみなさないことである。権力は誰かに所有されるよりは、たえず循環し、権力に服従する個人も権力の一つの効果にすぎないからである。したがって、権力が意図をもって全体的設計図によって自らを行使すると考えるのではなく、第四に、どのような微細な技術や手続きが権力支配の全体的現象と接合するのかをみるべきなのである。これら四つの方法上の注意でみるに値する例として、フーコーは17世紀、18世紀にお

³ ミシェル・フーコー『社会は防衛しなければならない』石田英敬・小野正嗣訳、筑摩書房、2007、27頁。

⁴ 前掲書、30-33頁。

ける狂人追放と幼児性欲の抑圧をとりあげる⁵。すなわち、産業資本主義が発達し、ブルジョワジーが支配階級になるにつれて、生産性がない身体は追放・抑圧されるしかなかった、という理論である。しかしこれは、権力を上から分析した結果で、安易な結論であり、労働力で生産力をあげるためには、むしろ性行為の教育が必要ではないか、と問う。つまりブルジョワジーが狂人を追放、または幼児性欲を抑圧した事実が重要なのではなく、追放と性欲抑圧の技術とメカニズムが、どのようにブルジョワジー階級の利益に符合し、経済的・政治的な効用になったのかを問うべきである、ということである。権力は知と局部的技術をとまって作動するため、知の装置と支配の技術をみないと権力分析もできない。

フーコーの系譜学がとりあげるもう一つの権力モデルは、17世紀から18世紀における規律権力である。主権が君主—臣民という非対称的關係にもとづいて土地や土地の生産物を徴収するのに対して、規律権力は監視—服従という非対称的關係にもとづいて個人の身体や行動様式にはたらきかける。主権が合法的法律をもちいて権力を行使するのに対して、規律権力は支配の技術と知の装置をもちいて権力を行使する。規律権力は産業資本主義を完成させるための権力であり、効率を高めることを目標とする。国家理性に関する部分で後述するように、主に16・17世紀の重商主義政策下でおこなわれた。

君主がいかなる意図と合法的法律にもとづいて、いかに臣民を服従させるかを問うのではなく、いかに局部的場所で臣民が形成されるかに重点をおいて権力をとらえること、また精神医学という知識や病院という制度や監視技術などを通して規律権力をとらえることすべてが系譜学の権力分析の方法である。要するに、系譜学は権力がどこで生まれたかを問うのではなく、権力の効果が発生した末端の局部的・物質的・具体的場所から権力を分析する。歴史的・物質的支配装置に注目し、それらがいかに支配の全体的戦略を構成するかを確定する。

1978年度におこなわれた『安全・領土・人口』の講義では、1976年度講義『社会は防衛しなければならない』で言及された系譜学から、70年代後半の関心事である統治性への移動がみられる。考古学から系譜学へ、また系譜学から主体性への探求の移動を、知—権力—主体の問題系として図式化すると、権力から主体へわたる橋として統治性を把握することができる（李承駿 2007）。13世紀から15世紀までの「統治する」という概念をみると、「道に沿ってみちびく」、「前進させる、自分で前進する」、「道をたどる、道をたどらせる」、「養う、食糧をあたえる」などの意味がみられる。さらに、「統治する」は「誰かを指導する」意味もある⁶。つまり「統治する」ことは、以下に引用するように、自身や他者を統治することであり、「統治する」諸技術や諸手続きは、主体と真理の関係という主体性の問題に結びつく。

以上からわかるのは、「統治する」という単語が、十六世紀にまったく政治的な意味を

⁵ 前掲書、33-35頁。

⁶ 『安全・領土・人口』、150頁。

もつようになるまでは、非常に広い意味の拡がりのカヴァーしていたということです。これは空間における移動・運動も指すし、食糧調達も指す。一個人に与える治療や一個人に対して確保する救済も指すし、指揮・命令の行使（不断の、熱心な、活発な、そしてつねに善行を旨とする）も指す。自分や他者、他者の身体に対して（さらにはその魂や行動のしかたに対して）行使する支配をも指す。そして最後にこれは、交流や循環のプロセス、一個人から他者へと移行する交換プロセスをも指す⁷。

フーコーは統治性という概念に着目した理由を、国家と人口を分析するためであると述べている⁸。権力分析をするためには、権力の効果が発生した局部的・具体的場所からはじまるべきであるとしたフーコーが、急に国家という巨大なものに移動したのはどういうことか。この国家問題への関心の移動は系譜学で説明することができる。つまり、フーコーは国家を先験的な実体や自然的所与としてみるのではなく、国家の誕生を統治実践や統治性の突発事件としてみており、「権力の形式を行使することを可能にする諸制度、手続き、分析、考察、計算、戦術、これらからなる全体」が統治性であれば、国家も一連の手続きや知的考察や戦術や技術によって説明することができるのである。上の引用のように、16世紀以前には人間のみ統治の対象であったが、16世紀から17世紀にかけて、国家が「統治する」という実践と計算と認識のなかに入ったとき、国家が構築されたのである。それではどのような統治性にもとづいて国家が構築されはじめたのか。それは国家理性である。

2. 国家理性

国家理性は国家を一つの現実として認識する統治合理性である。国家理性の統治合理性の出現にはいくつかの背景があげられる⁹。第一に、15世紀末から16世紀初期にかけて、操行上の反乱・蜂起がおこった。プロテスタントの宗教改革が代表的であるが、宗教的でない操行上の反乱・蜂起も増加したのであって、フランス革命における各種の結社団体がその例であり、1917年のロシア革命も操行上の蜂起の側面をもつ。第二に、反操行として宗教的司牧が再組織化されたことがあげられる。プロテスタントの宗教改革やカトリックの反宗教改革は共通的に、反操行を宗教的司牧の内部に再統合する試みであった。第三に、中世のあいだ西欧を支配した二つの大きな極である帝国と教会が消滅したことである。後述するように、これは自然科学の発見とともにおきた。ここで重要なのは、司牧が決して消えたのではない、ということである。宗教改革と反宗教改革は、個人の霊的な生に、より強力に介入しようとした。教会の外においても、司牧が物質的な生を担当するようになる。児童教育が代表的例であって、児童をどのように国家にとって有用になるように、救済にいたるように、自己指導をよくできるように指導するかの教育であった。つまり宗教

⁷ 前掲書、151頁。

⁸ 前掲書、144頁。

⁹ 前掲書、283-285頁。

的であろうと、世俗的であろうと、反操行は司牧の除去ではなく、よりよく指導されるためのものになるのである。デカルトの哲学は、ヘレニズム時代に哲学の機能だったが、中世には消えてしまった機能である「どのように自身を指導すべきか」という問題を再登場させた。ただ、自己実践の主体を認識の主体に代替させただけである。このように、反操行とともに操行の要求と操行が適用される範囲が大きくなるにつれて、主権者にも「人間の統治」という任務が要求されるようになる。操行の意味が古代の魂の指導から人間の統治に移るようになる。主権者はどのような合理性によって統治すべきか、また主権者が統治する領域はどこまでなのか、という問題が提起されるのである。それでは16世紀以前には、主権者の統治がどのように規定されていたか。トマス・アクィナス『君主の統治について』(1267)には、統治は王がおこなうものとして書いてあるが、王の統治は統治の類比モデルにしたがわなければならない¹⁰。第一に、王の技術は自然を模倣すべきである。すなわち、神が自然を創造したように王が国家を設立し、神が自然を統治するように王が国家を統治すべきであることを意味する。第二に、王の統治は自然と類比される。すなわち、人間や動物などの有機体の身体は、その各部分を共同善にみちびく生命力がなければ崩壊する。これと同様に、王の統治も人間のそれぞれの善を共同善に向かうようにする指導力のようなものである。第三に、牧者が羊の群れに対してそうであるように、王の統治は人間たちが永遠な至福を享受するようにおこなわれるべきである。これらの類比モデルからみいだされるのは、神の統治と王の統治が区分されない宇宙論的一神学的連続体である。しかし、16世紀末からこのような統治の規定が再規定・再確立される。コペルニクスの地動説やガリレイの物理学といった科学的発見と実践の効果として、神は不変的・普遍的法や認知可能な法、数学的・論理的分析の形態の法を通して支配すると統治が再規定された。これはつまり、神がもはや統治しないことを意味する。中世において神はキリスト教の司牧の救済・服従・真実の原理にもとづいて世界を統治した。救済の原理にしたがって、世界は人間が救済されるためのものであった。また、服従の原理にしたがって、神が存在者たちに対して、懲罰の脅威や救済の約束や選択の表示を通して、神自身の意志をあらわすように強要する世界であった。そのほか、真実の原理にしたがって、解読すべき真理が暗号として隠れている世界でもあった。しかし、こうした世界が、16世紀から17世紀にかけて古典主義エピステーメーとともに消えるようになる。その世界は、数学的・論理的形態で認知可能な世界である。

16世紀末に主権者に公的なものの統治が要求されつつ、二つの次元の知・認識が生まれる。自然原則と国家理性がそれである。前者は神と人間の共通した理性が支配する自然である。後者は主権者の人間に対する統治である。主権者は統治がしたがうべき合理性をさがさなければならない。それが国家理性である。しかし近代の巨大な知・認識の二つの軸である自然と国家の分離をもたらした単一の源泉はない¹¹。権力の戦略・手続きを通して権

¹⁰ 前掲書、288-290頁。

¹¹ 前掲書、295-296頁。

力の全体的図式を追跡することができるように、一連の手続きが二つの軸の分離をもたらしたのである。その手続きは、反操行や都市の発達や自然科学の発見である。二つの次元の知・認識は、これらの手続きが相互強化・交差した全体的・包括的效果である。ヘムニッツは『国家理性』（1640）という著作で科学と国家理性の類似性を考察した。近代の数学者が自分たちのレンズで新しい星を発見したように、新しい政治家たちも自分たちのレンズで古代人が知らなかったもの（国家）を発見したのである。

しかし、国家理性という観念は最初から受容されるものではなかった。それに対する反発と異端視する宣伝もあったのである。たとえば、クロード・クレマン神父は1637年に『咽喉を掻き切られたマキアヴェッリ』という著作で「政治家は色や肌を変え、プロテウスより変幻自在である。これを国家崇拜と呼んでみようか？これが最も正当な名だろう。」と述べる¹²。当時、フランスの国家理性をめぐる言説のなかでは、マキアヴェッリ、政治、国家の単語がよく言及された。フーコーは、これらの単語を通して国家理性の出現がもたらしたことを検討する¹³。第一に、マキアヴェッリが国家理性をめぐる論争でよく言及された。しかし、マキアヴェッリが主張したことについてではなく、マキアヴェッリを経由して国家理性についての論争がおこった。まずマキアヴェッリにとって国家は問題ではなく、君主と君主の支配対象との関係が問題だった。国家を統治の独自の対象としてみる国家理性と異なり、国家を概念としてあつかっていないのである。それで、国家理性に反駁する人たちは国家理性の支持者に対して、国家理性による新しい統治術というのも結局、君主の気まぐれと利害にすぎないという。他方、国家理性の支持者たちもマキアヴェッリを言及しながら再反駁をする。マキアヴェッリは君主の利益のみ計算するが、国家理性による統治はそうではない、と。そのほか、マキアヴェッリには国家概念がないものの、統治者と非統治者の関係を神学的ではないモデルでとらえようとするマキアヴェッリの試みは、国家理性の探究においては役に立つとする、マキアヴェッリを擁護する国家理性の支持者たちもいた。第二に、政治家がよく言及されて、国家理性に反駁する人たちは政治家を否定的にとらえた。当時、政治家は、政府をどのような合理性にもとづかせるべきかを考え、統治合理性を独自の概念として思考した人々であった。政治は、ある領域や行動方式を示すのではなく、ある人々、つまり政治家を示し、政治家は異端の宗派のような人々であった。政治が行動方式と実践として認識されるのは17世紀半ばからであって、ルイ14世は、政治と主権の統合、国家理性と主権の統合、統治と主権の統合とその区別に成功した。もはや政治と統治と国家理性は、宗教と分離される主権の領域に属するようになる。第三に、国家が認識と実践のなかに入った。軍隊や財政や司法部といった国家を構成する機構は国家理性が出現する前からすでに存在していた。しかし、16世紀末に国家理性が出現するとともに、国家が特殊で自律的な現実として認識され、統治実践の対象になったのである。

¹² 前掲書、300頁。

¹³ 前掲書、300-307頁。

しかし重要なこと一取りあげるべき、ともかくも現実の、特有の、縮小できない歴史的現象—は、国家というこの何ものかがはいつてきたとき、それが、よく考えられた人間たちの実践へと実際に入ってきたということです。問題はいつ、どのような条件下で、どのような形式で、国家が人々のこの意識的な実践の内部で企図され発展したのか、いつからそれは認識の対象になったのか、いつから、どのようにしてそれはよく考えられた戦略のなかに入ったか、いつから国家は人間たちによって呼びかけられ、欲望され、野心を抱かれ、恐れられ、拒絶され、愛され、憎悪されるようになったかということです。つまり、あらためて捉えなければならないのは、国家が人間たちの実践と思考の領域のなかに入ったということなのです¹⁴。

いいかえると、国家は先験的所与ではなく、「いかに統治すべきか」という統治実践の効果、あるいは統治の事件として構築されたということである。国家という知・認識は16世紀以前にはなかったものであり、反操行や自然科学の発見のような手続きの効果として出現したのである。

それでは、国家理性という新しい統治合理性は具体的にどのように定義されたのか。国家理性の定義については、16世紀末から17世紀初期にかけてのいくつかの文献のなかで書いてある。ボテロの文献（1589）で国家理性は、国家の創設や拡張よりも国家の保守と、また狭い意味での国家の創設よりも国家の拡張と、はるかに深く関わっていると定義されている¹⁵。フーコーは特にパラッツォの『統治と真の国家理性に関する叙説』（1604）をとりあげて国家理性の定義を検討した¹⁶。そこで理性は、客観的には、事物のあらゆる要素を結合させる事物の本質として定義され、主観的には、意志が事物の本質にしたがうようにする魂の知的な力として定義されている。一方、国家は四つにわけて定義されている。第一に、領域である。第二に、司法の管轄圏であり、法・規則・慣習の総体である。第三に、結婚のような人生の選択や職業の選択である。なぜなら、結婚や職業があたえる規則や道理をまもるように、国家の規則や道理もまもるべきであるからである。第四に、運動と対立する事物の性質、つまり安定性である。こうした理性と国家の定義をまとめると、国家理性とは、客観的には、上の四つの意味で国家が自身の完全性を維持するのに必要十分なものである。主観的には、国家の平和を獲得するために必要な手段を知らせてくれる規則や技術である。そのほか、ヘムニッツの『国家理性』の文献のなかで、国家理性は、公的な事柄・会議・計画すべてにおいて払うべき配慮、国家の保守・増強・幸福のみに向かうべき配慮と定義されており、この配慮のためには最も容易かつ最も迅速な手段がもちいられなければならない。パラッツォの国家理性の定義からフーコーは四つの特徴をみいだす¹⁷。第一に、国家以外のなにも参照しないことである。たとえば、宇宙秩序も、神の秩序も、

¹⁴ 前掲書、306頁。

¹⁵ 前掲書、295頁。

¹⁶ 前掲書、317-319頁。

¹⁷ 前掲書、319-321頁。

自然の秩序も参照しない。第二に、国家理性は国家の本質であると同時に、それにしたがわせる認識である。つまり本質一知の関係で構成されている。第三に、国家理性は基本的に保存的・保守的である。国家の統一性がそこなわれた際に、統一性を復元するために必要十分なものをさがさなければ ならない。最後に、国家以外の目的をもたない。トマス・アクィナスの統治との類比において国家は永遠な至福や救済のための中間的な段階であった。国家理性は至福や救済を目的としないし、あるとしても国家それ自体のための至福や救済である。パラッツォは著作でつぎのような仮想的反論に対して答えている。第一、もし国家理性が国家以外の目的をもたないなら、国家理性はなくてもよいのではないか。なぜいかなる目的もない統治にしたがわなければならないのか。第二、国家理性は国家が直接的危険に面した瞬間にだけ介入してもよいのではないか。パラッツォはそうでないと答える。国家理性は恒常的に、あらゆる瞬間、あらゆる空間に介入しないとイケない、と。統治は連続的行為であり、たえずおこなわれるべきである。このようなパラッツォの国家理性の定義では中世と異なる歴史的・政治的時間観念がみいだされる¹⁸。無制限的な時間、恒久的・保存的統治の時間である。第一に、国家理性は統治の起源・土台・正当性・王朝を問わない。統治のなかにいることは、国家のなかにも、国家理性のなかにもいることである。第二に、統治の終着点がないことである。中世のように、国家は個々人の救済を目的とする必要がなく、あらゆる差異が消滅する最後の帝国・普遍的帝国に向かう必要もない。歴史の終末に向かわないのである。統治は無制限的であり、歴史の時間も無制限的である。最後の帝国という観念は恒久的平和の観念にかわる。その世界平和は、帝国の統一による結果ではなく、多数の国家の均衡による安定性である。

16 世紀末から 17 世紀初期にかけて出現した国家理性は、司牧が公的な形態に変容したものであった。司牧の救済・服従・真実という三つの体系は、国家理性においても異なる形態であられる¹⁹。それでは、三つの体系はどのように変容するか。第一に、救済の主題においてはクーデターがあげられる。17 世紀初期にクーデターは、重要な概念だった。ガブリエル・ノーデの『クーデターに関する政治的考察』(1639) やジャン・シルモンの『ルイ 13 歳のクーデター』(1631) といったクーデターに関する多数の論考が数多く書かれた。しかし 17 世紀初期においてクーデターの意味は、国家を所有者から押収・没収するものではなく、法・合法性を中断するものであった。普遍法やある秩序や司法の形式に違反するものなのである。したがって、国家理性は合法性と同質的なものではない。国家理性は合法性より上位のものである。ヘムニッツの『国家理性』によると、国家理性は法にしたがって命令するものではなく、法に対して命令するものである。クーデターは国家理性との断絶ではなく、国家理性の内部に記入されている要素・事件・方式であり、法を超越するものである。このクーデターの具体的特徴としてどのようなことがあげられるのか。国家理性は、通常は法が自身の作動要素であるため、法を尊重する。が、国家の必要性・緊急

¹⁸ 前掲書、321-323 頁。

¹⁹ 前掲書、323-339 頁。

性・救済の必要があるときには法の作用を排除する。クーデターは国家の自己表示であり、国家理性の自己宣言である。どのような形態であれ、国家は救済されなければならない。ここでクーデターの具体的特徴として第一に、必要性があげられる。国家の必要性は法より上位であり、国家理性という国家を最優先する法は、ほかの実証法や自然法や神の法を越える。必要性は「あらゆる特権を中止し、万人を服従させる」。つまり、国家の統治は、合法性によっておこなわれるのではなく、国家の必要性によっておこなわれる。第二のクーデターの特徴として、暴力があげられる。クーデターは、本質的に、暴力的である。国家理性が通常は法を尊重するように、通常は暴力的でない。しかし、国家の必要性が要請されると、クーデターがおこり、国家理性は暴力的になる。上述したように、クーデターが国家の自己表示であり、国家理性の自己宣言であれば、国家の暴力も同じく国家の自己表示であり、国家理性の自己宣言になる。ところが、17世紀のある匿名の文献（1652）によると、暴力と乱暴の概念の区別はあった。乱暴が個人の気まぐれによる暴力であるのに対して、クーデター、つまり暴力は賢者たちの合意による暴力である。ジャン・ジュネは1977年に『ル・モンド』に書いた記事のなかで、この対立を転倒させて、監獄のなかの言語と行動が暴力であり、それに対しておこなわれる裁判が乱暴であると述べた。クーデターの第三の具体的特徴として、演劇的实践があげられる。中世においても国家や主権者が表示される方式は演劇的であった。たとえば、戴冠式での都市入城や葬式など、主権者を宗教的に、誇示的に表現する儀式があげられる。他方、近代においては、宗教的ではなく、主権者の政治的表現が演劇的に実践される。それがクーデターである。『アンドロマック』や『アタリー』の古典演劇のなかではクーデターが演出された。国家理性は演劇的に実践され、表示される。また古典演劇は国家理性の暴力、つまりクーデターの表象を中心に組織される。

帝國的宇宙の単一性が解体され、宗教戦争がおわる17世紀末に新しい歴史的観点が開かれる。無制限的統治の誕生とともに、終着地も、目的もない多数の国家が永続するという観点がはじまる。これらの国家は、王朝の正当性や宗教的正当性ではなく、国家の必要性という国家理性の法にもとづいて存続する。国家理性の誕生という歴史の転換点は、ある種の歴史の悲劇の誕生でもある。すなわち、神の秩序や自然の秩序にしたがう統治ではなく、みずからの合理性にしたがう無制限的統治という悲劇である。クーデターは、この悲劇を現実の舞台の上で上演させる演劇である。国家理性という新しい統治理性が、大団円もなく、必要なときに暴力的に自己表示する演劇である。クーデターは国家の救済という名のもとで国家理性のもっとも純粋な形式としての暴力を人々が受け入れるように要求する。

司牧においての服従の体系が国家理性においてどのように変容するかをみるために、フーコーはベイコンの論文「騒擾と反乱について」（1625）をとりあげる。17世紀末まで騒擾と反乱は主な政治的問題であったが、ベイコンの論文のなかにそれがよく描写・分析されているのである。騒擾と反乱を予防することで統治者に対する人々の服従を樹立しなけ

ればならない。たとえば、騒擾の兆候、原因、騒擾に対する統治の対処法について書かれている。第一に騒擾の兆候について。まず騒擾は、国家において通常的な内的現象であり、平穏な時期にくる嵐のようなものである。例外ではなく、通常現象であるが、いくつかの兆候はもっている。統治者は騒擾の嵐がいつくるか、その暦を知らなければならない。下からの兆候には、騒音や価値の逆転や命令が円滑に循環されないことなどがある。統治者に対する誹謗文書がまわりながら騒音がおこり、統治者がよいことをおこなってもそれらに不満をいだくことで価値を転倒させる人々が存在する。また、命令を伝達する人々が弱い口調で命令し、命令を受ける人々が命令を実行せずに命令と服従のあいだに自身の意見を挿入することで命令が循環されないことも、騒擾の下からの暗視である。一方、上からの騒擾の兆候もある。貴族が主権者の命令にしたがわないで、自身の利益と自身の首長にしたがう現象がそれである。貴族だけでなく、君主も騒擾の兆候をみせる場合がある。君主は党派が対立するとき、それを調停する上位の観点をとらなければならないが、片方の党派の利益を支持するとき、騒擾がおきる可能性が生じるのである。第二に騒擾の原因について。ここには本質的原因と偶然的原因がある。本質的原因としては、物質的なものと認識的なもの、あるいは貧困と不満足、あるいは腹と頭からくる問題があげられる。貧困は、騒擾がおきる根源的な問題でもある。ベイコンは「腹の反乱は最悪だ」と言及することで物質的なもの、貧困、腹の問題の重大さを示した。認識的なもの、不満足、頭からくる問題は世論と知覚をさすのであって、腹の問題とかならずしも必然的關係にあるわけではない。だが、人々の不満足というのは理性的根拠によって生じるのではないため、その不満足を正当か不当かの基準で判断してはならない。貧困と不満足は、引火物質のような本質的原因であるだけに、騒擾の対処法もこれらの問題に関連しなければならない。偶然的原因は火炎性物質におちる要素のようなもので、その数が多い。たとえば、宗教上の変化や税制上の変化や物価高騰などがあげられる。これらの問題は本質的ではないにしろ、利害をたがえる「人民を共通の大義に団結させる」。最後に、それでは騒擾に対して統治はどのように対処すべきか。特に本質的原因に対処しなければならない。貧困を除去するために、奢侈を抑制し、墮胎・無為徒食・流浪・乞食を防止しなければならない。商業を優待し、貨幣が循環するようにすること、少数の人々が多く消費するより、多数の人々が少なく消費するようにすることも対処法である。認識的なもの、不満足、頭からくる問題を除去するためには、人民と貴族が団結しないようにすることが最優先である。緩慢な人民と虚弱な貴族のままでは、人民と貴族が統合して不満を噴出しないからである。貴族を統治する側の味方にするのは大した問題がない。貴族たちを斬首したり、買収することもできるし、斬首されたり、うらぎったりするのが貴族という人々であるからである。問題は人民の不満である。統治するものたちは、人民の不満が反乱や騒擾にいたらないように若干の希望を人民に残すべきである。また、人民と貴族の断絶を確立するために、人民が貴族のなかで自身たちの首長をさがさないようにしなければならない。

ベイコンのこの論文はマキアヴェリを参照してはいるが、両者のあいだには相違もみら

れる²⁰。マキアヴェッリの『君主論』（1532）との比較を通して何が異なっているかがわかる。第一に、マキアヴェリが提起した問題は、権力を剥奪されないために君主はどのようにすべきか、である。一方、ベイコンの論文は、国家内に恒久的に存在する可能性としての騒擾と暴動をどのようによく統治すべきか、という問題をあつかう。つまり、君主よりは、統治に重点がおかれている。第二に、マキアヴェリは人民の不満と貴族の不満を明確に区別している。人民の不満より、君主に対抗する貴族たちの不満と陰謀が君主にとって危険なのである。しかしベイコンにとって問題は人民であり、人民こそ国家統治の本質的対象である。上述したように貴族が統治者の味方することは容易であるが、人民は統治者から遠くに在りし、人民が反乱をおこすと統治にとって危険になるからである。第三に、マキアヴェリが計算するのは君主の資質であり、君主に対する人々の品評である。ベイコンが論じることが君主個人より統治であって、計算することも統治の対象である。統治対象としての人民であり、統治対象としての経済である。富、富の循環、税金が、統治の操作すべき経済の要素である。のみならず、人々の頭からくる世論も、ベイコンが計算することである。貧困と不満足が騒擾の本質的原因であるからである。すなわち、経済（貧困）と世論（不満足）が、統治が計算すべき二大要素である。ベイコンの論文で描写されている統治の対象と方法は、以下で論じる重商主義の政治的实践である。経済的計測の政治と、世論キャンペーンが同じ時期に発達する。経済学者と世論操作者、当時「広告業者」とよばれた人々が同じ時期に誕生する。貧困と不満足が騒擾の原因であるからであり、経済と世論が統治の対象であるからである。

中世の司牧においての真実の体系は、国家理性においてその循環と類型が変容する。司牧において牧者は共同体のなかでおこることを知るべきであり、人々は自身の内面の真実を発見し、告白しなければならない。牧者はその真実の恒久的証人である。国家理性において、真実は、統治者が統治するために知るべき知である。17世紀初期までは統治者が統治するのに賢明さだけで充分であり、その賢明さとは、統治者が実証法・自然法・神の法を知ることを意味した。法を知り、それをどの程度、いつ、いかなる状況に適用するかを知ることが統治者に必要な賢明さだった。しかし国家理性という統治性のもとでの統治者は、法より国家を構成する要素、国家を維持し、発展させるのに必要な要素を知ることがもとめられる。法を知る必要がないわけではないが、法以上にはるかに重要な知があるのである。法よりは事物に関する認識が必要である。その事物には具体的には、人口数や死亡率・出生率の計量や、鉱山と森林のような国家の潜在的富の算定や、循環する富の算定、税金の効果の測定などがふくまれる。いわば、国家を構成する諸要素であって、17世紀当時は、これらの知を統計学とよんだ。しかし、こうした国家認識は技術的に難しかったために、アイルランドやドイツの群小国家のように規模が小さいか、占領された国家で統計学が発達した。なお、この国家に関する知、つまり統計学は「権力の秘密」でもあるため、国家の対抗者に知られてはならない。公的なものになってはならない。

²⁰ 前掲書、334-336頁。

人口に関する知識が統治者に必要な国家認識であると述べたが、まだ人口の概念があったわけではない。国家理性の統治がはたらきかける人々は公衆であって、公衆の行動を変化させ、世論という真実を産出するように、人々の意識に介入することである。人々にある表象・思考をあたえるだけで、人々の態度・行動を能動的に使用することではない。人口として人々の態度・行動を能動的に統治に使用することは、国家理性を作動させるための装置である内政によってである。17世紀から18世紀半ばにかけて、人口という新しい主体を出現させる内政の実践によってである。

上で国家が人間たちの統治実践と思考の領域のなかに入ったとき、国家が出現したと述べた。今まで救済・服従・真実という司牧の主題にもとづいて国家理性による統治の特徴を考察したのは、国家が自身を出発点にして内的論理や自発的装置を通して自動的に個人の前にはあらわれるものではなく、一連の手続きの総体であるからである。国家理性という統治合理性下での特徴的な統治実践によって、国家が構築されたのであり、また一連の手続きの総体が、国家を統治方式と関連づけるのである。

国家理性は、16世紀に、人間を指導する任務が統治者に要求されつつ、中世の宗教的操行指導が政治的形態であらわれたものであるゆえに、司牧の三つの主題で国家理性の統治の特徴を描写することができた。しかし国家理性の出現は、単に司牧的統治の変容・移動であるよりは、固有の合理性をそなえている統治術の誕生であり、16世紀末から17世紀初期までの自然科学の発見・実践と同様に重要な歴史的事件である。また、国家理性という統治理性は思考・推論・計測の一定の形式を発生させるが、それは当時、政治とよばれた。政治は、神が除去された世俗的世界の統治を思考する方式である。国家理性は、自身の原則であり、目標でもある国家を描写していた²¹。原則というのは、主権者や法や領土や住民など、国家の要素で構成される総体を認識させる思考方式である。国家理性の目標が国家であるということは、国家理性の介入を通して獲得されるべきことが国家の完成であることを意味する。国家は国家理性という統治理性に命令を下し、必要性に応じて合理的に統治できるようにはからう。パラッツォの国家理性の定義のなかで、四番目の定義は、国家は運動と対立する事物の性質である安定性だった。パラッツォは国家理性を本質主義的に定義して、国家理性は国家を平穏な状態・理想的状態・あるべき状態・自身の本質に近い状態にあるようにつくるべきであると述べる。国家を不動の本質にあわせることである。ところが、フーコーは当時の国家理性の定義のなかで重要な特徴をみいだす²²。パラッツォだけでなく、ヘムニッツやボテロといった理論家たちによる国家理性の定義では、国家理性が国家を維持・増強させる規則や認識であるといわれているのである。維持だけでは不十分で、増強させることが必要であるというのである。国家を増強させるとはどういうことか。それは、国家を脅威させる物事を回避することである。回避すべきことはペイコンが言及したような反乱と革命である。革命は、当時ある周期を意味していた。国家が誕生・

²¹ 前掲書、356-357頁。

²² 前掲書、358頁。

増強・完成・衰退する、自然的・歴史的周期である。これは国家にとって脅威になる過程であって、国家はみずからを維持するために、革命を回避しなければならない。ところが、パラッツォやヘムニッツやボテロの理論家たちと異なり、国家統治に直接にかかわっていた人々にとっては、国家維持だけでは不十分で、国家増強が重要な政治的实践であった。16世紀末から17世紀初期にかけて諸国家が競争の空間に並列的に置かれているからであり、その結果、必然的に諸国家は自国の増強をはたらきかけたのである。諸国家が競争の空間にあるという観念は、当時新しい時間的・空間的観念であり、以下で論じる統治術を発展させた。この観念が新しい理由は、理論的側面と歴史的現実の側面から考察することができる²³。理論的側面において、国家理性の理論家たちは、国家を、国家という固有の目的をもつものとして定義する。国家は国家をめざし、国家固有の善を追求し、実証法・自然法・神の法が国家を制約することはできない。国家は万人の救済や教会による世界の統一に向かわない。これらの定義からみちびかれることは、固有の目的をもつ多数の国家が存在するという開かれた時間性と多数の空間性である。開かれた時間性と多数の空間性という観念は、歴史的現実によって裏づけられる。歴史的現実は帝国と教会という二つの大きな軸の消滅であり、それは1648年のヴェストファーレン条約によって定式化された。ここでは、いくつかの事実が確認される。第一に、宗教改革によって教会が分離・制度化された事実である。第二に、もはや国家が宗教的帰属関係によって同盟をむすばない事実である。諸国家が競争の空間にあるという観念は、こうした現実と関連する。相互にいかなる従属関係も、依存関係もない単位が存在し、これらの単位は競争の空間・貨幣循環の空間・植民地征服の空間・海洋支配の空間のなかでみずからを肯定する。従属関係・依存関係ではない国家間の競争関係という現実が、国家増強という実践に重要さを付与するのである。

とはいえ、国家間の対抗・対立・競争関係は国家理性の統治理性によって始めて出現した現象ではない。16世紀以前にも王朝たちの対抗関係があったが、16世紀末から17世紀初期にかけて国家理性が出現するとともに、多数の国家の競争関係が一定の思考形態として認識のなかに入るようになった、というのである²⁴。王朝たちの対抗関係から国家の競争関係への思考形態の移行がわかるものとして、三つの変換があげられる²⁵。第一に、対決がおきる可能性を思考・測定するにおいて、君主の富ではなく、国家の富が思考されるようになる。第二に、君主の所有物で君主の力を算定するのではなく、国家の天然資源や貿易収支で国家の力を算定するようになる。第三に、以前は君主の力が特徴づけられるのは家族の義務で結ぶ同盟であったが、国力が国益の暫定的結合という同盟から測定・計算されるようになる。もちろん王朝たちの対抗関係から国家の競争関係への移行は、順次おきたのではなく、重層的におきた。

²³ 前掲書、360-362頁。

²⁴ 前掲書、364-365頁。

²⁵ 前掲書、365-366頁。

君主たちの対抗関係から国家間の競争関係への移行を通して発見されるのは、力の概念である。王朝たちの戦争ではなく、力・国力を使用・計算することが政治になる。いわば、力学の政治が生まれるのである。この現象は物理学においても同様におきた。ライプニッツは政治学の力学の理論家であり、物理学の力学の理論家でもあって、特定の単位が物理的表出として力を行使するように、「ヨーロッパの均衡」というのも、可変的で、たがいに敵対する力がたがいに抵抗しながら行使する動的な状態であると述べた²⁶。ヨーロッパの均衡。国家間の競争関係というのは、つまり西ヨーロッパの諸国家の均衡状態である。国家間の力の均衡を維持し、均衡のなかで各国の力を増強させるために、西ヨーロッパは、二つの装置を作動させる。外交的・一軍事的装置と内政装置がそれらであって、二つの装置は安全メカニズムを構成する。1618年から1648年にかけての30年戦争がおわり、1648年のヴェストファーレン条約とともに成立された安全メカニズムの目標は、ヨーロッパの均衡である²⁷。ここでヨーロッパは、教会による普遍的統一に向かわない。統一・帝国という最終目的をもたない地理上の分割である。また、国家間に従属関係・依存関係はないが、小国・大国の関係はある。ヨーロッパのなかのいくつかの強い国家が、残りの国家に対して決定権を行使することができる、ということである。そのほか、ヨーロッパはヨーロッパ以外の世界と経済的支配や植民地支配や貿易における利用という関係を結ぶ。つぎに、均衡は何を意味するのか。それは強国が他国に自身の法を強要できないことを意味する。また、最強国の数は制限されており、最強国のあいだには力の平等が維持されることを意味する。たとえば、イギリスやオーストリア、フランス、スペインのあいだの国力の均衡という形態をとる平等主義的な貴族制が最強国間の関係である。最後に、均衡はいくつかの小国の力の連合が、一つの強国、あるいはいくつかの強国の力と均衡であることを意味する。小さい勢力と上位勢力が力の均衡をとらなければならないこの原則は、ヴォルフの18世紀の著作『万民法』（1749）にも書いてある。

ヨーロッパの均衡という国家間の競争関係は、平和をめざす。しかしそれは歴史の完成としての帝国の平和ではなく、多数性で維持される平和である。開かれた時間性と多数の空間性による平和である。この平和を維持するために、安全メカニズムは外交的・一軍事的技術、あるいは外交的・一軍事的装置を道具としてもちいるようになる²⁸。第一に、戦争が外交的・一軍事的技術にふくまれる。しかし国家理性が作動させる統治術としての戦争は、中世の戦争とは、機能・形式・正当性・目標が異なる。中世において、戦争は司法的行動と分離されなかった。君主たちの私的な紛争と公的な法権利上の紛争のあいだに不連続性がなかった。つまり戦争で勝利したものが法権利をもち、敗北したものが法権利を失うことが、16世紀以前の戦争であった。16世紀末から17世紀初期にかけての国家理性が作動させる戦争は、法的口実を必要としないで政治と連続性をもつようになる。その政治は、国

²⁶ 前掲書、381頁。

²⁷ 前掲書、368-371頁。

²⁸ 前掲書、372-378頁。

家間の平行を維持する機能を果たす。戦争が政治的命令によっておこなわれること、この原則は19世紀にクラウゼヴィッツによって定式化されるようになる。「戦争はほかの手段による政治の連続である」と。第二に、外交が外交的・一軍事的技術にふくまれる。たとえば、ヴェストファーレン条約のような多国間の条約が統治の外交的手段としてあらわれる。戦争と同じく、条約による国家間の紛争解決も中世のそれと異なる。中世においては征服者の権利によって紛争を解決したが、16世紀末からは力の平行という物理学の原則によって領土・都市・修道院・植民地が交換や移転される。君主の権利が重要でなく、国家間の物理学の原則が重要になるのである。その帰結として交渉をおこなう恒久的組織、いわば常任大使が設置されるようになる。外交大使によって国家間の紛争を解決するという思考は、つまり「国際関係」という思考でもある。帝国の単一性のなかにある世界ではなく、力の関係にある諸国家という新しい思考である。複数の国家がヨーロッパという一つの空間を構成するという思考は、個々人が一つの社会を構成することに類似する。ジャン・バティスト・ビュルラマキの万民法に関する著作『自然法ならびに万民法の諸原則』

(1766-1768)に書いてあるように、近代ヨーロッパは、「共通の利益によって結びついた互いに独立した構成員が秩序と自由を維持するために寄り集まっている一種の国家のようなものになる」²⁹。複数の国家が一つの社会を形成するという思考は、万民法を発展させ、国家間にあるべき法的関係を定義させた。最後に、常時的軍事装置の設置が外交的・一軍事的技術にふくまれる。常時的軍事装置には、1) 軍人の職業化、2) 常時的な軍の構造、3) 要塞と運送装備、4) 知や戦術的考察や作戦の諸類型や攻撃と防御の諸図式などがふくまれる。常時的軍事装置は、戦争のためというよりは、ヨーロッパの力の平行を維持するためである。国家間の力の平行を維持することが政治の機能であるため、軍事装置は政治の一つの部品になる。クラウゼヴィッツが「戦争はほかの手段による政治の連続である」といったように、軍事装置の制度化は政治の延長線上にあるのである。

ヨーロッパの均衡をめざす安全メカニズムの第二の要素は、内政である。これはポリスともよばれるものであって、国家理性が統治の計算原則になった16世紀末から18世紀半ばまでのポリスの意味と、今日において警察制度を示すポリスの意味は異なる。15世紀から16世紀にかけてのポリスの意味は³⁰、公的権威によって支配される共同体や団体の形式を示していた。したがって、家族や修道院はポリスとよばれない。また、公的権威によって支配される共同体のなかでおこなわれる行為の総体もポリスとよばれた。たとえば、レジマンという支配や統治の方式がそれである。そのほか、評価の対象になる統治の結果もポリスの意味にふくまれていた。しかし、17世紀以降からはポリスの意味が変化する。適切な国家秩序を維持しつつ、国力を増強しうる諸手段の総体がポリスとよばれるようになる。テュルケ・ド・マイエルヌが1611年に書いた『貴族民主的君主制』には内政がつぎのように定義されている。「国家に装飾と形式、壮麗さをもたらしうるあらゆるもの」であり、

²⁹ 前掲書、376頁。

³⁰ 前掲書、388-389頁。

「そこに見て取れるあらゆるものの秩序」である³¹。ホーヘンタールの文献(1776)にも「国家全体の壮麗さと全市民の幸福のため用いられる手段の総体」であると、内政が定義されている³²。フォン・ユスティの文献『内政の一般的諸要素』(1756)では、「国内に関する法や統制」の総体であり、「国力を堅固たらしめ増強することにたずさわり、国力の善用に努める」³³ことであると定義されている。つまり内政は、国家を増強することに関連することなのである。こうした内政は、ヨーロッパの均衡と密接な関係にある³⁴。第一に、形態上の関係である。ヨーロッパの均衡は、各国の国力増強にもかかわらず、国家間に平衡を維持することである。内政は適切な国家秩序を維持しつつ、国力を最大限に増強することである。第二に、条件化の関係である。ヨーロッパの均衡は自国の増強のみならず、他国の増強も適切に維持されるとき確保される。一国が優位にあたり、劣位にあたりすると不均衡が生じる。したがって、諸国家は、競争空間における均衡を維持するために、他国内政が適切におこなわれているかどうかを監視すべきである。ここで第三に、諸般的準備にかかわる関係が出てくる。すなわち、ヨーロッパの均衡と内政は、統計学という共通の道具をもつ。自国のみならず、他国の国力、たとえば人口・軍隊・天然資源・貨幣循環がどのような状態にあるかを解説・測定するために、統計学という学問が確立されるようになる。ヨーロッパの均衡を維持するためには自国の国力を増強し、他国の国力も測定する必要があるが、ここで統計学が使用されるようになる。統計学は適切な内政によって可能な知であり、適切な内政のために必要な知でもある。統計学によって国内の内政と国家間の均衡が連結される。

ヨーロッパの均衡は、ヨーロッパの多くの国家が共有する概念であり、装置であったが、内政は各国において同じ形式の理論的考察や制度化がみいだされない。内政の概念や展開された様態は異なる³⁵。イタリアは、制度の次元としても、また分析・省察の次元としても内政が欠けていた。領土の分裂と、支配的位置にあった教会といった背景により、国力増強よりは多数の地域・勢力の均衡が重要だった。他方、ドイツでは内政が理論的・実践的に活発に展開された。ドイツの小国は内政実践のための実験的モデルと場所になった。その実践は大学という機関でおこなわれた。大学は国力を増強するために行政官を養成する場所であり、国力を増強するために使用される技術を省察する場所であった。ドイツでは内政学が学問として発展し、17世紀末から18世紀末にかけてヨーロッパ全体に影響をあたえた。フランスは、イタリアと異なり内政が思考・実践されたが、ドイツのような理論的体系なしで措置・行政命令・勅令を通して制度化され、主に君主の教育者たちによって内政理論が構想された。

内政の目標が国力増強であれば、内政が実際に担当するものは何なのか。上述したよう

³¹ 前掲書、407頁。

³² 前掲書、389頁。

³³ 前掲書、390頁。

³⁴ 前掲書、390-392頁。

³⁵ 前掲書、392-395頁。

に、テュルケ・ド・マイエルヌは「国家に装飾と形式、壮麗さをもたらしうるあらゆるもの」であり、「そこに見て取れるあらゆるものの秩序」である、と内政を定義した。つまり内政は、統治術全体である。テュルケ・ド・マイエルヌの『貴族民主的君主制』には、内政をおこなうためには、四つの業務と四つの管理が必要であると書いてある。司法を担当する大法官、軍隊を担当する総司令官、財政を担当する財務長官、最後に内政を担当する保守および改革長官がそれらである。司法・軍・財政はすでに存在した伝統的の制度である。これらに内政が追加されることによって、内政は行政的な近代性ともよべる。内政を担当する保守・改革長官は「謙譲・慈悲・忠誠・精勤・儉約の独特な実践」を維持する業務をする³⁶。内政長官には四つの事務局が属する³⁷。第一に、内政事務局である。子どもと青少年の教育を担当し、青年の職業を担当する。テュルケ・ド・マイエルヌによると、識字は王国で機能を行行使するのに必要であるため、内政事務局は子どもに文字を教育する。なお、子どもが 25 歳になると、内政事務局に出頭し、どのような仕事をしたかといわなければならない。青年の職業と生活方式が名簿に記載される。もし青年が記載を拒否するなら、その人は市民としてあつかわれぬ。「人民のくず、名誉を欠いた浮浪者」としてあつかわれる。第二に、慈善事務局が内政長官に属する。身体が健康な貧民には仕事を付与し、病人や障害者には手当をあたえる。そのほか、慈善事務局は伝染病や公衆衛生に関与する。火災や洪水など、事故を防止・援助する。高利貸しから保護するために、零細職人や農民に金銭を貸す仕事もする。第三に、第三の事務局があげられる。商人を管掌する業務を担当するところであり、市場の問題や製造方式の問題を解決し、全国に商業を助成する業務を担当する。第四に、領土事務局である。領主権が人民を圧迫しないように措置し、不動産の購入・売却方式を監視し、売却価格を監視する。また、相続を登記し、王の領地・道・川・公共建造物・森林を監視する業務を担当する。

テュルケ・ド・マイエルヌが分類した四つの業務のなかで内政事務局がおこなうことをみてみよう。上述したように内政事務局は子どもと青少年の教育を担当し、青年の職業を担当する。教育は子どもと青少年が将来に職につくようにおこなわれなければならないし、教育を受けた青年は人生において何かを職業としなければならない。人間は身分秩序のなかの身分であるから人間なのではなく、何かを仕事としてするから人間である。「それぞれの階級（人民を構成する五つの身分ないし階級）は純粹に私的な性質のものであるため、貴族であるとか平民であるとかいったことは問題にならない。問題になるのはただ、国家において各人が生き守ろうとする手段、やりかただけである」³⁸。テュルケ・ド・マイエルヌが定義した内政事務局が担当する業務からわかる内政国家の目的は、国力に関連がある人間の活動を制御・担当することである。内政国家において、問題は、人間の活動を国家に有用になるように変換することである。人間の活動から国家の有用性を創出しなけ

³⁶ 前掲書、396 頁。

³⁷ 前掲書、396-397 頁。

³⁸ 前掲書、410 頁。

ればならない。こうした内政国家の目的から、内政が担当する対象を演繹することができる³⁹。第一に、内政は人間の数をふやすべきであり、それは内政の一次的対象である。なぜなら、人口の数と国力のあいだに相関関係があるからである。もちろん中世においても、国力が住民の数によるという思考はあったが、17世紀に人口の数と領土の面積と国家の富のあいだに相関関係があるということが知を構成し、明示的意味をおびるようになる。第二に、内政は生活必需品を担当する。つまり人間が存在するのにとどまらず、生命を維持するようにしなければならない。したがって、内政は食糧・衣服・住居・暖房を臣民に提供しなければならない。そこには、農耕地ではない土地を農耕地にし、租税負担と民兵規模を縮小して農村の人民をふやす農業政策がふくまれる。第三に、健康が、内政が介入すべき対象である。それは、らい病やペストの伝染病のように感染者を一時的に隔離するようにおこなわれるのではなく、あらゆる人々の日常的保健に恒久的に介入する。ここから都市空間の政策全般がみちびかれる。疾病をもたらしうる条件、たとえば都市の空気、換気、通風を監視しなければならない。第四に、内政は人間の活動に介入する。労働可能な人に労働させ、非健康な貧者には手当を付与する。また、国家の有用性に必要な人民の活動が実行されているか監視する。第五に、内政は人間の活動から生まれた商品と生産物の循環に介入する。ドマの『公法論』(1697)によると、「海、河川、橋、道、公共広場、大通り、その他公共の場」などが内政の介入対象であって、循環は循環それ自体のみならず、循環を可能にする統制・制御、あるいは促進・奨励からなる総体を意味する。循環には生産物のみならず、人間の循環もふくまれるため、内政は流浪を抑制し、熟練工が王国をはなれないようにしなければならない。

内政が担当するこれらの対象から類推できるのは、人間相互の生きかたや共存形式が、内政の根本的対象である、ということである。

このように内政が抱えこんでいるものはつまるところ広大な領域であり、生きることからただ生きるという以上のことまでを含んでいると言えます⁴⁰。

すなわち、17世紀から18世紀までの内政は生存のみならず、生存以上のことをおこなうこと、つまり、共存を担当するのである。生きるというより、少しばかりましに生きるという体系の内部に内政が挿入され、生存と生存以上のことを国力に転換する技術の総体が内政を構成する。内政は個人の生存を経由し、生存以上のよき生を経由し、それらが国力にいたるようにする。内政の究極的目的は、個人の生存と至福を国家にとって有用なものにすることである。

18世紀前半にフランスとドイツの内政実践にとって基礎になった文献がある。それはニコラス・ドゥラマールの選集(1705)であって、内政が担当する13領域を明示している。

³⁹ 前掲書、400-403頁。

⁴⁰ 前掲書、403頁。

内政が宗教と良俗にたずさわるのは「生のよさ」を確保するためである。保健と食糧にたずさわるのは自然的「生の保守」のためである。公共の安寧、建造物、道路、諸科学と自由七学科、通商、手工業と工芸、使用者と労働者は「生の便宜」に関するものである。演劇と遊戯は「生の快適」に関するものである。これらは17世紀から18世紀にかけて内政が担当することが生存のみならず、生存以上の「よき生」であることを示す。こうした内政が介入する対象から二つの特徴がみいだされる⁴¹。第一に、内政は都市的な対象に介入するということである。都市のなかに存在し、都市のなかで本質的に重要なことに関与する。大通りや建造物や通商や手工業と工芸は、都市のなかに存在するものであり、人々が健康を維持するように都市関係を整備し、食糧が底をつかないように管理することも、都市の高密度の共存からくる問題を防止するためである。第二に、内政の対象は都市のなかでおきる商業に関するものである。商品の制作・交換・循環・販売を統制することがそれである。つまり内政は都市的現象に関与するのであり、内政と都市は密接な関係にある。人間が共存し、商品が循環・売買されるからこそ内政がその方式を調節することができたし、人間の共存と商品の循環・売買を統制する内政があるからこそ、都市が存在した。内政はそのほか、重商主義とも密接な関連にある。重商主義は、競争関係にあるヨーロッパの各国が国力を増強するためにもちいる計算と技術であり、国家理性による統治実践を裏づける理論である。重商主義は、各国が可能なかぎり多くの人口をもつこと、その人口全体が労働につくこと、労働の賃金が可能なかぎり低いこと、それらによって商品の原価を安くし、商品を外国に多く売って通商で勝利し、王の財産を確保することを要求する。ヨーロッパの競争関係という均衡は、どの国家も国力において劣位になってはならないため、各国の国力を増強する内政は、ヨーロッパの均衡と切りはなせない関係にある。国家理性がヨーロッパの均衡を目標とし、力関係を維持するために内政を安全メカニズムの第二の要素として設置したとき、内政は都市的で商業的なもの、つまり通商を主要道具としてもちいた。ここで重要なのは、通商が発達したというよりは、統治—内政—都市—通商の関係が思考のなかに入るようになったということである⁴²。国家理性の統治理性にもとづく統治は、国外的にはヨーロッパの均衡をめざすべきであり、均衡を維持するために国内的には国力を強化すべきである。また、国力の強化は人間の共存と商品の循環を統制することによって達成できる。このような諸要素のつながり、つまり国家理性の統治—内政—都市—通商のあいだの結びつきが認識可能・分析可能な諸関係になる。都市が生に対する国家介入のモデルになる。統治は、生きることとそれ以上の「よき生」のことを、保健や大通りや市場や穀物などを通して考慮に入れる。統治は都市を通して個人の存在と安寧に介入する。またその介入方法は通商の統制である。国力増強を目標とする内政にとって通商は特権的な対象・道具になる。

⁴¹ 前掲書、416-417頁。

⁴² 前掲書、420-421頁。

ところで、内政はどのような形態でおこなわれるのか⁴³。内政も司法と同じく王の権力から派生するが、非司法的に臣民にはたらきかける。それは主権者がおこなう直接的な主権の行使である。そのため、フーコーは、内政を恒久的クーデターとよぶ。なぜなら、エカテリーナ 2 世の『勅令集』(1769)に書いてあるように、「内政が些細な物事にたずさわるのに対して、法は重要な物事にたずさわる。内政はたえず細部にたずさわる」からである。とはいえ、内政が非司法的に作用するにせよ、いったん法の形はとっている。勅令・禁止令・指令がそれである。司法的法律より、もっと恒久的・細部的に日常の些細な部分を統制する機能を果たす。内政の中心的機能・性格が統制なのである。16 世紀末から 18 世紀にかけて工房や学校や軍隊でみいだされる規律権力は、このような内政の統制する機能・性格をとっている。都市を一種の準修道院にし、王国を一種の準都市にすることは、内政の大いなる規律的な夢である。

人口の数と商品・貨幣の循環を統制することで国力を増強すること、このような国家理性の統治性にもとづいた統治実践は、18 世紀半ばになると、経済学者たちによって批判されるようになる。経済学者たちは、主に穀物の問題と食糧難の問題を通して国家理性による統治を批判する。重農主義者ともよべる経済学者たちは、経済的理性で既存の重商主義を修正しようとする。重農主義者たちの批判は、単に重商主義と統治の問題点を指摘するのではなく、新しい統治理性をわからせることだった。何をめぐって 18 世紀の経済学者たちによって問題が提起されたかをみると、重農主義の理論的・実践的変容と統治がしたがうべき新しい合理性がわかる。重農主義者たちは四つの問題提起で内政国家を批判する⁴⁴。第一に、食糧難を回避し、穀物を豊富にすることを欲するなら、穀物が高い価格でなければならぬ。高い価格で農民に正当な対価が支払われなければならない。重商主義の技術・計算がもちいられる内政国家においては、穀物を安い価格になるように統制し、それによって労働者の賃金を低くし、したがって安くなった商品を国外に多く売って、可能なかぎり多くの金を輸入することが重要だった。しかし重農主義者たちは、穀物の豊富さを安い価格ではなく、高い価格と関連させる。こうした重農主義者たちの主張は、重商主義の理論と対立するだけでなく、新しい要素を統治性のなかに導入するのである。つまり、農業を導入することで、都市ではなく大地を、循環ではなく生産を、売却益ではなく変換を統治性の対象として主張するのである。都市をモデルにして秩序化した 16 世紀末から 18 世紀初期までの内政体系が破綻し、農業中心主義が出現する。第二に、ここから正しい価格という概念が出てくる。穀物価格の上昇を放置すると、高すぎず安すぎず、適正価格が定まるようになる、ということである。たとえば、穀物価格が高いと、可能なかぎり多くの種をまくようになる。したがって収穫もよくなる。それによって穀物が商品化され、外国人たちも穀物の高い価格で利益をあげようとして多くの穀物をおくってくる。経済学者たちのこうした主張は、農業に関する学説以上に、内政体系における統治性に対する批判を

⁴³ 前掲書、421-423 頁。

⁴⁴ 前掲書、424-429 頁。

はらんでいる。事物には流れによる自発的調整というものがあるため、事物を統制しようとすることは無益である、ということである。つまり、統制よりは調節が重要である。第三に、このような自然的流れと自発的調整は、人口においても同様である。人口には望ましい最適の数があるだけであって、絶対的数、つまり多い数が必要なわけではない。内政体系においては統制に従順にしたがう多くの労働する臣民が必要だった。18世紀の経済学者たちは人口には自発的調整があるため、人口数は状況に応じて調整されるという。最後に、国家間の通商の自由を動くまま放置することである。外国の穀物価格が高ければ、自国の多くの穀物を放出し、それによって自国の穀物価格が高くなると、また外国の穀物が入ってくるようになる。内政体系においては国家間の力の均衡を維持することが統治の目標だった。重農主義者たちは、国家間の競争関係を個々人の競争関係のように放置し、また個々人の競争関係を動くままに放置することを主張する。個人間の競争関係を放置することで、その競争から派生する各人の利益が、万人の利益につながる。16世紀末から18世紀初期までの内政体系においては、個人の幸福を国家に有用なものに変換する超越的・総合的原則としての国家だったが、もはや国家は、利益のメカニズムが動くように調節することにとどまるべきである。このように、利益の自然的メカニズムに関して国家の役割がどのようなものであるべきかを規定する議論のなかでみいだされることは、新しい統治合理性である。統制ではなく調節・放置する統治合理性が経済の分野で出現する。もちろん17世紀にも内政国家に対する批判はあった。それは法学者たちによる批判であって、王権が常軌を逸しないように制限することだった。統制を根源的機能とする国家理性という統治合理性それ自体は、問題にしなかったのである。しかし18世紀半ばの経済学者たちは、統制の統治合理性を批判し、調節の統治合理性を主張する。新しい統治合理性を提示する点で、重農主義学派の経済学者たちは17世紀に宇宙的秩序と分離して統治固有の合理性を定義しようとした政治家たちを想起させる。政治家たちが、宇宙的秩序の一部としての統治に自然と区別される統治合理性をあたえたのに対して、経済学者たちは、経済的理性ともよべる統治合理性で国家理性に新しい形式・内容をあたえようとする。国外の外的平衡と国内の国力増強という国家理性の基本目標はそのままであるが、経済学者たちの学説を通して国家理性はだんだん修正されるようになり、経済学者たちが提示した統治性は現代的統治性の基本線までみちびかれる。国家理性に対する経済学者たちの修正事項は五つにわけられる⁴⁵。第一に、自然性を再導入する。それは人間どうしの関係にある自然性であって、人間たちが共存・交換・労働・生産するとき存在する自然性である。いわば、社会の自然性である。中世や16世紀には宇宙の自然性があった、統治は神の秩序の一部をなすものとされた。16世紀末の国家理性はこの秩序を切断し、国家固有の合理性を出現させる。国家理性は無神論だと非難されたし、人工性をおびた統治性である。18世紀の経済学者たちは、人間たちが共存するのに特有の自然性である社会を、分析可能な領域として、知と介入の領域として導入した。市民社会ともよばれるこの社会が、国家が関与・認識・管理・

⁴⁵ 前掲書、431-437頁。

調節すべきものになる。市民社会は 18 世紀に生まれた統治性によって、統治の相関物になる。第二に、経済学者たちによる国家理性の修正事項として、社会的自然性と相関して科学的認識ともよべる認識テーマが出現する。いわば、政治経済学の誕生である。経済学者たちが要求する科学的認識は、17 世紀の国家理性のように力の計算、外交的計算ではなく、手続きそれ自体において科学的であるべき認識であり、政治経済学がそれである。科学的認識は統治に不可欠であるが、それは統治が科学的に計算・実践されることを意味しない。統治が統治の根拠を科学的認識のなかでさがすことを意味する。統治は手続きに対する科学的認識の結果を尊重しなければならない。それを無視する統治は失敗する。科学は統治の外部にある。科学は統治術に真っ向から立ちむかう。ここで知と統治の関係が出現し、知でも権力でもあり、科学でも決定でもある混合的なある単位が二分される。したがって、知はしだいに理論的純粋性をみずからに要求して経済学になり、統治によって考慮される権利を要求するようになる。第三に、人口が特殊で相対的な現実として登場する。二つの意味でそうである。1) 人口は固有の自然的法則によって増大・減少するということである。2) 各人と各人のあいだには、相互作用・循環作用・伝播作用があるということである。各人と各人のあいだにある自発的結びつきによって、人口内部で利益が構成される。国家は人口の自然性という新しい現実を引き受けるべきであり、それによって 18 世紀後半に社会医学、人口学が発達した。国家理性に対する経済学者たちの修正事項として第四に、統治は自然的手続きを尊重すべきであり、統治の介入は制限されなければならない。統治は統制ではなく、操作・調節・放置の形態で介入すべきである。それによって安全メカニズムを設置すること必要が生じるが、それは経済的手続きや人口に内在する自然的現象の安全を確保することである。最後に、自由の書きこみである。自由は統治の不可欠な要素になる。というのは、統治は自由を尊重し、適切に限界づけなければならない。したがって 17 世紀の内政体系は解体され、二重の体系になる。一方では、経済や人口における調節するメカニズムであり、他方では、不法行為や飛行を抑制・制限するメカニズムである。いわば、近代的意味での警察である。すなわち、経済、人口管理、司法装置による自由の尊重、警察装置、外交装置、軍事装置が近代国家を形成する。社会・経済・人口・安全・自由が 18 世紀半ばの新しい統治性の要素であり、これは現在の統治性においても有効である。

統治性の概念からみると、社会は国家がみずからの統治を制限するために認識すべきものとして構築された。社会には経済と同様に自然性がある、統治の役割は、それを調節することだけである。統制の統治から調節の統治への変化。国家理性の統治性から自由主義の統治性への変化。それは、だんだん国家が介入を最小限にすべき領域としての社会を出現させた。自由主義は社会と国家の区別を中核としている。それでは、自由主義の統治合理性はどのように展開されたのか。

3. 自由主義

重農主義者たちは、穀物・貨幣・人口の自然性を尊重し、みずからが制限することが統

治の望ましいやり方であるという統治理性を提示した。その制限は、司法にその根拠をさがすのではなく、統治みずからの目標を達成するために必要な手段としての内的制限である。16世紀末期から17世紀までの国家理性の時代には、統治を制限する原則が国家理性の外部にあった。たとえば、社会契約論のように、主権者が主権をおこなう条件として人々と契約し、それを違反してはいけないという、制限の法的根拠があったのである⁴⁶。しかし自由主義の統治性は、あえて統治の制限の根拠を外部的法律にもとめないで、内的に制限する。何がこのような自由主義の統治性の自己制限を可能にするのか。政治経済学が自己制限の知的道具として機能する。政治経済学という学問と自由主義の統治理性がどのような接点で関連をもつのかについて、いくつかの点があげられる⁴⁷。第一に、政治経済学は、統治は統治の対象である経済によってのみ拘束されると主張する。すなわち、経済以外に、統治を外部から制限することができない。第二に、政治経済学は統治の起源と法的根拠にもとづいた統治の正当性を問わない。統治が望ましいかどうかは、その効果から測定するのである。第三に、政治経済学は、統治の対象にはその固有の自然性があると主張し、その固有性を研究する。第四に、この自然性を尊重する統治が望ましい統治であり、成功した統治である。望ましい統治かどうかは、合法／非合法、あるいは正当／不当という法律の基準によるのではなく、成功／失敗の基準による。

統治性は単なる理念ではなく、統治が「権力の形式を行使することを可能にする諸制度、手続き、分析、考察、計算、戦術、これらからなる全体」である。すなわち、政治経済学という分析または計算から、自由主義の統治性が作動し、構成されるのである。権力の系譜学は、権力の効果が発生した末端の局部的・物質的・具体的場所から権力を分析する方法であった。統治性についても同様に、フーコーは政治経済学という具体的知と、それを媒介におこなわれる統治で自由主義の統治性を分析する。ここで政治経済学は何が真の望ましい統治で、何が偽の望ましくない統治かを定める特定の真理の体制として機能する。つまり、真理とは、一連の実践と連結して構築される歴史的産物なのである。だが、フーコーは真と偽を決める最終審級の座に歴史をおくのではなく、歴史のなかで存在した何かを括弧に入れて、それが存在しなかったら、一連の実践と連結した真理の体制をどのようにみればよいか、と問う。権力の効果が発生した具体的場所で権力の全体的配置を接合することが系譜学の権力分析であるように、一連の実践と真理の体制が、何かを存在させ、現実のなかに刻印する権力をどのように形成するかをみるのが、フーコーが歴史を使用する方法なのである。

私が示したいのは、いかなる干渉作用によって、一連の実践が——一つの真理と連携させられて以来——次のことを可能にしたのか、すなわち、存在していないものが（狂気、病、非行性、セクシュアリティなどが）依然として存在しないままでありながら

⁴⁶ ミシェル・フーコー『生政治の誕生』慎改康之訳、筑摩書房、2008、30頁。

⁴⁷ 前掲書、18-21頁。

それにもかかわらず何ものかになることを可能にしたのか、ということです⁴⁸。

政治経済学は、18世紀から統治に対して、自己制限する統治が真の統治であり、過剰に介入する統治は偽の統治であると知らしめる真理の体制であり、またそれと連結して統治実践がおこなわれた。そこから自由放任という自由主義の統治合理性が存在するようになる。もちろんこれは国家理性がおわった後、連続的に自由主義の統治性があらわれたことを意味するのではなく、国家理性と分離されつつも、その範囲のなかで国家理性を修正する形態で統治の主な原理になったことを意味する。ただ自己制限という統治理性も国家理性と同じく、国家の富と国家間の競争確保を目標とするが、そのやり方を異にし、それらの目標をだんだん縮小する方向に展開されるだけである。

政治経済学が真理の体制として機能し、統治実践と連結したということは、政治経済学が、統治する人々が参照すべき学問になったのを意味しない。それは、政治経済学が統治実践に真理の場所を知らしめる機能を果たしたことを意味する。真の統治と偽の統治を分割する真理は市場にあり、もっと厳密に言えば、その真理は適正価格、あるいは自然価格である。統治対象の自然性を尊重するという統治合理性は、動くままに自由にしておくと適正価格が自動的に決まる市場の自然的メカニズムを尊重することを意味する。国家理性も市場を国富の源泉として尊重し、市場に介入したが、それは商品・貨幣の循環を統制し、国力増強をはかるための積極的介入だった。一方、18世紀半ばからの真の統治は、個々人の競争という自然性や、商品交換の自然性が全体の利益につながるように調節・放置する消極的介入をすべきなのである。

真の統治と偽の統治を分割する基準が合法／非合法、正当／不当という法律的基準から、成功／失敗の基準にかわったことは、しかし、法律的基準を代替するまったく新しい基準ができたのではない。そうではなくて、二つの基準が二重的な状態にあったのが19世紀から20世紀のヨーロッパの自由主義の様子であるということが、フーコーの主張である⁴⁹。統治が内的制限によって最小限に介入をすべきであるとはいえ、司法的形式がまったく必要ではなかったわけではない。国家理性においては、主権者の権利を制限することが司法の役割であって、外部的制限であった。国家理性による統治がどれほど全面的であっても、国家以前のものとされる自然法であろうと、主権者と人々のあいだにむすばれた社会契約論であろうと、越えてはいけない法的根拠があったのである。18世紀半ばからの統治合理性がかならず司法による制限を受けないで、みずから制限することだったとはいえ、司法から自由になったのではなく、その内的制限を司法にもとづいて定式化することが要求されたということである⁵⁰。すなわち、正当／不当の統治ではなく、成功／失敗の統治が重要になるが、それを法律で表現しなければならない。ここで成功／失敗の基準は、イギリス

⁴⁸ 前掲書、25頁。

⁴⁹ 前掲書、52頁。

⁵⁰ 前掲書、47頁。

の功利主義の影響を受けた有用性／無用性の基準である。最小限に介入する統治は正当ではなく、有用な統治であり、過剰に介入する統治は不当ではなく、無用な統治である。政治経済学が加担する真理の体制は、統治実践に対して有用性／無用性が真の統治になるための基準であると知らせる機能をする。また、その真理の体制は、法律的性格が弱まったとはいえ、法律的根拠を必要とする。

国家理性に対する外部的制限としての司法と、自由主義の統治性の司法的定式化は、その内容を異にする。前者は、あらゆる個人の譲渡できる／できない権利を明示し、主権がどこまで人々に介入すべきか、その主権行使の限界を決める。後者は、前者と同じく統治の限界を定式化するが、それが主権・自然権・国家といった理念ではなく、有用性／無用性にもとづいて統治の制限を決める点が異なる。前者が自然権としての自由を規定する一方、後者は統治者からの独立という意味で自由を規定する。この二つの自由の概念は、現在の自由主義にいたるまで統治の法律的基準と功利主義的基準が共存するように、相互にせめぎあい、共存する。

16世紀末期から17世紀までの国家理性の時代においては、統治が統治対象に対して物理的・直接的に行使された。統治は商品・貨幣の循環や人口に介入して国富増強という可視的な効果のみちびくことをめざす。18世紀半ばからの自由主義の統治は、ある事物や人に対して統治するというよりは、利害関係が作用するある現象に介入する。財貨・貨幣が交換される市場が真理形成の場であり、その市場の原理を統治の自己制限の原理にすること、また、最小限に介入する統治が有用な統治であり、有用な統治が望ましい統治であるということには、利害関係が前提とされているのである。このように18世紀に自己制限する統治という統治性が出現したとき、ホモ・エコノミクス (homo economicus) という図式が出現した⁵¹。ホモ・エコノミクスは「経済的人間」を意味し、利益追求を行動の基準とする。利害関係が作用する現象を最小限に統治すべき自由主義の統治性が前提する主体は、まさに利害関係によって行動するホモ・エコノミクスである。ホモ・エコノミクスは、イギリスの経験論とともに出現した主体モデルである。デイヴィッド・ヒューム (1751) は、個人がある選択をおこなうときに、それが辛いかどうかを選択の基準であり、さらにその選択は個人に絶対的に帰属され、譲渡不可能なものになるといった⁵²。利益を追求することは自然的であり、統制できないものであって、利害関係の主体は、一定の契約によって権利を譲渡する社会契約論における法権利主体とは異なる。そしてフーコーによると、この利害関係の主体と法権利主体が両立不可能になったとき、自由主義がはじまった⁵³。

ホモ・エコノミクスの自然的な利益追求の傾向から、アダム・スミスは『国富論』(1776)で見えざる手の理論を展開した。個々人が自身の利益を追求することによって自動的に万人の利益につながるという説は、ホモ・エコノミクスを前提にしている。前述したように、

⁵¹ 前掲書、333-334頁。

⁵² 前掲書、335頁。

⁵³ 前掲書、347頁。

重農主義者たちは、統治は統治対象である穀物・貨幣・人口の自然性を尊重すべきであると力説した。アダム・スミスも重農主義者の影響を受けて、統治は利益追求の自然性を尊重し、国家は重商主義のように経済活動を統制するのではなく、個人の財産を保護し、契約のための司法的装置をそなえるのにとどまるべきであると主張した。スミスが国家と区別したなにがしかの領域は、このように個々人が契約・交換の行為をする経済的領域なのである。

国家理性の重商主義において、国家の富がふえるためには、ほかの国家の富を奪わなければならない。いわばゼロサムゲームであって、ある国家の富強は、ほかの国家の損害になるという論理である。したがって、国家間にあまりに大きな格差が生じないように国家間に均衡が保たれる必要があった。しかし重農主義者とスミスがみるに、各人の自然的利益追求が万人の利益につながり、それによってある国家が富強になると、自然的にはほかの国家も富強になる。このように自然性が重視されるため、18世紀半ばに出現した自由主義は自然主義ともいえる⁵⁴。重農主義者とスミスにとって、自然性—人為性の区分は利害関係—法権利の区分であり、経済—主権の区分でもある。つまり、この区分の異質性が認識されたとき、自由主義がはじまり、自由主義の統治術として市民社会が考案されたのである。

今までみてきた16世紀末から17世紀、18世紀前半までの国家理性と、18世紀半ばからの自由主義という二つの統治性のあいだの違いは何だろうか。主権者の法権利の範囲でおこなわれるべき正当／不当な統治—功利主義に立脚しておこなわれるべき有用／無用な統治や、法権利という外的制限に拘束される統治—市場の自然性を認識し、みずから内的制限をすべき統治という違いがあげられる。なお、自由主義の序幕を開けた重農主義者とアダム・スミスは、人間を、利害関係によって行動する「経済的人間」としてとらえた。ここで注意すべきことは、自由主義が自由という絶対的価値を認識しはじめたことではない。埋もれていた自由という価値が徐々に光を放つようになったのではなく、統治性の観点からすると、自由は統治によって測定される流動的なものであり、統治者と非統治者の関係によって異なり測定される相対的なものである。フーコーはつぎのように述べる。

私は、自由の分量が十八世紀の初めから十九世紀までのあいだに増大したと言いたかったのではありません。(…)自由、それはただ——しかしこれだけでもすでにたいしたこと——統治者と非統治者とのあいだの現働的な関係、「さらに多くの」自由が要求されることによって現存する自由が「少なすぎる」と測定されるような関係のことに他なりません⁵⁵。

自由主義の統治性は、自由を尊重するために統治が自己制限することだけを意味するの

⁵⁴ 前掲書、76頁。

⁵⁵ 前掲書、76-77頁。

でなく、自由を生産・維持・管理し、また適切に拡張・縮小しながら弾力的に自己調整をするように統治にもとめる。自由主義の統治は、自由を全面的に許容するより、むしろ必要なら自由を生産するために自由を統制するほど、自由のための条件の組織化に近い。その例として、19世紀にアメリカがイギリスに対抗して保護関税を打ちたたてたことや、市場を保護するために反独占法制が施行されたことがあげられる⁵⁶。自由を生産・維持・管理するための条件を組織化する原理は安全である。自由と安全はコインの表裏のようなものであって、統治はこの二つを同時に活性化する。それは個別的利害関係が集団的利害関係をそこなわないように、また集団的利害関係が個別的利害関係をそこなわないようにする統治である。自由のために介入する統治、これは自由主義の統治性の危機である。自由を生産・維持・管理するためには費用がかかり、自己制限する統治は、結局、介入する統治になるしかないということである。アメリカで1932年からルーズヴェルトがおこなったニューディール政策は、労働の自由・消費の自由・政治的自由のために統治が市場に介入し、福祉政策を構成することだった⁵⁷。第一章第二節で論じる新自由主義は、こうした介入政策という自由主義の統治性の危機を出発点とする。自由のための介入政策がむしろ自由を侵害することではないか、という憂慮である。フーコーが提示した新自由主義の二つの類型は、ドイツの新自由主義とアメリカの新自由主義である。ドイツの新自由主義は国家の統治の一環として考案されたが、アメリカの新自由主義はドイツの新自由主義の影響を受けたものの、思考方式・分析方式として考案された。次節では、ドイツ、フランス、アメリカの新自由主義の歴史的背景と特性をみていく。

第二節 新自由主義の統治性

1. ドイツの秩序自由主義

第2次世界大戦後、西ヨーロッパでは、1947年にアメリカの政治家ジョージ・マーシャルが考案したマーシャル・プランの要請があった。それは戦後経済再建プログラムであって、国家介入政策と計画経済がふくまれていた。1948年4月18日にはドイツの経済行政部下の学術委員会が価格の自由化が必要であるという報告書を提出した。その学術委員会は、フライブルク学派とキリスト教社会主義者たちで構成されていて、のちに秩序自由主義をみちびく人々になる。ついで1948年4月28日にはバイゾーンの経済行政のドイツ側の責任者であるルートヴィヒ・エアハルトが「市民の自由と責任を同時に打ち立てるような国家だけが、正当なやり方で人民の名において語るができる」という演説をする⁵⁸。これらの一連の価格の自由化の宣言と1948年の通貨改革を、フーコーはドイツの自由主義において重要な事件としてみる。そこにドイツ新自由主義の統治性の特徴があらわれているからである。エアハルトの演説のなかで「市民の自由と責任を同時に打ち立てるような

⁵⁶ 前掲書、79頁。

⁵⁷ 前掲書、83頁。

⁵⁸ 前掲書、97頁。

国家だけが、正当なやり方で人民の名において語る事ができる」という表現は、国家が経済的自由を保障する枠組みをもうけ、また、そのような国家のみ正当性が得られることを意味する。経済活動をする労働者や企業家や労働組合員といった多様な主体たちは、この枠組みに参加することによって単純に経済的自由を営むにとどまらず、経済的自由を保障する国家が正当であるという政治的合意を生産するようになる。このようにドイツが戦後に、経済にもとづいて新しい政治的正当性を確立しようとした試みを、フーコーは意味深く考察する。

国家は、自らの法、自らの法律、自らの現実的基礎を、経済的自由の存在と実践のなかに再び見いだすのです。歴史はドイツ国家に対してノンと言いました。今後、ドイツ国家は、経済によって、自らを肯定することが可能となります。持続的な経済成長が、衰弱した歴史を引き継ぐということ。したがって、もはや歴史の時間性ではなく、経済成長の時間性であるような時間性の新たな次元がドイツに設けられることになる、その限りにおいて、歴史の断絶が記憶の断絶として生きられ受け入れられうることになります。時間軸の反転。忘却の許容。経済成長。私が思うに、こうしたすべてが、ドイツの経済的かつ政治的システムが機能するやり方の核心そのものにあります。安寧の増大、国家の発展、歴史の忘却の増大によって生産されるものとしての、経済的自由⁵⁹。

第2次世界大戦とナチズムをおかしたドイツがみずからの正当性を樹立するために経済的自由を保障する枠組みをもうけたということである。歴史的罪悪感から脱皮し、国家の新しい再建・出発をしようとするドイツにとって、経済的自由を保障する国家という正当性は都合よい戦略であった。上に述べたように、自由主義の統治性は所与の自由を保障するのではなく、自由を維持・管理するための条件の組織化である。これは18世紀の自由主義にも、20世紀のドイツ自由主義にもあてはまる。ただ、18世紀の自由主義が、自由を維持するために国家がみずからを制限し、市場が円滑に作動するように底辺を組織化することだったのに対して、20世紀のドイツ自由主義は、それと逆方向で、経済的自由の枠組みを創設することを通して国家を存在させる点が異なる。このように、国家がみずから制限する統治性であろうと、経済に立脚して国家がみずからの正当性を樹立する統治性であろうと、フーコーは自由主義をイデオロギーや経済学説以上の、統治合理性としてとらえる。統治合理性は、みずからが作動する一貫したメカニズムであって、それが、自由主義が新自由主義に更新するほど命脈を維持する秘訣なのである⁶⁰。戦後ドイツの新自由主義が、国

⁵⁹ 前掲書、103-104頁。

⁶⁰ 戸坂潤は『日本イデオロギー論』（1977）で自由主義を経済的自由主義、政治的自由主義、文化的自由主義の三つに分類し、自由主義には雑多な観念が混入することができるため、自由主義を固有の論理組織をそなえた思想であるといえるのかと疑問をただす。当時、1930年代戦争時期に自由主義は反封建的な態度はとっていても、現実をかえるところか、現実の問題を観念化し、やがて日本主義とアジア主義に帰結

家が新しく出発するための都合よい戦略であったと述べたが、フーコーが統治合理性を示す重要な側面があるとみる理由は、新自由主義政策にたずさわった人々の経歴が意味深いからである。当時、社会民主党に属していた議員たちは、生産手段の社会化という従来の党の社会主義綱領を放棄し、自由化をめざして生産手段の私有化とそれを国家が保証することに同意した。社会主義者たちがもとの理念から後退しつつ、自由主義と妥協できた理由は、自由主義には社会主義がそなわっていない統治合理性がそなわっているからである。たとえば、社会民主党議員だったカール・シラーは1955年に出した『社会主義と競争』の著書で「可能なかぎりの競争を、必要なかぎりの計画化を」という表現を使った。生産手段の社会化という理念は断念されても、競争という原則は受容できたのであって、競争は自由主義の根幹をなすメカニズムなのである。自由主義に一貫した作動メカニズムがあり、社会主義にそれがいないかどうかに関しては、この論文の範囲を越えるが、少なくともカール・シラーのスローガンをみるかぎり、自由主義は完全な資本主義も、完全な計画主義もさけられる第3の選択として有用のように考えられる。

1948年の価格の自由化と通貨改革という自由主義プログラムは、いきなり国際情勢に対応したというよりも、1920年代から着実に蓄積された学問の影響およびその実践であった。その学問を主唱した人々としては、上に述べたドイツの経済行政部内の学術委員会に属していたヴァルター・オイケン、フランツ・ベーム、ミュラー＝アルマックと、学術委員会には属していないがそれに影響をあたえたヴィルヘルム・レプケ、アレクサンダーリュストウがあげられる。そのほか、オーストリア学派であるルートヴィヒ・フォン・ミーゼスとフリードリヒ・ハイエクがいるが、このふたりはアメリカに移住してアメリカの新自由主義に大きな影響をあたえるようになる。ヴァルター・オイケンとフランツ・ベームは1948年に雑誌『オールド』を創刊するとともにフライブルク学派⁶¹を結成し、秩序自由主義思想を主唱しはじめる。ミュラー＝アルマック、ヴィルヘルム・レプケ、アレクサンダーリュストウはフライブルク以外の地域で活動したが、のちにフライブルク学派に合流し、秩序自由主義思想を基盤にして「社会的市場経済」政策プログラムを考案するようになる。これ

した。経済人の自由としての経済的自由主義、ブルジョワジーの理想としての政治的自由主義、文化の自律性としての文化的自由主義など、自由主義はその内容の幅が広がったし、立憲主義の外見のもとで戦争を正当化する機能をするほど、都合よい形態をとることができたのである。逆に、フーコーは自由主義には一貫した論理組織、つまり統治合理性であるから、一貫した論理組織、つまり統治合理性でない社会主義と結合することが可能だったという。

⁶¹ 『生政治の誕生』講義では、フライブルク学派とフランクフルト学派間の隣接・並行関係が論じられる。両学派ともナチスから亡命した政治的経験と、マックス・ウェーバーの理論から出発するという共通点がある。ウェーバーはマルクスと異なり、資本主義の非合理的合理性を分析しようとした。資本から資本主義への移行、矛盾の論理から合理的／非合理的なものの分割への移行であって、フライブルク学派とフランクフルト学派はこのウェーバーの問題を異なる方法で解決しようとした。フランクフルト学派は資本主義の経済的非合理性を除去する新しい社会的合理性がありうるかを決定しようとする。それに対してフライブルク学派は資本主義の社会的非合理性を除去する経済的合理性を規定しようとする。そしてフライブルク学派が考案したのは、競争メカニズムという経済的合理性を社会全般に適用することだった。二つの学派が亡命先から帰国した1968年に、フランクフルト学派の弟子たちとフライブルク学派の影響を受けた政府側が衝突するようになる。フーコーは、これを交差しつつ、反目もするウェーバー主義の二重的運命とよぶ。

らの人々は主に経済学と法学を専門とし、ナチズムに反対した経歴を共通にもっている。実際にヴィルヘルム・レプケとアレクサンダーリュストウはナチから亡命し、イスタンブールで知り合っていた⁶²。

フーコーがこれら秩序自由主義者たちをドイツの新自由主義者たちとよぶ根拠は、18世紀の古典的自由主義の市場のとらえ方と、秩序自由主義者たちの市場のとらえ方が異なるからであり、つぎに、今となっては目新しくない、一定の言説をつくりだしたからである。第一に、市場のとらえ方については、18世紀の古典的自由主義が市場原理を交換であると把握したのに対して、秩序自由主義者たちは市場の原理が競争であると把握した。18世紀にはじまった自由主義にとって、市場は自然的所与であり、固有の自然性とメカニズムをもっているものであった。この市場とともに「少ない統治」という自由主義統治性も生まれたのであり、市場はそのまま放置すべき領域だった。市場原理は自由放任に帰結する。しかし20世紀のドイツ自由主義者にとって市場原理は交換ではなく競争であり、さらにその競争は固有の内的論理をもつ本質であって、一定の条件のもとで産出されるものであった。つまり競争は統治が尊重すべき自然的領域ではなく、統治がつくりだすべきものであり、競争をつくりだすことが統治の目的なのである。経済的自由を保障する枠組みをもうけることで国家の正当性を樹立するドイツ戦後の自由化政策は、自由競争の条件をもうけるという秩序自由主義思想にもとづく。競争という市場原理を統治まで拡大すること、これをフーコーは新自由主義の重要な兆候としてみる。統治を最小化することどまらず、市場原理を統治に適用することには、ナチズムという歴史的背景があり、そこからいくつかの論理を解説した秩序自由主義者たちの理論的根拠がある⁶³。第一に、秩序自由主義者たちはナチズムと、ソ連の計画経済やイギリスのベヴァリッジ計画やアメリカのニューディール政策を同一視し、そこから反自由主義的不変要素をみいだした。それぞれ異なる政治体制下でおこなわれた政策を、経済介入政策として同じく解説したのである。第二に、ナチズムを国家の無制限的拡大として解説したことがあげられる。しかしフーコーがみるに、ナチズムは三つの側面で国家の拡大ではなく、国家の消滅である。第一に、国民社会主義の司法体系において、国家は人民を基礎づける道具以上の何ものではなかった。第二に、ナチズムの内的原理はヨーロッパの19世紀からの行政的位階秩序ではなく、総統支配の原理および服従の原理であった。第三に、法体系は国家を犠牲にして政党に本質的権限をあたえた。ナチズムは国家の肥大化ではなく、国家の消滅であり、政党による支配だった。第四に、ナチズムが資本主義を批判しながらとった論理を、秩序自由主義者たちはナチズムの論理として解説した。すなわち、これはヴェルナー・ゾンバルトの著作『ドイツ社会主義』(1934)とも関係があり、その著作には資本主義は大衆社会、消費社会、匿名・孤独・疎外社会として、かなり描写的で修辭学的に定義されている。ナチズムは、みずからこうした資本主義の弊害に対抗すると提唱したが、秩序自由主義者たちにとって、それは資本

⁶² 『生政治の誕生』、153頁。

⁶³ 前掲書、136-142頁。

主義の弊害ではなく、ナチズムの弊害であり、弊害の原因が資本主義にあるのではなく、国家主義と反自由主義にあるのだった。秩序自由主義者たちが解説した三つの論理は互いに関連し、反国家主義と反自由主義という共通点をもつ。

秩序自由主義者たちが国家介入を批判しつつも、競争という市場原理を国家が積極的に産出すべきであるとするのは、逆説的でもあれば、秩序自由主義者たちが18世紀の古典的自由主義と線を描すところでもある。市場を自由放任するのではなく、国家が能動的・積極的に競争という市場原理のための条件をもうけること、競争を市場にまかせるのではなく、統治の目的とすること、これらが自由主義と異なって新自由主義を特徴づけるところなのである。新自由主義には統治の自己制限が重要ではなく、どこに、どのように介入するかという統治のやり方が重要である。それでドイツ新自由主義者たちが統治のやり方をどのように規定しているかが具体的にあらわれるのが、適切な経済行為、独占、社会政策においてである⁶⁴。

まず統治の適切な経済行為として、調節行為と秩序創立的行為があげられる。これらは統治が市場の内的メカニズムに介入するのではなく、外的条件に介入することを意味する。その条件とは、秩序自由主義者たちが「枠組み (cadre)」ともよぶものであって、自然発生的なものではないながら、相互依存を通して経済生活を決定し、または経済生活に影響されるものであることを示す。たとえば、人口、技術、法律制度、土地、気候がふくまれる。これらは市場に直接的影響をあたえる経済的要素ではないが、市場が作動する条件である。つぎに、独占をどのようにみるかについても、新自由主義者たちの統治方式がうかがえる。18世紀の自由主義において独占は競争の自然的・必然的帰結であった。競争は市場の自然的メカニズムであるが、それによって独占問題もともなう。統治は独占問題があらわれないように反独占法制を施行するなど、市場に最小限に介入すべきだった。しかし新自由主義者にとって独占は、競争の必然的現象ではなく、経済において特異な現象である。独占は、市場の自然的メカニズムにおいて発生する現象ではなく、公権力が経済に介入した結果発生する現象であり、したがって経済的な問題ではなく、制度的な問題である。ミーゼスは、フランスで開かれた「ウォルター・リップマン・シンポジウム」(1938)で保護主義が市場を細分化することによって、独占がおこりやすいと述べた。リュストウも同じシンポジウムで、独占をもたらすのは新封建主義であり、その傾向は国家、法律、裁判所の支持がなくては成功できないと述べ、独占があくまでも制度的な問題であることを示した。つまり独占それ自体が問題なのではなく、独占をもたらす枠組みが問題であって、新自由主義の統治は独占を予防するために市場内部に介入するのではなく、市場の外的枠組みをもうけることが必要なのである。秩序自由主義者たちが主張する社会政策の対象・内容においても、新自由主義の統治方式の特徴があらわれる。18世紀の自由主義と異なり、新自由主義の統治は経済的領域のみに介入しない。独占を防止し、個人の財産を保護するなど、経済的領域に最小限に介入するのではなく、社会に介入しようとする。これは社会

⁶⁴ 前掲書、166-183頁。

を市場化することであり、統治の対象を社会にまで拡大することである。新自由主義の統治は、たしかに能動的・積極的統治であるが、それは社会のあらゆる層位で競争メカニズムが調節的機能をするように枠組みをもうける統治、つまり社会の市場化をめざす統治であって、国家が市場を統制する統治ではない。1952年に出版されたヴァルター・オイケンの遺作『経済政策の原理』に書いてあるように、「国家の経済政策は、経済秩序の創設に向かうべきであり、経済プロセスへの制御へと向かうべきではない」⁶⁵のである。戦後ヨーロッパとアメリカの社会政策、たとえばイギリスのベヴァリッジヴァリッジ計画、アメリカのニューディール政策で規定された社会政策の目標は富の平等であり、その内容は所得の移転であった。経済成長が大きければ大きいほど、富の分配も活発におこなわれるべきである。社会政策は経済的手続きを補完・統制する。しかし秩序自由主義者たちにとって社会政策の目標は平等でなく差別化であり、社会のそれぞれの層位で機能する競争メカニズムが差別化原理にもとづいている以上、それは当然のことである。社会政策の内容も、不平等を放置するか、むしろそれを促進することである。たとえば所得の移転よりは、個々人の最低生計費を保証する。それによって、病気や事故のような危険に個人が対処できるようにする。社会の市場化、社会保障の自己責任化が、新自由主義者たちが考える社会政策である。1950年に出版されたヴィルヘルム・レプケの「ドイツ経済政策の動向」という文献にはいくつかの統治の目標が定めてある。それは個々人の私的所有の実現、小売業の小規模化、居住・生産・運営の場所の地方化、企業によって産出される環境的效果を組織化・整備・管理することである。新自由主義の統治は企業社会をめざす。フーコーはつぎのように述べる。

実際、私的所有とは一つの企業でなくて何でしょうか。独立家屋とは一つの企業でなくて何でしょうか。近隣の小さな共同体の運営とは（…）企業の別の形態でなくて何でしょうか。別の言い方をすれば、問題は、「企業」形式を可能な限り伝播させ増殖させつつ一般化することです。「企業」形式とは、国民的ないし国際的規模の大企業という形式、あるいは国家タイプの大企業という形式のもとに集中させてはならないものです。社会体の内部において、このように「企業」形式を波及させること。これこそが、新自由主義政策に賭けられているものであると私は思います⁶⁶。

新自由主義の統治がめざす社会は、競争メカニズムが社会の調節原理として機能し、差別化・不平等・個人化がもたらされる社会である。新自由主義の統治は抑圧し、画一性を強制する統治ではない。というのも、企業を社会の各単位の形式にするとともに、競争に積極的に参加することによって差別化・不平等・個人化がもたらされることを助長・放置するからである。

⁶⁵ 前掲書、191頁。

⁶⁶ 前掲書、183頁。

フーコーは、競争メカニズムが社会の調節原理として機能するように枠組みを設けることを主張する秩序自由主義者たちから重要な政治的争点をみちびく。つまり資本主義はみずから更新しながら、数多くの資本主義として存続することができるということを、秩序自由主義者たちが証明したかったし、またそれを目標にした、ということである。秩序自由主義者にとって競争メカニズムはそれ自体、純粋な形式であり、何の矛盾も、非合理性もない。したがって、その形式に司法的・制度的枠組みを設けることによって、いくつかの資本主義を発明することができる。もし資本主義には資本蓄積の論理が作動し、その論理の矛盾によって資本主義はいつか終末するというマルクスの理論にしたがうなら、一つの資本主義しかないという結論にいたる。しかし、資本主義がそもそも資本蓄積という本体的論理をもつのではなく、経済的手続きと司法的・制度的枠組みが相互作用をする方式でしか存在しないという秩序自由主義者たちの主張にしたがうなら、どのような司法的・制度的枠組みを経済的手続きにあてるかによって、司法—経済的総体としての数多くの資本主義が存在しうるようになる。要するに、秩序自由主義者たちは資本主義が永続的であるということを証明しようとしたのである⁶⁷。新自由主義者たちは、競争の枠組みを能動的に統治が設けるといふ新自由主義の統治性をつくりだしたが、それは資本主義の永続化という政治的効果にむすびつくのであった。

秩序自由主義者たちが司法的・制度的枠組みを重視することには、底辺に法治国家の原理がはたらいっており、また司法的・制度的枠組みと経済的手続きが結合する資本主義は必然的に裁判請求が増大する司法社会をもたらす。法治国家という概念は 18 世紀末から 19 世紀初期にかけてドイツの法学理論にはじめてあらわれた。法治国家の概念は専制主義に対立するものとして、また内政国家に対立するものとして理解された。専制国家は、公権力の命令と主権者の意志が同一視される。しかし法治国家は、公権力は法律にもとづいて行使されなければならない、またそれは主権者の意志と区別される。内政国家は、法律、規則、一時的な決定といった公権力によって発せられたすべての命令がその形式・起源・効果において何の違いもない体系である。他方、法治国家は公権力の命令のあいだに形式・起源・効果の違いが存在する。公権力によって発せられた一般的・恒久的命令と個別的・一時的命令が、また法律的規定と行政的措置が区分される。ところが、19 世紀後半になると、法治国家が、公権力が法律にもとづいて発動されなければならないという消極的意味だけでなく、個人間の関係、また個人と公権力の関係を仲裁する司法的機構をもつ国家が法治国家であるという積極的意味をおびるようになる。ドイツではその仲裁機構が行政法院であるのに対して、イギリスでは行政法院が公権力の一部であるため、公正な仲裁ができず、裁判機構のみが個人と公権力のあいだの仲裁ができると定義される⁶⁸。要するに、法律的手続きを積極的にもうけることが、法治国家の意味がかわった方向であるが、秩序自由主義者たちはその法律的手続きを経済に接合しようとしたのである。純粋な競争理論と

⁶⁷ 前掲書、201-206 頁。

⁶⁸ 前掲書、207-210 頁。

制度的枠組みを分離し、それらを接合するものの、制度的枠組みは国家の介入があくまで法律的介入という形式的なものにとどまるべきであることを意味する。国家の介入が法律的形式にとどまることはどういう意味か。ハイエクはそれを簡単に「計画化の反対」と述べて、『隷従への道』(1944)でその具体的意味を明示している⁶⁹。ハイエクによると、1) 経済にかかわる法律的措置は経済主体がやるべきこととやらないことを決めるべきであり、いかなる経済的目標も定めてはならない。2) 法律は固定した形式であり、発生した結果によって修正されてはならない。3) この固定した形式にかぎって経済主体が自由な決定ができるようにしなければならない。4) 法律は経済主体だけでなく、国家もどのようなことをやるべきで、あるいは、やってはいけないのかを定義しなければならない。国家が経済的手続きを主宰することは許容されない。つまり、個人も、国家も、経済主体として経済ゲームに参加するだけであり、したがって経済的手続きに関する知を専制的に知っているものは誰もいない。法律は意図をもってはならず、経済ゲームの規則という形式的機能にとどまるべきである。要するに、法律に厳格な形式的機能をあたえながら、純粋な経済的手続きと法律的制度を接合する司法—経済的総体として資本主義をとらえ、数多くの資本主義を発明できる方法を考案した人々が秩序自由主義者たちだった。このような革新はアメリカの新自由主義にも影響をあたえた。

秩序自由主義者たちは競争メカニズムを社会の各層位に設置し、企業モデルが社会の各単位である企業社会をめざした。社会の各単位が企業モデルになればなるほど、衝突と摩擦の可能性は高くなり、したがって仲裁の必要性と訴訟手続きが増加する。競争メカニズムで社会を市場化する新自由主義の統治は同時に、裁判請求がよくおこる司法社会をもたらす。

2. フランスの社会政策

フーコーはドイツの秩序自由主義を、ドイツの新自由主義として注目した二つの理由を説明する⁷⁰。第一に、権力分析の方法の問題である。権力の系譜学的分析は、権力を誰かの意図や決定や不動的な巨大な原理としてとらえない。局部的な場所で、微細な戦術と手続きとともに権力が「どのように」作動するかをみることは、権力を関係の一つの様態としてとらえる。人間の操行を指導する方式である統治性も関係の様態をみる格子であり、権力分析の格子である。そして統治性は、権力がどこで生まれたかを問うのではなく、権力の効果が発生した末端の局部的・物質的・具体的場所から権力を分析する系譜学図式の延長上にあるフーコーの後期概念である。しかしフーコーは統治性という格子を、観点としてどこまで拡大することができるのか、と問う。つまり操行指導のみならず、社会の経済政策まで適用することが可能なのか？と。ドイツの新自由主義政策に注目した理由は、統治性の格子で権力分析を拡大しようとする試みである。第二に、批判の道徳性がドイツの新

⁶⁹ 前掲書、212-213 頁。

⁷⁰ 前掲書、229-234 頁。

自由主義に注目した理由である。いわば、国家批判の主題のなかで恒久的に発見される二つの要素があるということである。1) 国家は市民社会という自身の他者・外部・標的に対して、無制限的に膨張しようとする傾向がある。2) 行政国家・福祉国家・ファシズム国家というそれぞれ異なる国家形態は、国家という同じ根源から発生した、という指摘である。この二つの要素は通念を形成するとともに、三つの理由でインフレする傾向がある。第一に、それぞれ異なる国家形態のあいだに遺伝的類似性と進化の力学が存在するとすることは、それぞれの分析を相互に参照させながら、それぞれの分析の特殊性を失わせる。たとえば、社会保障および行政機構に関する分析が、強制収容所の分析までみちびかれることがありうる。第二に、国家批判を指摘するものたちは、最小のものを最大のものによって、また最良のものを最悪のものによって、価値剥奪をする。たとえば、映画館のガラス窓を割ったある人が、裁判によって重い判決を下される場合、それを国家のファシズム化の兆候としてみることである。ファシズム化以前にはそのような判決が存在しなかったかのように。第三に、国家の貪欲や国家のファシズム化と名づけることで、人々が現実にはどのような影響をおよぼすか、また現在の様相はどのようなものなのかをみなくなり、現在性を排除するようになる。しかし、国家批判の主題が相互依存しながらインフレする傾向があるとフーコーが述べる理由は、国家批判、あるいは国家嫌悪が正当か否かを判断するためというよりは、国家批判、あるいは国家嫌悪がどこに起因するかを検討するためである。国家批判、あるいは国家嫌悪言説は 1930 年代から 1950 年代までに秩序自由主義者たちによって定式化された。上述したように、秩序自由主義者たちはナチズムの経験から反国家主義と反自由主義という理論的帰結をみちびいた。つまり、ナチズムと、ソ連の計画経済やイギリスのベヴァリッジ計画やアメリカのニューディール政策を同一視し、反自由主義的不変要素をみいだすことによって異なる国家形態のあいだの類似性を発見し、国家は国家固有の力学で不断に拡大するとみたのである。しかし、フーコーは反国家主義と反自由主義に二つの論旨で反論する⁷¹。第一に、福祉国家はナチズム国家・ファシズム国家・スターリン主義国家と同一の形態や起源をもっていない。ファシズムは国家の強化ではなく国家の自律性や機能の弱体化であり、ファシズムは国家ではなく政党の統治性から起因する。第二に、国家批判の主題が批判する国家の問題は、国家理性という統治性の発展ではなく、その衰退による問題である。すなわち、国家を批判するとき注意すべきことは、国家のファシズム化を実際的手続きではなく、国家理性という統治性の衰退の現象としてみるべきであり、このような衰退の兆候は近來、ほかの国家からも観察される、ということである。いいかえると、国家のファシズム化は国家に本来的に属する歴史的・実際的手続きであるというよりは、国家理性の衰退の現象であり、国家批判という言説も 1930-1950 年代の新自由主義者たちの理論によって定式化されたのである。フーコーがドイツの新自由主義に注目した理由も、国家理性の統治性の衰退とともに新自由主義という新しい統治性の出現をみいだしたからであり、またその統治性が、次第に拡散されつつあ

⁷¹ 前掲書、235-237 頁。

ると考えたからである。そこで、ドイツ新自由主義モデルが拡散された事例として、フランスの新自由主義とアメリカの新自由主義があげられる。

まずフランスの事例には、大きく三つの特徴がみいだされる⁷²。第一、フランスでドイツの新自由主義モデルの普及は、それまでの行政的統治性が内包していた問題をあらわにしながらおこなわれた。第二、経済危機がドイツのモデルを導入した動機であり口実であった。第三、ドイツのモデルを導入した主体は国家運営者たちだった。フランスの新自由主義政策をみるためには、その前にどのような政策がおこなわれたかをみる必要がある。解放直後、フランスの社会政策は二つの目標と一つのモデルをもっていた⁷³。二つの目標とは、完全雇用を維持することと、個人的貯蓄を無効化する平価切下げの影響をさけることであった。そして、これらの目的を達成するために、国民連帯モデルにしたがおうとした。国民連帯モデルとは、個人に事故や危険なことがおきたときに、国民連帯の名のもとにそれを扶養する原則である。こうした目標とモデルは、フランスだけでなく、イギリスも抱いていた。フランスとイギリスにおいて社会政策は、所得再分配を通して集団的消費を確保することだった。ところが、このような介入政策がおこなわれた時期から、社会政策が経済におよぼす逆効果はないか、社会政策が経済政策にもなりうるか、という問題がつねに提起された。この問題に対して、一方では、社会政策は経済政策になりうるし、また経済的効果をもたらすべきであると主張された。社会政策は、フランス解放以降に実施されたように、所得再分配および消費均等化を追求すべきなのである。すなわち、国家の経済介入を肯定するといえる。他方で、社会政策と経済的手続きはメカニズムが異なり、社会政策は経済に影響をおよぼしてはならないと主張された。国家の経済介入を否定する主張である。後者の主張に相応する国家運営者として、ピエル・ラロックがあげられる。ラロックは1944年に社会保障計画を構想する責任を引き受けた。ラロックは1948年におこなった講演で「どのような状況でも自身の生活、自分が扶養する人々の生活を保証すること」が社会保障であると述べた⁷⁴。社会保障は賃金を支払う特定の方法であり、厳密な意味での賃金と、社会的手当の仮定の賃金から全体賃金が構成されるという。社会保障はむしろ賃上げ要求を回避させることによって経済に対して影響をおよぼさないし、逆に経済的負担を緩和する、ということである。1976年には国立行政学院の学生たちが作成したフランスの社会保障30年を総括する報告書が提出された。その報告書も、社会保障が経済に逆効果をもたらすという後者の主張をしていた⁷⁵。報告書によると、第一に、社会保障は労働費用の増加をよびおこし、それによって失業を増加させる。第二に、労働費用の増加によって独占と多国籍企業の発達が加速化される。第三に、国家たちの異なる社会保障体制によって国際競争が歪曲され、社会保障を完備している国家にも不利益が生じ、失業が増加される。そのほか、労働費用の増加は失業だけでなく所得分配にも影響をあたえ、貧困な人々が損

⁷² 前掲書、238頁。

⁷³ 前掲書、244頁。

⁷⁴ 前掲書、245頁。

⁷⁵ 前掲書、246-247頁。

害をこうむり、富裕な人々が利益を得る結果に帰結すると主張した。それで結論は、「社会保障は経済に関して中立的なものにとどまるべきである」というのである。ラロックの講演と国立行政学院の学生たちの報告書にみられるような社会政策と経済的手続きの分離は、ほかの国家運営者ジャскар・デスタンによって、1972年に定式化され、1974年に企画化された⁷⁶。1970年代のこうした社会政策と経済的手続きを分離する試みは、今日において「福祉国家の危機」とよばれ、ケインズ主義から新自由主義へ、またはフォーディズムからポストフォーディズムへの移行として定式化された言説となっているが、しかし、フォーコーによると同時にそうした言説はみられなかった⁷⁷。1973年におきたオイルショックという「エネルギー価格の市場化」現象も、ケインズ主義の危機として分析されたのではなく、投資の誤謬として分析されたのである。このような状況を打開するために、フランス経済もドイツのモデルを導入しながら市場経済に向かった。しかしこの動きは、単純に計画主義から自由主義への移行というよりは、新自由主義の統治性の台頭である⁷⁸。新自由主義の統治性は、経済領域の変化というよりは、経済と社会、社会と国家の関係を調整する合理性であるため、経済領域の変化にかぎらない。そのため、フォーコーはフランスの社会政策の側面から新自由主義の統治性をみいだす。デスタンは経済大臣をつとめた1972年に、リオネル・ストレリュが組織した学術大会で声明を発表し、従来の近代国家の三つの経済的機能について述べ、経済と社会の分離された関係を力説する。第一、近代国家の経済的機能は富の相対的再分配であった。第二、公共財の生産形態のような手当である。第三、経済成長と完全雇用を保障する経済的手続きの調節である。デスタンはこれらの近代国家の国家介入政策が今までは理論的には区分されても実際的には区分されなかったと指摘し、経済に関する税金と社会政策に関する税金を完全に分離し、経済的なものと、社会的なものがそれぞれ固有性を維持するようすべきであるという⁷⁹。秩序自由主義者たちが法治国家原理にしたがって法律に厳格な形式的機能をあたえながら、純粋な経済的手続きと法律的制度を分離したように、フランスでも国家は経済ゲームの規則を規定することにとどまるように、国家運営者たちが提唱したのである。その声明によると、市場経済は、「分権化された決定を可能にするゲームの諸規則が存在すること」、「この諸規則が万人にとって同

⁷⁶ 前掲書、247-250頁。

⁷⁷ フォーディズムとポストフォーディズムは1980年代以降のレギュレーション派が考案した概念であり、フォーディズムは、大量生産と大量消費による資本蓄積体制として、ポストフォーディズムはグローバルな金融取引、労働市場の国際化、雇用形態の柔軟化による資本蓄積体制として特徴づけられる(斉藤2010)。J. K. Gibson-Grahamはフォーディズムからポストフォーディズムへの移行を資本主義段階を理解する言説とみなし、資本主義も言説の外部にあるのではないと述べ、資本主義の言説が社会的・経済的世界を構成する遂行性があることを力説する。たとえば、アメリカをキリスト教国家と異性愛国家と規定することは規制のフィクションとみなされるのに対して、アメリカを資本主義国家とよぶことは、なぜ妥当な規定とみなされるのかということである。つまり資本主義という実在も言説と切りはなせないものであり、したがって資本主義を「大文字資本主義」という、外部がない本質として再現する言説を脱構築すべきであると主張する(J. K. Gibson-Graham, 1996:2-33)。

⁷⁸ 前掲書、243頁。

⁷⁹ 前掲書、248頁。

様であること」が必要である⁸⁰。経済ゲームのメカニズムと社会政策のメカニズムは異なり、社会保障は単純に誰もが市場経済のゲームから排除されないように規則を課するのにとどまるべきでる。ドイツのモデルとフランスの社会政策からみいだされるような新自由主義の統治性は、社会政策と経済、国家と市場を分離しつつ、市場原理を拡大し、活性化することである。1974年に大統領デスタンがおこなった企画も、人々がつねに経済ゲームに参加するように市場原理を拡大する措置であった。「負の所得税」は、デスタンと、デスタンの経済顧問たちであったクリスチャン・ストファエスとリオネル・ストレリュが考えだした企画である。「負の所得税」は、社会政策と経済を分離するためには、社会給付金が集団的消費として提示されず、老人・障害者・失業者たちのような一定の所得・消費の水準に達していない人々に手当を支給する形態で提示される政策である。なぜなら、集団的消費は、貧困な人々と富裕な人々のあいだの格差を拡大するからである。要するに、新自由主義政策をおこなう人々は、所得の格差を否定するのではなく、その格差を「どのように」是正するかの問題において国家介入政策を主張する人々と意見を異にするのである。「負の所得税」からみいだされる三つの特性は、新自由主義の社会政策が、国家介入の社会政策とどういふふう異なるかを示唆する⁸¹。第一に、「負の所得税」が緩和しようとすることは、貧困の効果であって、貧困の原因ではない。貧困の構造的原因を変革することをめざすのではなく、病気や事故、労働の不適合性と求職の不可能性のような貧困の効果は是正しようとするのである。どのような原因で人が貧困になったのかが重要でなく、一定の所得・消費の水準に達していないという事実のみが重要であって、人がふたたび労働と求職活動ができるように、つまり経済ゲームに参加するように、個々人を援助することを通して動機を付与しようとする。第二に、「負の所得税」が是正しようとするのは一定の所得・消費の水準未達の絶対的貧困である。一方、社会主義政策は上層階級と下層階級のあいだの所得格差、つまり相対的貧困を緩和・是正しようとする。フランスの解放直後の社会政策やアメリカのニューディール政策のような19世紀末以降の福祉政策も、相対的貧困を解決し、絶対的貧困と絶対的貧者の範疇が発生しないことに重点がおかれていた。しかし、新自由主義の社会政策は、絶対的貧困と絶対的貧者の範疇を設定し、その範疇のみを部分的に解決しようとする。第三に、「負の所得税」は一定の所得・消費の水準未満の人々に対して最小限の保障をするものの、その範疇以外では企業モデルと競争メカニズムを適用する。つまり労働者には企業形式をあたえ、競争メカニズムをあてるのである。このように援助をおこなう範疇と競争メカニズムを適用する範疇をわける結果、二つの範疇の境界にいる浮動人口、つまり予備労働力が存在するようになる。完全雇用を放棄した新自由主義の社会政策下では、労働する人口か、現在は労働しないがいつかは労働するかもしれない予備労働力か、どちらかに属し、また両方を自由に往来する人口が存在する。それは集団的主体としての労働者ではなく、ときには労働し、ときには失業状態にいる個別化された主体

⁸⁰ 前掲書、263頁。

⁸¹ 前掲書、252-256頁。

である。社会政策と市場を分離するものの、競争メカニズムの市場原理を社会に拡散する新自由主義の社会政策は、市場原理の適用の結果発生した貧困と労働からの排除を、個人の問題としてみなし、個別的に介入して解決しようとする。

3. アメリカの新自由主義

ドイツの新自由主義モデルは、フランスだけでなく、アメリカにも拡散したが、特殊な歴史的背景とともに、固有の理論的様相を呈しながら展開された。その歴史的背景⁸²とは、1) ニューディール政策と 1930 年代にルーズヴェルトによっておこなわれたケインズ主義の政策があげられる。2) 第二次世界大戦中に政府は人々に戦争に参加することを要請しながら、その補償として特定な経済的・社会的機構を通して雇用・年金を保障すると約束した。いわば国家と国民との一種の社会契約である。3) 貧困・教育・差別に関するプログラムによる連邦政府の膨張があげられる。これらの背景は、解放以降のフランスの背景と大きくかわらない。フランスの社会政策について上述したように、国民連帯モデルにもとづいて完全雇用を維持することが、解放直後の政府の政策であった。また、これらの介入政策に対して、社会政策と経済的手続きはメカニズムが異なるという主張が提起されながら介入政策を否定する動きがおきたように、アメリカでも一連の批判がおこなわれた。そのなかでシカゴ学派に影響をあたえたシモンズの論文「自由放任のための明確なプログラム」(1934) と、イギリスのベヴァリッジ計画を批判した論文「ベヴァリッジ・プログラム。敵対的解釈」(1945) が注目すべきものである。アメリカの新自由主義とヨーロッパの新自由主義の大きい相違点として、アメリカの新自由主義は統治の領域で形成された政策的選択というよりは、それ以上の、思考方式・分析方式・社会と経済の解釈の枠組みであったことがあげられる。それではヨーロッパの新自由主義と具体的に何が異なるのか⁸³。第一に、第 2 次大戦後ドイツが国家の正当性を樹立するために、自由主義にもとづいて経済的空間を創設したのと同様に、アメリカも経済的自由の要求が植民地宗主国イギリスからの独立・国家建設の出発点であった。しかしヨーロッパと異なり、国家理性の統治性を制限するために自己制限する統治性として自由主義が採択されたわけではない。独立をはじめ、自由主義はアメリカの歴史を貫通していた。第二に、18 世紀から 19 世紀にかけて自由主義は政治的論争で反復的にあらわれる主題であった。第三に、自由主義と非自由主義が対立するかたちで論争がおこなわれた。右派は社会主義と関連するものを敵対視し、左派は帝国主義・軍国主義の国家に反対して日常的闘争をすることが問題だったが、どちらからも自由主義と非自由主義の対立がみられることが特徴的である。要するに、自由主義は、アメリカの歴史のなかで、つねに論争の中心にあったし、それだけに思考方式・分析方式・社会と経済の解釈の枠組みとして機能した。その機能をみせてくれる代表的な例が、アメリカの新自由主義の人的資本論と犯罪に関する理論である。フーコーがあげる人的資本論

⁸² 前掲書、266-267 頁。

⁸³ 前掲書、267-268 頁。

の二つの意義はつぎのようである⁸⁴。第一に、古典経済学があつかわなかつた対象に関する経済分析の進展といえるものであって、その対象は労働である。むろん、古典経済学も商品生産の要素として土地・資本・労働を分析したし、マルクスも労働を分析した。しかし新自由主義者たちは、マルクスに言及しないが、古典経済学が労働の量的分析のみおこなうことによって、結局は労働を十分に分析しなかつたと批判する。M. Riboud & F. Hernandez Iglesias (1977) は、古典経済学が労働要素の増大を、労働時間および労働者の数という量的膨張としてしか分析しなかつたと述べた。のみならず、ケインズからも労働の非分析がみいだされると指摘し、ケインズにとって労働要素は受動的生産要素であり、物質的資本の投資率が高い場合のみ効用性をもつと⁸⁵。こうした批判を通して、新自由主義者たちは経済分析の領域に、労働を再導入する。また新自由主義者たちはライオネル・C・ロビンズの「経済学は、人間の行動様式に関する科学である。つまりそれは、諸目的と、互いに排他的な用途をもつ希少手段とのあいだの関係としての、人間の行動様式に関する科学である」(1932) という経済学の定義を参照して、労働を人間行動の側面から分析しようとする。経済学は、もはや経済的手続きに関する分析ではなく、人間行動の内的合理性に関する分析になる。それでは、新自由主義者が労働を再導入して分析した労働とは、いかなるものなのか。マルクスが定義した労働は、労働者が商品として売る労働力であり、労働力の需要と供給のあいだの均衡によって賃金が成立する。しかし新自由主義者にとって労働は、労働者がもっている資源であり、ある選択体系と合理性によっておこなう行動である。労働は経済的手続きのなかで位置するものではなく、労働者が自身の資源として自由に運用するようなものであり、したがって労働者は労働力を売る人ではなく、資源を運用する能動的経済主体になる。そして経済学は労働者と労働を、人間行動として分析する学問になる。新自由主義者たちは、アーヴィング・フィッシャーの所得の定義「所得は資本の産物であり、資本は未来所得の源泉である」(1906)⁸⁶を参照して賃金を定義する。つまり賃金は資本の所得であり、資本は未来所得である賃金を可能にする身体的・精神的要素の総体、たとえば労働適性と能力のようなものである。現在において資本である労働は、将来において所得になる。そして資本はその所有者と分離できない。それゆえ、労働者は人的資本であり、自身の資源を運用して所得を得る一種の企業である。セオドア・シュルツは、「人的資本を他と区別するのは、それが人間の一部であるという点である。それが人的であるのは、それが人間のなかに具現するからである。そしてそれが資本であるのは、それが未来の満足あるいは未来の収益あるいはその両方の源泉だからである」(1971)⁸⁷と人的資本を定義する。アメリカの新自由主義は、ドイツ、フランスのように、統治者による政策として社会の各層位に企業モデルを拡散させたというよりは、みずから収益を創出する企業モデルの人的資本概念を通して同じ効果をめざしたといえる。労働者を企業・

⁸⁴ 前掲書、270-279 頁。

⁸⁵ 前掲書、289 頁。

⁸⁶ 前掲書、275-276 頁。

⁸⁷ 前掲書、292 頁。

人的資本としてとらえる枠組みはホモ・エコノミクスの枠組みである⁸⁸。18世紀の古典的自由主義において、ホモ・エコノミクスは必要という問題系から出発して、有用性の原則にしたがって交換をおこなう人間であった。新自由主義においてのホモ・エコノミクスは、自身の資本を活用して所得を得る企業としての人間である。

ところが、人的資本は先天的要素と後天的要素で分けられる。フーコーは先天的要素と遺伝的要素を区分はするが、類似のものとして先天的要素を説明する⁸⁹。たとえば、遺伝学によって、誰かがある時期にある病気にかかる可能性を明確にすることができるなら、よい遺伝的装備は希少性によって経済的流通のなかに入ることができる。しかしフーコーはここから直に人種主義をみちびくことを警戒する。遺伝学による先天的人的資本の管理・改良から提起される政治的問題は、人種の選別というよりは、経済的領域ではなかった領域が経済的領域に属するようになった、ということである。

フーコーがあげる人的資本論の第二の意義は、経済的でなかった領域を経済的観点に立脚して再解釈する可能性を提供した、ということである。先天的要素だけでなく、後天的要素も経済的観点から分析することが可能になった。人的資本を自発的に構成することは、シュルツによると、教育、移住、健康、経済情報に投資することを意味する。教育には学校教育だけでなく、親が子どもを養育し、子どもの世話をする時間がふくまれる。そのほか、移住も人的資本を構成する要素である。移住して定着するには、物質的・心理的費用がかかる。しかしそれは、結局高い地位と報酬を獲得するためであるため、移住は人的資本を向上するための投資である⁹⁰。要するに、アメリカの新自由主義者たちは、行動様式の観点に立脚して経済的でなかった行動を、個人が企業として投資し、所得を得る経済的行動として分析する。

ドイツの新自由主義の統治性は、企業形式を一般化し、社会各層位で競争メカニズムが作動するようにするものだった。人的資本の概念による労働と労働者の再定義についてみたように、アメリカの新自由主義の統治性も、労働者を企業として、労働という資本を運用して所得を得るものとみなす。しかし、いくつかの側面でそれぞれの性格が異なる。ドイツでは企業形式と競争メカニズムを拡散させると同時に、道徳的・文化的価値の回復が強調された。たとえば、レプケは、競争が社会を「統一より壊乱をもたらす危険な原理」であるため、「経済の外において、競争に対してますます強力な枠組み、ますます強固な政治的かつ道徳的枠組みを課す必要がある」と述べたのである。それは「自然に根ざし、社会に統合されてたがいに協同可能な状態にある人間たちによる崩壊せざる共同体」(1945)⁹¹を維持・保存することである。企業社会は、市場をめざす社会であると同時に、市場によってもたらされた効果を補完しなければならない。その効果は、ゾンバルトが資本主義を描写した匿名・孤独・人間疎外の社会であろう。資本蓄積の矛盾による労働搾取と富の不

⁸⁸ 前掲書、277-279頁。

⁸⁹ 前掲書、279-282頁。

⁹⁰ 前掲書、283-284頁。

⁹¹ 前掲書、322頁。

平等が問題ではなく、資本主義の非合理的合理性による人間疎外が問題であって、それを解決するためにほかの経済的合理性を模索したことが、秩序自由主義者たちが資本主義の問題に対処した方法であるからである。アメリカの新自由主義の統治性も固有の特性がある⁹²。第一に、上述したように国家統治の側面で考案されたというよりは、経済学という理論のなかで個人の行動を解説する原理として発展し、非経済的なことに対して経済的分析をおこなうことが可能な思考方式として発展した。親の養育以外に、たとえば ジャン＝リュック・ミゲは夫婦生活が、日常で発生する無数の契約を再交渉・監督するのにかかる費用を減らすための長期契約であると述べ、夫婦生活を経済的行動とみなした。しかし結婚を契約としてみる観点は長いあいだフェミニズムからもなされてきた。ただ、費用を減少させるための長期契約としてではなく、女性の家事労働と男性の賃金のあいだにむすばれる不平等な契約としてみることである。Mary McIntosh は「家族一世帯 (the family-household system)」体系が、扶養者である夫と父の賃金に依存させ、また妻と母である女性の無償労働に依存させる体系であると批判し、「家族一世帯」が女性抑圧の中心的場所であり、資本主義の生産関係の一部であることを示唆した (McIntosh, 1979 : 155)。そのほか、クリスティーヌ・デルフィも女性にとって結婚は「報酬が決まっていない無期限の労働契約」であると述べ、女性の無償労働と男性の賃金労働という性別分業が、男性に対する女性依存を物質的に再生産することを示した⁹³。要するに、結婚を経済的契約としてみる観点は新しいかもしれないが、結婚を、性別分業を強化する女性抑圧的「契約」としてみる批判は、家族を女性抑圧の場所とみるフェミニズムの長い観点でもあるのである。したがって、結婚を、経済的費用を減らすための長期契約としてみるアメリカの新自由主義が新しい理論であるというフーコーの評価は、「契約」ではなく「経済的費用」に傍点をつけるべきであろう。アメリカの新自由主義の統治性の第二の特性は、経済的枠組みを通して統治行為を批判することが可能になった、ということである。つまり具体的な公権力の行使を、公権力が市場に介入するときの費用という観点にもとづいて批判することである。最小限の統治が要求されるのは古典的自由主義と同様であるが、新自由主義において統治は、古典的自由主義と異なり、市場を自由放任する統治ではなく、市場原理に矛盾しない、つまり費用の損害をもたらさない統治である。このように非経済的行動に経済的分析で接近する思考方式であり、費用の観点で公権力を制限するアメリカの新自由主義の統治性の特性は、犯罪に関する分析からもあらわれる。新自由主義者たちの犯罪分析がその前までの犯罪分析とどのように異なるかを考察するために、フーコーは 18 世紀末にさかのぼる。ベンサム、ベッカリーアといった刑法の改革主義者たちは、有用性の原理にもとづいて費用を減らす刑罰実践を模索した。たとえば、身体型または追放型の刑罰は犯罪予防

⁹² 思考方式・分析方式・社会と経済の解釈の枠組みとして発展したアメリカの新自由主義を、新自由主義の統治性とよぶ意義は、統治が国家のみによってなされるのではなく、人的資本という知と言説、それを実践する技術によってもなされるからである。

⁹³ <<http://www.economyinsight.co.kr/news/articleView.html?idxno=2300>>エコノミーインサイト経済マガジン、2015年8月26日接続。

効果がなかった。それで、かれらは法律尊重主義的解決法ともいえる方法を提示するようになる。それによると 1) 犯罪は法律違反として定義される。2) 刑罰は法律によっておこなわれなければならない。3) 刑罰は法律によって加減されなければならない。4) 刑事裁判所は刑罰が事前に規定されている法律を犯罪に適用する。今日において罪刑法定主義ともよばれる原理が、しかし当時は、経済的原理として提示された。ドイツの秩序自由主義者たちが法治国家原理を適用して、国家の介入が経済ゲームの規則として法律的形式にとどまるように主張したように、刑罰実践においても法律のみであれば、経済的刑罰になるという観点がみられる。現代の新自由主義者も同様に、経済的原理から犯罪と刑罰を分析する。しかし犯罪を、法律によって規定された行動を裁判官の観点ではなく、犯罪をおかすものの観点から規定する点異なる。つまり犯罪は、逮捕され、刑罰を受ける危険をもたらすことが可能な、すべての行動である。シュルツの定義による人的資本は、それが個人の一部に属することがほかの資本と区別される点であった。犯罪も同じく、刑罰を受ける危険をもたらす自己原因的行動が犯罪なのである。こうした犯罪の定義にしたがうと、犯罪の範囲が広くなり、交通法規の違反と計画的殺人のあいだに何の違いもなくなる。刑罰も、特定の犯罪や犯罪者を処罰することではなく、おこなわれる可能性がある一連の行動に対処することになる。つまり刑罰は、ある種の行為によってもたらされる負の外部性を制限するために用いられる手段である。18 世紀の刑法改革主義者たちは、法律を通して刑罰の費用を減らし、犯罪の完全消滅を目標としていた。新自由主義者たちは、法律を通して刑罰の費用を減らすが、犯罪の完全消滅を目標とするのではなく、犯罪の供給と負の需要のあいだの均衡を目標とする。それは新自由主義者の法律のとらえ方と関連がある。つまり法律は単なる禁止の規定であり、禁止を定式化するには、費用がかかる。つまり、道具を利用して禁止に力を付与しなければならない。フーコーはこうした道具を法律のエンフォースメントとよぶ。

エンフォースメント・オブ・ロー、これは、法律の定式化の本質をなす禁止の行為に対し、社会的現実、政治的現実などを与えるために利用される道具の総体なのです⁹⁴。

この法律のエンフォースメントは、犯罪に対処する道具の総体である。しかし犯罪の完全消滅は不可能であるため、法律のエンフォースメントは犯罪の供給を調節するほどに介入することにとどまるべきである。法律のエンフォースメントが無制限的に拡大されない理由は、犯罪の供給は固定されているわけでもなく、また無制限的に弾力的でもないからである。また、法律のエンフォースメントには費用がかかり、「負の外部性」があるからである。犯罪供給に対する調節的介入としての法律のエンフォースメントがあらわれる例の一つが麻薬犯罪の問題である。アメリカでは 1960-1970 年代に麻薬犯罪を解決するために麻薬供給を縮小しようとした。麻薬錠剤と麻薬流通の組織網を直接的に統制・瓦解したの

⁹⁴ 前掲書、312 頁。

である。その結果、麻薬価格があがり、麻薬錠剤と麻薬流通の組織網の独占・寡占が強化された。また、麻薬中毒者たちは麻薬価格がいくら高くても、それに関係なく麻薬を消費しようとする非弾力性があるが、むりやりに麻薬供給を縮小した結果、麻薬中毒者たちが犯罪をおかしてしまった。そのため、法律のエンフォースメントの統制的介入が失敗し、弾力的に介入する形態の新自由主義的解決策が導出されるようになる。それは、麻薬をはじめたばかりの小規模消費者・潜在的消費者には麻薬価格を高く策定して麻薬消費から遠ざけさせ、麻薬中毒者のような麻薬需要が非弾力的な人々には安く策定して、麻薬を手に入るために犯罪をおかすことを阻止するという政策である。麻薬問題からわかるのは、人的資本論と同様に、人間行動を分析する思考方式としてのアメリカの新自由主義である。それは犯罪という、従来には非経済的行動とされた行動を経済的行動とみなす思考方式である。また統治も、調節的介入の形態で経済的行動がおこなわれる場の規則にのみはたらきかける。これは経済ゲームの規則にのみ統治が法律的形態としてはたらきかけるドイツの新自由主義と同様である。では、統治が単なる経済ゲームの規則として環境に介入するとき、その環境のなかにいるゲーム参加者はどのような主体なのか。労働者を能動的経済主体としてみなし、犯罪者を、利益を追求するが、刑罰という損害をこうむるものとしてみなすアメリカの新自由主義者たちの分析から、ホモ・エコノミクス図式がみいだされる。経済的行動者のみならず、非経済的行動者までホモ・エコノミクス図式を適用することは、経済分析の対象は、あらゆる合理的行動である、ということの意味する。ライオネル・C・ロビンズの定義どおりに、「諸目的と、互いに排他的な用途をもつ希少手段とのあいだの関係としての、人間の行動様式」が経済的行動であるため、非経済的行動が経済的行動としてみなされる。ゲーリー・ベッカー（1976）は、もっと急進的に経済的行動を定義する。すなわち、特定の目的のために希少手段を配分する行動ではなくても、環境の変数の変化に体系的に反応する行動なら、それは経済的行動であり、また経済学の分析対象になる、ということである⁹⁵。18世紀の古典的自由主義において、ホモ・エコノミクスは統治が自由放任する対象であった。新自由主義においてホモ・エコノミクスは統治が環境にはたらきかける作用に体系的に、柔軟に反応するものになる。ここで重要なのは、単純にホモ・エコノミクスの定義がかわったというのではなく、ホモ・エコノミクスが統治の相関物・相手として機能することである。ホモ・エコノミクスの定義によって統治のやり方がかわり、また統治のやり方によってホモ・エコノミクスの定義もかわるのである。18世紀の古典的自由主義においては経済的利益を追求するホモ・エコノミクスは統治の自己制限を可能にした。新自由主義においてホモ・エコノミクスは統治が環境に作用することを可能にし、また環境にはたらきかけた作用に反応する。ところが、このホモ・エコノミクスの主体理論の出現は、中世以降に西欧思想のなかにあられた重要な変化であり、自由主義がはじまる地点でもあった。イギリスの経験論とともに誕生したホモ・エコノミクスは、譲渡不可能で還元不可能な選択をおこなう主体であり、その選択の原理は利害関係の原理である。

⁹⁵ 前掲書、333頁。

利害関係の主体は法権利の主体との関係で思考され、それらの異質性が定式化されたとき自由主義がはじまった。法権利の主体は、自然法を譲渡する原則を受容する主体である。否定性を受容する主体、自己の放棄を受容する主体である。一方、利害関係の主体は、自身の利害関係がほかの人々の利害関係と自然的に調和される主体である。この主体のあいだの異質性は契約と市場の異質性でもある。コンドルセは、『人間精神進歩史』（1793）で利害関係の主体を二つの特徴で定義している⁹⁶。1) 各自の利害関係は各自が制御できない無数の要素につながっている。2) 個人に有利なことがほかの人々にも有利な結果になるということである。この二つの特徴はアダム・スミスの見えざる手の力学を想起させる。個人は自身を超越する総体のなかにいるが、個人の利己的選択は全体につながる、という力学である。

第三節 ホモ・エコノミクスと市民社会

アダム・スミスの見えざる手が意味するのは、単純に経済理論のパラダイムの変化ではない。それは統治理性の変化を意味する。見えざる手がどのようにして自由主義の統治理性を構成するかを、フーコーは段階的にたどっていく⁹⁷。まず、見えざる手は経済的楽観論を内包している。ここには神学的思考の痕跡がある。つまり見えざる手は神がいる場所であって、遍在するが、隠れて存在するその神は世界を完全に占有し、統制する。このような神学的思考は、ニコラ・マルブランシュの著作（1674；1688）からも発見されるが、見えざる手においてその世界は経済的世界である。経済的世界は、ある種の視線にとって完全に透明である、ということである。中世キリスト教の人格神論が、神を世界の創造主であり、世界を支配するものとしてみなすのに対し、見えざる手からみられる理神論では、神が世界の創造主であるが、創造と同時に神と世界は切断される。世界は神の手からはなれて、独自の法則にしたがって運行する（難波田 1982：21）。人々は自身の利益のみ追求すれば、経済的世界全体を眺める全知全能の理神の独自の法則によって、その利益が万人の利益につながるようになる。しかし、これはただ人間知性の不完全性によることではなく、むしろそれぞれの経済主体は経済的世界を知ってはいけなないのであり、集団的善を追求してはいけなことを意味する。フーコーは見えざる手の不可視性を、主権者にとって経済的世界が不明瞭であるべき、と積極的に解釈する。つまり、統治は、経済主体を自由放任すべきであり、個人の利害関係が作用するメカニズムを妨害することが禁止される。そのため、見えざる手は、経済理論にとどまらず、自由放任の統治理性を構成するのである。経済的世界は、不透明で全体化が不可能であるため、それを監督しようとする主権者は失敗するしかない。こうした原理は、アダム・ファーガソンの『市民社会史』（1767）のなかにもあらわれている。「商人が自身の利害関係をわすれて、国民的企画に従事するたびに妄想が近寄ってくる」と述べられ、フランスとイギリスのアメリカに対する植民地政策

⁹⁶ 前掲書、340-341 頁。

⁹⁷ 前掲書、343-352 頁。

が比較されている。フランスは「膨大な計画」を樹立したが失敗の結果におわり、イギリスは「短期的展望」をもってきたが成功の結果におわったということである。主権者は経済に関連して短期的展望のみもつことが可能で、長期的に監督する試みは、失敗するに決まっている。このように経済的世界が不透明で全体化が不可能であるという原理は、司法的世界の原理と根本的に異なる。司法的世界において主権者は個人的法権利の総体を保有し、同時に法権利の制限原則も保有するからである。司法的世界は主権者が全体化することが可能である。

近代的整合性における自由主義が始まったのは、まさしく、一方では利害関心の主体、経済主体を特徴づける全体化不可能な多数多様性と、他方では法的主権者の全体化する統一性とのあいだの、本質的な両立不可能性が正式化されたときなのです⁹⁸。

経済的主権者が不可能であること。フーコーはヨーロッパの思想が、結局この問題をめぐって展開されたと述べる⁹⁹。ヨーロッパの自由主義や新自由主義は経済的主権者の存在は不可能であることを証明するための思想であり、社会主義や計画経済は、経済的主権者がいるところがどこかにあるのではないか、を問う思想である、ということである。つまり19世紀以降のヨーロッパ近代において展開された思想は、経済的手続きの合理性を統治の基礎にするか、経済的手続きを統一化・全体化する合理性を経済的主権者に付与するか、という統治性に関する思想であって、政治はつまり統治性に関する思想たちの角逐である、ということである。しかし、フーコーがいう統治性は単に経済と国家の関係をどのように調整するかに関する概念だけでなく、人の操行・行動を指導する技術までいたるため、政治と倫理を同時につらぬく軸でもある。

見えざる手が構成する自由主義の統治性は、16世紀末から18世紀初期までの内政国家、つまり重商主義政策によって経済的主権者が存在するという国家理性の統治性の拒否でもある¹⁰⁰。そのため、アダム・スミスの政治経済学は単に重商主義の理論・実践に対する反論でなく、経済と主権が連結されているという国家理性の統治性の失格を構成する。重農主義者たちも、主権者は経済的世界の自然的メカニズムを自由放任すべきであると主張したのはアダム・スミスと同様であるが、少なくとも国家理性の磁場のなかにはいた。経済的世界を自由放任する目的は、それによって国富を増強することができるからである。国富を増強する方法が異なるだけで、国富の概念は重農主義者と同じようにもっていたのであり、一国の領土は主権者の所有地であるという思考も同様だった。また重農主義者たちによると、生産の経路と地帯の構成を追跡させる「経済表」は、主権者に国家のなかでおきたことを知らせ、経済的世界を統制する能力を付与する。むしろ、主権者も「経済表」に

⁹⁸ 前掲書、347頁。

⁹⁹ 前掲書、348-349頁。

¹⁰⁰ 前掲書、349-352頁。

よって得た知識を臣民に知らせなければならず、こうして経済的世界について主権者も、経済主体である臣民も把握することができるようになる。重農主義において主権者は経済主体を自由放任するものの、経済的世界を全体化することが可能なのである。しかしアダム・スミスは経済的明証性が存在しないため、主権者は経済主体を自由放任するものの、経済的世界を全体化することが不可能であるという。このように、不明瞭性の経済的世界、そのなかにいるホモ・エコノミクスは主権の行使に重要な変化をもたらす。それは主権と経済の分離でもあり、法権利主体とホモ・エコノミクスの分離でもある。法権利主体とホモ・エコノミクスはそれら自身が一部をなす総体に統合されるメカニズムが異なる¹⁰¹。法権利主体は、自身の自然的法権利を放棄・譲渡する弁証法で司法的領域のなかに統合される。ホモ・エコノミクスは、自身の利益追求が全体につながる自然発生的増殖の弁証法で経済的領域のなかに統合される。経済的領域やホモ・エコノミクスの出現は、統治に問う。法権利主体であると同時に経済的行為者である多数の個人を、片方に偏らないでどのように統治すればよいか、と。統治の包括的性格を保存するためにはどのようにすればよいか、と¹⁰²。ここで新しい対象・新しい領域・新しい現実・新しい参照面が必要になってくる。その新しい総体が市民社会であって、法権利主体であると同時に経済的行為者である二つの側面を包括する。したがって、フーコーにとって市民社会は哲学的理念ではなく、統治術の概念である。市民社会は統治が経済的原則と法権利原則の両方を違反しないような自己制限を可能にする。したがって経済的主体であるホモ・エコノミクスと市民社会は分離不可能な関係であって、ホモ・エコノミクスは市民社会のなかにいる要素であり、市民社会はホモ・エコノミクスによって運営される総体である。市民社会は、国家が統治実践によって起こった事件であるように、自然的所与ではなく、統治者と被統治者のあいだの相互作用による現実である。市民社会の現実は、18世紀半ば以降の、経済的領域に関して自己を制限する自由主義の統治実践の相関物として出現したのである。市民社会の現実が出現したということは、その直接的・絶対的現実が新しく誕生したという意味ではなく、自由主義の統治実践とともに、18世紀以前の市民社会観念と18世紀以降の市民社会観念がかわったことを意味する。18世紀以前には、ジョン・ロックの『統治論』（1690）であられるように、市民社会と政治社会は同一だった。18世紀以降には、市民社会観念のなかで経済的領域とホモ・エコノミクスが挿入されるようになるが、フーコーはファーガソンの『市民社会史』をとりあげて18世以降の市民社会の特徴を分析している¹⁰³。第一に、市民社会は「個人ほど長いもの」であって、歴史的・自然的不変項である。社会的紐帯関係は、自然発生的なものであり、過去であろうと、進歩した未来であろうと、恒久的で不可欠なものとして存在する。第二に、市民社会は個人の自然発生的総合である。個人と全体のあいだには相互性がある。個々人が一部をなす総体が幸福でないと個々人が幸福であるとい

101 前掲書、360頁。

102 前掲書、362-367頁。

103 前掲書、367-377頁。

えないし、「個々人の幸福は市民社会の重大な目的であるという事実も、真実である」。ここで経済的領域の利益の直接的増殖のメカニズムがみられる。しかし、フーコーによると市民社会で個々人を結合させるのは経済的利害関係ではなく、「利害ない利害関係」であって、それが家庭や同業者団体などの共同体を結束させるのである。むしろ経済的利害関係は共同体の結束を分離する原理である。経済的利害関係は、利益の直接的増殖の面では共同体を結束させるが、個人の利害追求の面では共同体を破壊する両義的原理である。第三に、ファーガソンの『市民社会史』のなかには市民社会が政治権力の恒久的母体であるという特徴がみられる。権力は自然発生的に形成されるものであって、「人間たちは個人として影響力を行使するか、行使される」。法権利の譲渡・放棄によって主権が創設・正当化・制限される前に、権力はすでに自然状態のなかに存在した。第四、市民社会は歴史の原動力であるという特徴があらわれている。第二の、市民社会が自然発生的総合であるという特徴は、そこに安定した均衡があることを意味する。しかし経済的利害関係の原理のため、共同体のなかに不均衡が生じることもあるが、不均衡が生じる経済的利害関係が具体化される方式によって、市民社会が経てきた三段階を説明することができる。第一段階の未開社会では、経済的利己主義が実現されるだけであって、私的所有はない。「生産手段を主に狩猟、漁業、または土地からの生産物を通して得る」。第二段階の野蛮社会では、法律によって保障されない私的所有が出現し、保護者と被保護者関係や、主人と服従の関係がみられる。第三段階は文明社会である。三つの段階が示唆するのは、経済的利害関係の原理を通して市民社会のなかに歴史が現前する、ということである。ファーガソンの『市民社会史』からわかるように、18世紀以降に分析された市民社会には、完全に経済的でも、司法的でもない社会的関係があり、その社会的関係は歴史と結合される。こうした市民社会観念から、市民社会と国家の関係のあり方が問題提起される。国家は社会とどのような関係にあるべきだろうか？ヨーロッパでは国家ごとに異なる図式にもとづいて国家と市民社会の関係が分析された¹⁰⁴。ドイツでは、市民社会と国家の対立に立脚して市民社会の分析がおこなわれた。あるいは、ヘーゲルの定義のように、市民社会は国家の土台であり、国家は家族と市民社会の統一であると同時に倫理の実現である。イギリスでは、市民社会の分析が、国家よりは、統治の観点からおこなわれた。トマス・ペイン（1776）は「市民社会にとって統治は本当に必要であろうか。（…）統治はせいぜい必要悪にすぎず、最悪の場合それは耐えにくいものとなる」と述べる。フランスでは、中世以降から19世紀にいたるまで第3身分がフランスの歴史を担当したという思考が市民社会に対する統治の問題を提起する。

市民社会または社会は、国家に対する反操行として国家より時間的に後に出現した。市民社会の出現について、18世紀の産業革命がおきた後に経済的領域が出現し、重農主義者やアダム・スミスが自然性という内的原理を発見したと、多少自明な歴史的事実としてもいえる。しかし、フーコーが市民社会に注目する理由は、統治理性の変化があったからで

¹⁰⁴ 前掲書、381-382頁。

ある。市民社会観念を通して統治理性の再分配・再中心化がおきたからである。16世紀以降には、統治者の権力行使をどのように規則化・制限すべきか、という問いに対して、主権者の賢明さから答えをさがした¹⁰⁵。主権者は宗教的文献、事物の秩序、人間と神の法という真理を基礎にして統治しなければならない。16-17世紀以降には計算・合理性によって統治を規則化・制限しようとする。そこから近代の統治術がはじまるのであって、国家理性と自由主義の統治性の二つがふくまれる¹⁰⁶。国家理性は主権者個人の合理性によって統治を規則化・制限する。自由主義の統治性は主権者ではなく、利害関係の主体として統治される人々の合理性によって統治を規則化・制限する。なお、国家理性から自由主義の統治性への移行は、市民社会の出現とともに起こる。

自由主義は「過剰に統治してはいないのか」という市民社会からの批判的問いとともに出現したのであって、統治性の観点でみると、国家と市民社会の関係は静的・普遍的関係であるよりは、相互作用する可変的關係にある。

第二章では、経済的主体と法権利主体が並存する、自由主義の統治術の相関物としての市民社会概念にもとづいて、韓国市民社会の形成と展開について論じる。1960年代からの民主化闘争を通して市民社会が法的・制度的に形成・拡大され、1980年代後半からは市民社会のなかで新しい民主主義を構築する試みがおこなわれた。それでは、どのような過程を経て市民社会が法的・制度的に形成・拡大され、またどのような民主主義を実現しようとしたのか。

第二章 韓国市民社会の形成と展開

第一節 民主化闘争と市民社会の形成

日本の植民地支配から解放された後、1948年に制憲国会によって制定された韓国の制憲憲法は、民主主義を明示している¹⁰⁷。自由主義を、経済的自由を保障する自己制限的な統治理性であると定義するとき、私的所有権を保障することで¹⁰⁸、法的には経済的領域を明示し、自由主義体制を明示しているのである。しかし、その経済的領域を、李承晩政権をはじめ、1961年5.16軍事クーデターではじまった朴正熙政権にいたるまで、独裁政権の統治が統制したということが韓国の市民社会形成に関する主な言説である。ベク・ゾングクは、朴正熙政権の時期におこなわれた急激な産業化政策は、国家が市場のなかの独占を容認しながら巨大資本家を育成することで、市民社会の経済的行為者たちを育成しつつも、国家の統制のもとにおこうとする矛盾をはらんでいたという（ベク・ゾングク 2001：167-168）。キム・イオンは、朴正熙政権における国家組合主義によって市民社会のなかの企業は政府の政策を伝達し、その実行を手伝う補助的役割をつとめたという。政府は少数の企業に特権をあたえ、政府との共生関係のなかで産業化政策のための道具としてもちい

¹⁰⁵ 前掲書、382-383頁。

¹⁰⁶ 前掲書、383-384頁。

¹⁰⁷ 憲法第1条「大韓民国は民主共和国である。」

¹⁰⁸ 憲法第15条第1項「財産権は保証される。その内容と限界は法律で定める。」

たということである（キム・イヨン 2006）。つまり、法的には経済的自由を保障する自由主義が明示されているが、経済的自由を保障することではなく、経済的自由を抑圧する国家の統制的統治によって経済成長が達せられたという説である。これらの主張は、経済成長は肯定しつつも、それが経済的自由の保障ではなく、経済的自由の抑圧によっておこなわれたことを批判する。つづいて、1960年4・19革命、1980年5・18光州民衆抗争、1987年6月抗争といった民主化闘争¹⁰⁹を通して、大統領直接選挙を規定する憲法改正がおこなわれるなど、民主主義が法的・制度的に定着するようになる（ムン・ジョン 2006：75-78）。1990年代に入ると、法的・制度的に市民社会が成長し、国家からの自律性も獲得するようになる。つまり市民社会は民主化闘争で獲得したものであって、自然にあたえられた現実ではない。しかし、民主化闘争の結果で市民社会が法的・制度的に形成されたとはいえ、民主化闘争が経済的自由の保障する社会をめざしておこなわれたわけではない。フーコーが論じた西ヨーロッパ、英米と異なり、市民社会が経済的自由を保障する領域として出発したのではなく、国民主権の原理にもとづいて国家の独裁的統治・違憲的選挙・不正腐敗に抵抗しながら出発したのである。民主化闘争の核心議題は、主に護憲・改憲や憲政主義の原理の確保だった（ムン・ジョン 2006：105）。国家と社会が法的・制度的に分離される自由主義の図式は、民主化闘争の成果であり、目標ではなかったといえる。ところが、市民社会を法的・制度的に国家と分離された領域ではなく、国家から相対的に自律的な実質的勢力・動きの領域としてみると、市民社会は突然あらわれたものではない。1945年解放以前の植民地朝鮮においても、1919年3・1独立運動のように、植民地支配に抵抗する民族解放運動として市民社会の勢力が表出された（ゾン・ベク、キム・テサン 2009：168）。3・1独立運動以降に「国語教育」による「同化政策」がおこなわれるように、植民地支配が「文化統治」の名のもとでより巧妙になるが（イ・ヨンスク 2012：285-292）、実質的勢力・動きとしての市民社会は存在したといえるだろう。

民主化闘争以降の市民社会の成長には、民主化闘争だけでなく、メディアの発達によって情報が迅速・大量に流れるようになり、また双方向的なコミュニケーションが可能になったという環境的要因もあげられる（ザン・ミョンハク 2003：2）。1990年代当時、社会科学界では、民主主義の法的・制度的確立による市民社会の現実を目のあたりにして、市民社会についての肯定論と否定論との論争がおきた。市民社会否定論としてキム・セギュンは、階級運動は市民社会の内部でおきることができず、国家と市民社会の外部から、国家と市民社会に対抗しておきべきであり、そのときこそ市民社会が変革的性格をもつようになるという。市民社会はブルジョア国家の一部であり、国家によって保護される領域であるため、そのなかでおきる変革運動は資本主義の根本矛盾を変革することではなく、

¹⁰⁹ ムン・ジョン（2006）は韓国の民主化を、近代民主主義国家の建設としての民主化と、反独裁・反権威主義としての民主化という二つの意味で区分し、前者が後者と緊密につながるという。つまり独裁政権を民主政権にかえるという政権交代だけでなく、解放以降から制度的・実践的民主主義が定着するまでの包括的な過程を意味するということである。ここには1948年の大韓民国の樹立過程をはじめ、1960年4・19革命、1980年5・18光州民主化運動、1987年6月抗争がふくまれる。

ただブルジョアの改良主義にすぎないということである。社会変革運動は資本主義の矛盾と階級不平等の構造の変革を中心的課題としてしなければならない(キム・セギョン 1995)。この主張に対し、カン・ムングは、改良と革命を対立させる二分法を問題にし、市民社会論と市民社会論への批判を相互交差的にとらえ、韓国社会の現実にあふさわしい変革論をさぐるべきであるという。市民社会論の改良主義を批判することは、東欧社会主義が衰退し、保守勢力のイデオロギーが強化される現実のなかで、警鐘を鳴らす効果はあるが、変革の深化と拡張のためには役に立たない対処であるということである。市民社会論は改良的に展開することもできれば、長期的・総体的変革の観点を保ったまま展開することもできる(カン・ムング 1995)。この論争は、市民社会を、所有の不平等が発生し、労働が商品化される、資本家社会への移行段階としてみるマルクスの市民社会概念を前提にしている。しかし、市民社会を自由主義の統治術の関連物としてみるフーコーの市民社会論によると、市民社会は経済的領域だけでなく、司法的領域もふくむ。市民社会は国家統治を制限する、統治者と被統治者の接点の場であり、ただ経済的主体は経済過程の不可視性で、法権利主体は社会契約と自然法で統治者の権力行使を制限することが異なるだけである(箱田 2012)。したがって市民社会は統治理性、つまり自由主義の変革をめざすのではなく、次節で論じるように法権利主体としての権利と、利害主体としての経済的自由を要求しながら自由主義の統治理性の調整をめざす。

第二節 民主主義としての市民社会

1990年代には、1980年代後半以降に法的・制度的に形成された市民社会のなかで、新しい民主主義を模索する試みがみられる。すなわち、それは1980年代後半の東欧社会主義の「失敗」という外的条件と、市民社会の法的・制度的確立という内的条件に対する対応であった。(兪八武ほか 1995 : 264)。新しい民主主義として市民社会を肯定する主張は、市民たちが自発的に参加し、経済・国家から自律的な領域としての市民社会を強調する(ザン・ミョンハク 2003)。それは非国家的・非経済的な規範的理念としての市民社会である。市民社会を、民主主義を実現する空間としてみる主張の理論的基盤としてハーバマスの公共圏理論があげられる。公共圏理論は、市民が公共圏に参加し、対話と討論を通して公的意見を形成することを、熟議民主主義として定義する。市民社会は国家でもなく、経済的領域でもない生活世界として規定される。ハーバマスは『コミュニケーション的行為の理論』(1985-1987)で生活世界と体系を区分する。生活世界は、「文化的に伝承され言語的に組織化された解釈範型のストック」であり、言語と文化は「生活世界それ自体にとって構成的」である。コミュニケーション行為者たちは、「解釈者として、発話行為において生活世界に所属」し、「生活世界の構造が、可能的了解の相互主観性の形式を確定する」(ハーバマス 1987 : 25-27)。体系には経済体系と行政体系があつて、経済的体系は「合理的計算によって動く」資本主義であり、行政体系は「法律を身につけた専門官吏」によって動く官僚制である(ハーバマス 1987 : 290)。20世紀における資本主義と官僚制は、体系の危

機を克服するために生活世界を「植民地化」した。生活世界は「認知的な解釈、道徳的な期待や表現・評価などが、隅々まで浸透」し、伝承と移転を通して「一つの合理的な関連」をなしているが、それはいつも体系の脅威に露出されている（ハーバマス 1987 : 319）。体系の「貨幣と権力」の論理で生活世界が脅威されると、生活世界は「コンテクストからはじき出され、規範の拘束を受けない」領域になる（ハーバマス 1987 : 293）。それでハーバマスは 1970 年代に先進産業国でおきた社会運動に注目した。それは R・イングルハートがいう「静かな革命」（1978）の現れであり、「生活の質、個人的自己実現や参加、人権の問題」を主張する運動だった。たとえば反核・環境保護運動、平和運動、性的少数者運動、障害者運動、女性解放運動があげられる。それらの運動は「分配の問題ではなく、生活様式の文法の問題」に着目し、生産過程への参加から排除されていた周縁集団が、後期資本主義の生産中心主義と成長中心主義に抗議する動きでもある（ハーバマス 1987 : 412-414）。それで新しい価値観と生活様式を導入することで生活世界の民主化を指向する（ザン・ミョンハク 2003 : 11）。このようにハーバマスは生活世界に批判的・開放的・民主的潜在力が内在すると展望する。ハーバマスの市民社会は、非国家的・非経済的結社からなる領域であって、生活に根ざした問題を政治的公共圏に伝達する役割をする。非国家的・非経済的結社には、宗教的・芸術的団体、スポーツクラブのような趣味団体、メディアを通して読者・聴衆・視聴者が構成する抽象的結社など、幅広い結社がふくまれる（ザン・ミョンハク 2003 : 19）。生活世界にいる市民のあいだ、また自発的に結成した結社のあいだでおこなわれるコミュニケーションの場である公共圏は、公共圏参加者たちの支持と同意を通して合意にいたることをめざす。意思疎通的合理性の上で、対等な立場での対話を通して公的意見を形成し、この公的意見は選挙や議会の議決といった自由主義の法的・制度的手続きを通して政治的権力に転換される。したがって市民たちの自発的参加と自由な対話・討論を通して、生活世界における問題を増幅して公的意見に転換する市民社会は、民主主義を実現する可能性をもっている。ハーバマスの公共圏理論は、東欧社会主義革命の「失敗」以降に社会主義に対する批判として機能した。たとえばポーランドでは、市民社会が言論・結社の自由を実現する領域として表象され、ポーランドの批判的知識人たちは社会主義国家に抵抗・交渉する拠点として市民社会を構築しようとした（植村 2010 : 272）。しかしハーバマスの公共圏理論は公共圏への参加資格、討論の合意指向をめぐってジャンタル・ムフ、ナンシー・フレイジャーによって批判された。ナンシー・フレイジャーは対等的な立場ということが参加者のあいだの同一性を前提にし、参加者のあいだの差異を考慮していないという。すなわち、ハーバマスがいう公共圏の合意は白人男性ブルジョワジーを参加者として想定し、女性や非白人の人種は考慮していないということである。参加資格にも性的・人種的・経済的格差があるということである（Fraser, 1990 : 63）。一方、ジャンタル・ムフは合意をめざすことは参加者のあいだの葛藤を隠蔽する危険性があるという。政治は敵と友だちを区分することであり、かれら／われわれの区分をなくすことが重要なのではなく、多元的秩序と両立可能なかれら／われわれの構成形態をつくりだすことに

民主主義の意義があるということである（ムフ 2008：167）。つまり、敵対の「抹消」ではなく、制度を通して闘技的形態にかえること、敵を「対抗者」にかえることが重要なのである。対話・討論の参加者たちは、歴史的・社会的条件の上で肉体の拘束を受け、誤謬の可能性をもつ行為者たちであるからである（シム・ゼウォン 2015：194）。ハーバマスが影響を受けたハンナ・アーレント（2004）にしたがうにしても、人々があつまって互いに発言・活動しながら公的世界を構築していくことが政治であれば、敵対と葛藤をあらわすことで公的世界を再構築していくことも政治であろう。このように公共圏理論の参加資格と合意をめぐる批判がおきたが、にもかかわらず、市民社会のなかで新しい民主主義を構築しようとする試みは、公共圏への少数者の参加を主張する少数者運動をともなった。1990年代に韓国社会で活発におきた環境・女性・平和・消費者運動といった社会運動は、既存の民主化闘争の運動方法、運動主体、運動がめざす理念を問いなおした。位階的な運動団体の構造や運動主体の男性中心主義を批判し、マクロ権力の変革のみを強調することは生活世界の抑圧と非民主性を看過しがちであると力説した。民主化闘争を通して手続き的民主主義を確立した韓国社会は、1990年代から生活世界の問題に注目した社会運動を展開しつつ、市民たちの自発的参加を強調するようになる。少数者運動は既存の民主化闘争が看過してきた女性・障害者・性的少数者といった少数者の人権と政治への少数者参加を主張しつつ、生活世界の民主化をめざした。政党が直接的に統治権力を獲得しようとする「制度政治」と異なり、少数者運動は日常における価値観と生活様式の変化をめざす「日常の政治」で統治に対して影響力を行使しようとする。国家の統制の統治に抵抗した民主化闘争から、生活世界に目を向ける社会運動が可能になったのは、民主化による手続き的民主主義の基盤の上で言論・出版・集会・結社の自由といった、意見を表現する機会がふえたからである（ゾン・ビョンギ 2013：23）。ところが、1990年代以前には社会運動と民衆運動が区分されなかった。軍事独裁政権のもとで民主化という大きな目標があり、社会運動と民衆運動、急進路線と穏健路線のあいだに明確な区分がつかなかったが、1987年6月以降に形式的民主主義が定着するとともに、階級やそのほかの集団間の利害の差異が浮かびあがりつつ、運動の分化もおきたのである。たとえば、1980年代初期に環境運動は、民主化運動と結合されていた。工場が流出する有毒ガス、水質汚染、ゴミ埋立地の設置など、産業化政策がもたらした環境汚染が問題になり、財産上・健康上の被害をこうむった公団地域の住民たちが住民運動をおこしたが、住民運動を支援した環境運動組織は独裁政権の抑圧を受けたため、民主化運動にならざるを得なかった。民間次元で公害問題を解決する目的で1982年に韓国公害問題研究所が設立され、つづいて1986年には主婦を中心とした公害反対市民運動協議会が結成され、1987年には公害追放運動青年協議会がつくられた。1988年にこれら三つの団体が統合され、公害追放・反核を理念とした公害追放運動連合（公追連、共同議長：崔冽、ソ・ジンオク、イ・ドッキ）が設立された。公追連は公害をおこす企業を問題化し、原子力発電所の建設反対と盈徳郡の核廃棄物処理場の建設反対運動をおこなった。1990年には全国核発電所追放運動本部の設立に参加し、署名運動をおこない、

政府が東海岸に核廃棄物処理場をつくる計画を阻止した¹¹⁰。そのほか、華城市の産業廃棄物事件、洛東江のフェノール流出による大邱地域の環境運動、群山市の TDI 工場建立反対運動など、環境運動が住民運動として盛り上がりながら、民主主義と社会的不平等の解消を同時にめざした。ところが、1990 年代に入ってから、大韓 YMCA 連盟をはじめとする環境団体が形成されながら、運動方法も政策提案、教育および広報、資源再活用、ゴミ分別キャンペーンをおこなう、意識改革に焦点をあてた生活運動に変容されるようになる。公追連は、ほかの環境運動団体と連携して 1993 年に NGO 環境運動連合として拡大・改編されるようになる（兪八武ほか 1995：282-283）。市民社会において結社をよぶ用語も、1990 年代以前には NGO¹¹¹や市民団体よりは、民衆団体、官辺団体、社会団体、民間団体といった用語がもちいられたが（朴祥弼 2013：477）、1990 年代以降から国家と区分された領域として市民社会が一つの現実として認識されながら、意識と日常実践の変化に重点をおく社会運動の行為者として NGO、市民団体用語がもちいられるようになる。この時期に活発な社会運動を展開した代表的 NGO¹¹²としては、上述した環境運動連合（1993 年設立）ほか、韓国女性団体連合（1987 年設立）、経済正義実践連合（1989 年設立）、緑色連合（1994 年設立）、参与連帯（1994 年設立）があげられる。経済正義実践連合は、非暴力・平和原則にもとづいて土地公概念と金融実名制を広報し、選挙監視運動をおこなうなど、生活世界の民主化をめざす活動をおこなった（兪八武ほか 1995：284）。参与連帯は 1997 年の第一銀行の株主代表に対する訴訟をきっかけに、財閥企業を対象に少額株主運動をおこない、経営者ではなく、株主の権利を強化することを訴えた。少額株主の権利を保障すること、企業経営の透明性を確保することを要求し、証券取引法を改正するように立法請願運動をおこないながら経済定義を実現しようとした¹¹³。経済正義実践連合と参与連帯からみられるような社会運動と、公害追放運動連合のような民衆運動は、運動主体、運動目標、運動

¹¹⁰ <<http://db.kdemocracy.or.kr/Collection?cls=999&yy=1980&evtNo=10000131>> 民主化運動記念事業会史料アーカイブ、2015 年 8 月 31 日接続。

¹¹¹ 市民社会で社会運動をおこなう行為者を本稿では NGO (non-governmental organization) とよぶ。そのほか、NPO (non-profit organization)、市民団体 (civil organization)、市民社会団体 (civil society organization)、社会団体 (social organization)、自発的団体 (VO: voluntary organization)、地域組織 (CBO: community based organization)、民衆組織 (PO: people's organization) などが似た意味をもつ用語としてあげられるが、NGO がもっとも広い範疇をもち、また市民社会の非国家的・非経済的な規範的領域のイメージが浮かびあげられる用語であると考えからである。

¹¹² 2015 年現在、NGO の登録手続きは「非営利民間団体支援法」と「非営利民間団体支援法施行令」による。第一に、非営利民間団体は営利ではなく公益活動を目的とする団体として事業の収益者が不特定多数であること、構成員間に利益配分がないこと、特定の政党・候補の支持や特定の宗教教理の伝播のために設立・運営されないこと、常時構成員数が 100 人以上であること、最近 1 年以上公益活動があること、法人ではない団体なら代表者または管理人がいることがもとめられる（非営利民間団体支援法第 2 条）。第二に、非営利民間団体として登録するためには、事業範囲が 2 か所以上の特別市・広域市または都にわたり、2 か所以上の市・都に事務所を設置・運営する団体はその主な公益活動を主管する長官に、その他の団体は事務所が所在する市・都の特別市長・広域市長または都知事に規定された書類を提出しなければならない（非営利民間団体支援法施行令第 3 条）。率燭直は NGO がかならず法的地位を獲得するわけではなく、その目的を考慮するとむしろ法的地域に執着しないことが望ましいが、目的を効果的に達成するために、また不当な法と戦うために法的地位を有することが効率的であるという（率燭直 2002：135）。

¹¹³ <<http://www.peoplepower21.org/timeline>> <<http://www.peoplepower21.org/Petition/1067867>> 参与連帯ホームページ、2015 年 8 月 31 日接続。

方法、運動争点において異なる（兪八武ほか 1995 : 285-286）。民衆運動は運動主体が地域住民、貧民、労働者、農民であるのに対して、社会運動の主体は、知識人、学生、学者、自営業者などの中間階級である。たとえば、経済正義実践連合が 1989 年に設立されたときに発表した設立趣旨は、そうした運動主体をあきらかにしている。

ある人は、経済正義のための市民運動に対して“さしあたりの民主主義実践と労働者たちの権利擁護、そして統一の課題があるのに、あなたたちはこれを薄めるのではないか？”と質問するかも知れません。（…）ある人は、なぜ民衆でなく市民なのかと問うかも知れません。では、わたしたちはこう答えます。“わたしたちが力をあつめたい勢力は疎外され、抑圧された民衆だけではありません。よき旨をもっているものもこの運動の重要な主体です。なぜなら、社会がこのままではいけなくて、なんとしても民主福祉社会に向かわなければならないというよき旨をもっている人なら、その人が企業家であろうと、中間層であろうと、この運動の重要な構成員になりうるからです。”（…）わたしたちがこの運動を進展させるとき、非暴力・平和運動のやり方、また大衆的で合法的なやり方でおこなおうとすることも、そのときこそ、一般市民たちがもっとも気楽に参加することができるからです¹¹⁴。

運動目標において、民衆運動は経済的不平等と政治的抑圧から脱するための構造変革であるのに対して、社会運動は意識改革と生活環境の改善をめざす。したがって運動方法においても、社会運動は経済正義実践連合の趣旨宣言文にあらわれているように、キャンペーン、広報、講演会といった合法的で平和的なやり方をもちいる。民衆運動はストライキやデモなどの不法的で非暴力的なやり方をもちいた。運動争点は、団体名が示唆するように、社会運動は経済正義、環境、腐敗追放であるが、民衆運動の争点は経済的不平等と政治的抑圧からの解放が中心である。このように四つの基準で 1980 年代後半以前の民衆運動と 1980 年代後半以降の社会運動を図式的に区分したが、当時、上述したような学系における市民社会論は、民衆運動と社会運動を区分しつつも、方法論の相違はあるにしる、二つの連帯を模索した。

1990 年代に市民社会で日常の民主主義を実現しようとする試みは、外的条件としては東欧社会主義の崩壊が、また内的条件としては形式的民主主義の達成が作用し、理論的基盤はハーバマスの国家—市民社会—経済の三分法にもとづく市民社会論だったと述べた。ハーバマスは 20 世紀資本主義と福祉国家によって生活世界が内的植民地化されることを目撃し、行政体系と経済体系とは異なる、言語的合理性の体系で、生活世界の民主化を構築しようとした。そしてハーバマスは 1960 年代、70 年代に西欧の先進産業国でおきた新しい社会運動に注目した。しかし、本稿で論じた 1990 年代以降の韓国社会の社会運動と欧米の新しい社会運動は、歴史的背景と運動方法の面において異なる（兪八武 1995 : 384）。新し

¹¹⁴ 経済正義実践連合の趣旨宣言文、1989 年 7 月 8 日発起人大会にて。

い社会運動は、後期資本主義と福祉国家の官僚制という背景があり、既存の労働運動が体制内化するにしたがって社会葛藤の拠点が経済的領域から文化的再生産領域に移動しておこなわれた。韓国社会の社会運動は経済成長と法的・制度的民主主義の実現の上でおこなわれたものの、資本主義と福祉国家の反省によるのではなく、国家の統制の統治に抵抗する民主化運動と結びついたままおこなわれた。市民社会という領域のなかで脱物質的価値を追求したことは同様であるが、それを触発した歴史的契機が異なる。運動方法においても新しい社会運動は非合法的・急進的方法をもちいたのに対して、韓国社会の社会運動は合法的・穏健な方法をもちいた。

規範的領域として非経済的・非国家的市民社会を追求することは、生活世界が経済と行政の論理によって植民地化されないようにすることを意味する。市民社会構成員が体系の論理によって侵害されないで、相互理解を通して公共圏を構築していく可能性を残しておくことである（金皓起 1995 : 134）。しかし、規範的領域を追求することは、市民社会が国家と経済と相互作用しないことを意味しない。上述したように、参与連帯は企業を対象に少額株主運動をおこない、経済的領域の民主化を実現しようとした。それで証券取引法の改正という司法的变化をみちびいた。2001年証券取引法の改正を通して、少額株主が集中投票を請求できるように少額株主の権限を強化した（宋沃烈 2014 : 77）。つまり、市民社会の動きが、直接的ではないものの、司法的次元を通して経済的領域に影響をおよぼしたのである。そのほか、2000年におきた落薦・落選運動も例にあげられる。16代国会議員選挙において、参与連帯をはじめとする約400のNGOが連帯した「総選市民連帯」が落薦・落選運動をおこなった。選挙法違反履歴、不正腐敗履歴、反人権の三つの基準で候補者を決め、「落とす」運動を展開したのである。その結果、公認反対者112人のなかで約51.7%の58人が政党の公認から落ち、候補者86人のなかで約68.6%の59人が落選して、制度政治に影響力を行使した（パク・ヨンソン 2013 : 76）。これは市民社会の行為者が司法的主体として国家的領域に介入することを示す。すなわち、1990年代の市民社会は自律性を保持しつつも、国家と経済からの残余的領域にとどまらず、国家と経済と相互作用したのである。第一に、証券取引法の改正のように、司法を通じた経済的領域の変化という限界と、第二に、有権者という法権利主体として、選挙を通じた代議民主主義体制内での変化という限界はあるものの、市民社会は国家と経済に批判的に介入した。その意味で、市民社会内で民主主義を実現する試みは、国家と経済から分離された純粋なコミュニケーション領域をめざすのではなく、国家と経済との関係をかえる動きでもある。フーコーは、制限も、強制もないハーバマスのコミュニケーション理論がユートピア的であると批判し、権力関係がない社会はありえないため、法的規則や技術、道徳と自己実践を通して、支配が最小限におこなわれるようにすることが重要であるといった（Foucault, 1988 : 18）。参与連帯の少額株主運動と「総選市民連帯」の落薦・落選運動は、それぞれ経済的主体として経済的自由を要求し、法権利主体として国家統治を制限する自由主義の統治性内の動きであるが、それは支配との戦いを通しておこなわれた。

2003年度の『韓国民間団体総覧』の統計によると、1940年から2003年まで設立されたNGOのなかで、50%以上の1752個の団体が1990年から1999年のあいだにつくられた。総覧に掲載された団体分類の主題としては、環境、文化、宗教、教育・学術、経済、国際などがある。朴祥弼は韓国NGOを定義する四つの要素としてつぎのことをあげる（朴祥弼2013：477-479）。第一に、NGOは市民たちの自発的参加によって構成された団体である。第二に、会員として参加する場合、会員加入において排他性がない。第三に、NGOは主にボランティア活動を通して事業をおこなう。第四に、NGOは公益を追求する。だが、公益は物質的利益だけでなく、社会の公共性を高める公共善（public good）に近い。

ところが、市民社会の非経済的・非国家的な規範はNGOの運営方式にも影響をおよぼす。NGOは国家にも従属しないで、経済的利益の追求からもはなれる道徳性をもつべきなのである。それでNGO内部の財政の透明性、意思決定の民主性が、NGOがそなえるべき道徳性の要素になる。たとえば行政が団体を指導することでなく、団体の私的自治にもとづいて自主的に情報を公開すること、市民への説明責任をもつこと、公認会計士による外部監査を受けることが、団体の望ましい自治として要求される（馬場2013）。しかしNGO運営が非経済的・非国家的な規範に合うかどうかはいつも論争の対象だった。たとえば、意思決定の民主化のためにNGOにおいて参加の重要性を強調することは、参加が慣性化され、NGOの批判・抗議する機能を弱体化させるおそれがあり、情報公開、説明責任による組織管理は、じつは企業の運営方式をモデルにしてNGOを規格化・画一化することであるという指摘である（稲井2009：100-102）。日本社会で1998年に施行されたNPO法（特定非営利活動促進法）は、多くのNGOに法人格を付与することで、免税措置を受け、ボランティアによる市民社会の活性化を目的としたが、それによって政府に対して批判的問題提起をするNGOの「政治性」が見失われる側面もあった（岩井2001：40-41）。韓国社会においても、落薦・落選運動のように、NGOが制度政治を改革するのに積極的に介入すべきであるという現実論があれば、国家統治を監視・牽制する非国家的役割を充実につとめ、中立性を維持すべきであるという原則論がある。政府のNGOに対する財政的支援においても、財政的支援によってNGOが政府に動員される危険があるという原則論があれば、財政的支援を問題にすることは、政府とNGOが協力的関係を結ぶ可能性をなくすことであるという現実論もみられる（キム・イヨン2006）。国際NGOと国内NGOに該当する例を区別せずに述べたが、いずれにせよ、NGO運営に要求される非経済的・非国家的な規範と機能は、経済と国家への吸収であろうと、経済と国家との協同であろうと、明確に限定されないことがわかる。

以上、1980年代後半以降に韓国市民社会が法的・制度的に拡大され、そのなかで新しい民主主義を構築する過程をみてきた。市民社会は、国家と経済からの自律性という規範をめざしつつも、国家的・経済的領域にたえず介入する領域であった。2000年代以降になると、市民社会のなかで市場原理を拡散させる新自由主義の統治性がみられる。

第三章 市民社会と新自由主義

第一節 経済的危機と市民社会の活性化

1. 社会関係資本

民主化闘争以降の1990年代には、国家から自律性を得た市民社会の領域のなかで価値観と生活様式を変革することで民主主義を実現しようとした。少数者の公共圏参加の権利を主張し、生活に根ざした問題提起で生活世界の民主化をめざした。非経済的・非国家的な規範的な市民社会をめざしつつ、経済的領域と国家的領域に介入することがみられた。しかし2000年代以降からは、国家と経済からの自律性よりも、ネットワークとしての市民社会が強調されるようになる。国家と経済と市民社会は分離すべき領域であるよりは、むしろ積極的に協力・補完すべき領域になる。特に格差や失業や少子化といった「危機」に直面したとき、それらを補完する機能が市民社会に要求されるようになる。市民社会は、経済的危機を打開しながらも、社会的関係性を回復することが要求される。それで市民社会は非経済的・非国家的な規範的領域を追求するよりは、経済と国家を混合する領域を追求する。しかし同時に、市場原理を市民社会の各層位にもうける実践もみられる。国家の社会的責任を市民社会に移転させることで、国家と市民社会を分離しつつ、その移転は市場原理にもとづいておこなわれるのである。つまり、自由主義の統治性と新自由主義の統治性が同時に作用する。その代表的事例が「共同体回復」の文脈であらわれた社会関係資本と社会的企業である。

韓国社会で共同体¹¹⁵の必要性の問題提起は、「資本主義の弊害」ともよばれる一連の現象に起因する。2000年代以降に経済成長の低下、格差、青年失業、少子化がつづくなかで、共同体をつくる、あるいは回復する必要性が問題提起されるのである。それで、経済成長とともに社会統合を模索すべきであり、それは参加と協力、人権尊重と差別撤廃を通しておこなわれなければならない（イ・ヨンヒョン 2007：32）。経済成長にも利己的な利益追求ではなく、協力と信頼がともなうべきであり、社会統合にも構成員たちの協力と信頼が必要になる。たとえば、2012年にソウル市が公表・施行した「マウル共同体づくり政策」も共同体復活を模索する動きである。

ソウル市は基盤づくり、経済、福祉、文化の4施策35事業で構成された「マウル共同体支援事業」を2日に発表、急激な都市化と人為的な開発によって失われた「人」の価値と「信頼の関係網」をとりもどすと述べた¹¹⁶。

¹¹⁵ 韓国社会で2000年代以降にみられる「共同体の回復」の動きは、連帯と開かれた相互性を指向する社会的経済の実践であるため、共同体の意味は身分的位階秩序にもとづく自然的統一体ではない。それは、柄谷行人（2006）が分類した四つの交換様式、国家・共同体・市場・アソシエーションのなかでアソシエーションに近い。アソシエーションは排他的相互性でなく、「自由の相互性」を指向し、共同体と市場を混合した「資本の蓄積が発生しないような市場経済」をめざす。ところが、アソシエーションは「共同体にあった互酬性を高次元で取りかえそうとする」ことが特徴的であるため、本稿では排他的相互性ではなく、開かれた相互性という広い意味で共同体の用語をもちいる。

¹¹⁶ 「住民が主導する‘マウル共同体’で‘人の価値’回復」ソウル市報道資料、2012年5月2日。

ここで共同体は、「近代社会と対比される伝統的なもの、近代的合理性より人間的なもの、都市的生活様式と対比される農村的なもの」としてロマン化されて描写される（パク・ジユヒョン 2013：6）。「都市化」と「開発」の対立項として「人」と「信頼」がめざすべきものとしてあらわれる。ここでは社会関係資本という概念が、市民社会の中心的価値としてみなされる。世界銀行がおこなうプログラムにおいても、社会関係資本が「人間性回復」という新しいパラダイムを象徴した（宮川 2004：36）。

世界銀行が標榜するつぎのような行動プログラムは、市民社会と政府が協力すべき関係であり、市民社会を活性化するにおいて、社会関係資本が重要な役割をすることを示唆する（村上 2010：151）。「世界銀行が関わるプロジェクトの設計および実施において、既存のソーシャル・キャピタル、すなわち人々の連携組織と協力し、目標収益者層を適切に定め、プロジェクトのコストを削減し、持続可能性を高め、市民社会を強化することに貢献する」、「市民社会と政府との相互作用を促進し、市民の自由と政府の透明性を高め、契約や経済制度を強化することによって、対象国のソーシャル・キャピタルの育成のための環境を整える」、「ソーシャル・キャピタルの強化および市民社会組織との協力のための戦略が成長や分配に対してもつ意味について、さらに研究をおこなう」（宮川 2004：37）。

社会関係資本は *social capital* の翻訳語であり、社会的資本、社会資本、またはソーシャル・キャピタルの用語としてももちいられる。社会関係資本は、広義の意味では、社会的関係をさし、「信頼・相互理解・価値の共有および人々をつなげ、人々のあいだの協力を促進する行動」をさす。協議の意味では、「集合的行動を促進する規範とネットワーク」をさす（イ・ヨンヒョン 2007：33）。したがって、社会関係資本は特定のネットワーク、団体の形態よりは、それをふくむ幅広い活動を意味する。たとえば、相互信頼と協同を強調する活動であれば、NGO 活動のみならず、教会活動も、企業事業も社会関係資本にふくまれる（村上 2010：152）。

世界銀行は、社会開発が経済成長を促進するとみなし、社会関係資本を社会開発戦略の一つとしてあつかっている。1996 年にはワーキング・グループとして *Social Capital Initiative*（以下 *SCI*）を組織し、経済発展には自然的資本・物質資本・人的資本だけでは不十分であり、資本を社会関係資本まで拡張しなければならないとして開発援助事業に社会関係資本を活用している。*SCI* が作成したワーキング・ペーパーには、社会関係資本と経済成長の関連性があわわれている。「ソーシャル・キャピタルとは、社会の内部的および文化的結束性、人々の中の相互作用を左右する規範および価値、そして人々が組み込まれている諸制度を意味する。ソーシャル・キャピタルは社会を結束させる接着剤であり、それなしには経済的成長も人間の福祉もありえないものである」（宮川 2004：34）。*SCI* がとりくむ開発援助事業には、犯罪・暴力や経済・貿易や教育や環境や健康・栄養・人口や貧困・経済発展や飲料水供給などがふくまれる¹¹⁷。*SCI* は、社会関係資本を通して発展途上

¹¹⁷ 日本農村振興局「ソーシャル・キャピタルをめぐる内外の動き」2006年、9頁。

国の経済成長を誘引するものの、階級問題や経済成長の影響を考慮しない。また、開発支援の対象を選別して、社会関係資本が多い地域を援助優先の対象とし、社会関係資本が乏しい地域を援助対象から排除している（渡部 2011：141）。

近年における社会関係資本論がさかんになったのは、ロバート・パットナムが民主主義と社会関係資本のあいだに緊密な相関関係があると主張した 1990 年代以降からである。信頼・相互理解・ネットワークといった社会関係資本が民主主義と市民社会の発展に不可欠であるということである。パットナムは『哲学する民主主義』（2001）でイタリアの南北地域における社会関係資本を実証的に比較分析し、『孤独なボウリング』（2006）ではアメリカの社会関係資本が衰退している背景について分析した。すなわち、イタリアの南北格差は、経済的格差ではなく、市民たちによる共同体の歴史によるのであって、イタリアの北部は 11 世紀からの共同体形成と自治の伝統がある一方、南部は封建的専制支配の歴史が長いから、そうした伝統がないということである。

北イタリアの市民的伝統は、過去にもその価値を証明してみせたように、市民が新たな集合行為の問題に取り組む際に活用できる協力の諸形態の歴史的宝庫をなしている。相互扶助協会は、旧来の同業者組織が崩れ落ちた基盤に創出され、次には協同組合、大衆政党が相互扶助協会の経験をうまく利用することとなった。現代のイタリアの環境運動は、これまでのこれらの経験に依るところが大きい。逆に、市民的協力が芳しくなかった地域では、疑いと怠業の壁をどうしても克己できないでいる。集合的解決が必要な新たな問題に直面した場合、いずれの地域の人間もその解決の糸口を自分たちの過去に探し求める。市民共同体の住民は、自分たちの歴史のなかに成功した水平的関係の実例を発見する。これに対して、市民度が低い州では、せいぜいのところ垂直的な嘆願といった事例を見出すにとどまる¹¹⁸。

また、過去数十年間アメリカで市民たちの共同体参加が低くなっていると主張し、その原因として賃金労働による時間的・金銭的余裕の不足、頻繁な転居、メディア発達による娯楽の個人化、世代変化などをあげている（佐藤 2003：6）。

二〇世紀後半の三分の一を通じてアメリカでは、(…) 教会や集合所で、ボウリング場やクラブ部屋の中で、そして委員会のテーブルやトランプのテーブル、そしてディーナのテーブルを囲みながら。年を追うごとに、慈善活動に気前よく寄付する額も増え、コミュニティ事業には積極的に参加するようになり、(信頼できる証拠を発見できる限りにおいては) 他人に対して、ずっと信頼できるように振る舞っていた。不可解にも、そしてほぼ同時多発的に、こういったこと全てを、以前より行わなくなり始めたのだ

¹¹⁸ ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』河田潤一訳、NTT 出版、2001、216-217 頁。

った¹¹⁹。

(…)市民参加低下の潜在的な原因は、一部で広がる経済的プレッシャー、雇用の不安定化、実質賃金の低下であり、とりわけ所得分布の下位三分の二において見られるそれである¹²⁰。

移動する人々にとって、新たな根を張るのには時間がかかる。結果、居住の安定性は、市民参加と強く関連している。どのようなコミュニティにおいても新参者は、投票に行くことが少なく、友人や近所のサポートネットワークを持ちにくく、市民組織への参加も少ない¹²¹。

まず第一に挙げられるのは、ニュースと娯楽はますます個人化されていったということである。自分の嗜好や時間帯を無理矢理他人と調整させて、マイナーな文化や難解な情報を楽しむ必要はもはやない。(…)第二に、電子技術はこの、オーダーメイドで専用に詠えたような娯楽を、プライベートに、さらには完全に一人で消費することを可能にしたということが挙げられる。(…)世紀を通じ加速度を増加させながら、ニュースと娯楽の電子的な発達、アメリカ人の生活のほとんど全ての側面を変化させていった¹²²。

二〇世紀後半の三分の一を通じた米国における市民参加の低下はその多くが、著しく市民的な世代が、コミュニティ生活への組み込まれ方の少ない数世代（その子や孫）によって置き換わったことに起因する¹²³。

そこでパットナムは経済的繁栄と民主主義の発展に影響をあたえる社会関係資本を活性化すべきであるという。いいかえると、社会関係資本は就職、ボーナス、昇進、雇用上の利益を高め、また共同体への自発的参加は参加民主主義に貢献するということである¹²⁴。パットナムの分析は政治的・歴史的問題を単なる地理的決定論、文化決定論に還元したという問題点があり（佐藤 2003 : 8）、アメリカのなかの中産階級を中心に社会関係資本の衰退の原因を分析したという限界がある。なお、パットナムはイタリアの社会関係資本を測定するにおいて、教会、ボウリング場のようなスポーツ・文化団体の加入率をもちいてい

119 ロバート・D・パットナム『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、柏書房、2006、221頁。

120 前掲書、229頁。

121 前掲書、247頁。

122 前掲書、262-263頁。

123 前掲書、337頁。

124 前掲書、415頁。

るが、それらの団体は趣味・交際団体にかぎられるという限界がある。経済、国家に対して問題提起する NGO はみあたらない。ただ社会関係資本が高いか、低いかを趣味・交際団体の数と加入率を中心に分析することであって、誰が社会関係資本に参加して何をおこない、またその参加に影響をおよぼす物質的条件については看過しているのである。パットナムが強調する参加は、参加を保障する社会的文脈と制度によるものだが、その考察が欠けている（村上 2010：162）。パットナムのような、市民社会における共同体参加が民主主義に貢献するという理論はアレクシ・ド・トクヴィルまでさかのぼる。トクヴィルはアメリカには地域的共同体の形成と自治の歴史があり、それがアメリカ民主主義の重要な要素だったと論じた（トクヴィル 2005・2008）。それでトクヴィルとパットナムの理論を基盤に社会関係資本は市民社会のなかで参加民主主義を実現する可能性として注目された（ソン・ギョンゼ 2007：102）。一方、ブルデューが定める社会関係資本の定義はパットナムと異なる。ブルデューは、社会関係資本を相互的ネットワークによって生じる実在的または潜在的資源であると定義し、社会関係資本も結局は経済資本から生じると述べた。パットナムのように地域の民主主義を発展させる要素でなく、支配階級の維持と再生産に寄与する資本としてみた（Bourdieu, 1986：248-255）。ブルデューによって定義された差等的に分配された資本としての社会関係資本はその後、パットナムによってネットワークを可能にする信頼という概念にかわるようになる（渡部 2011：142）。パットナムが「共同体を回復」する必要の上で社会関係資本を論じたように、韓国社会も共同体を再生するために社会関係資本に注目した。1997年アジア通貨危機によって国際通貨基金（IMF）の管理下におかれ、政府の支出削減と国有企業の民営化、規制緩和と労働市場の柔軟化が要求されつつ、失業と格差が問題になった。社会的連帯と共同体がやぶれ、社会の断片化・個人化が進行した。2008年世界金融危機によってこうした現象が全世界的に広がるなか、韓国社会でも共同体再生を主張する声が高くなったのである。共同体再生は市民社会の強化を意味することでもあったが、それは持続的な経済成長も保障する共同体、市民社会の強化であるべきだった。第四章で論じるように、市民社会の強化は経済的効果とともに語られるが、経済成長という明確な目標をめざすのではなく、市民社会と共同体でおこなわれる連帯行為が市場原理によって再編されるなか、道徳的レトリックで語られる。2000年代以降の言説のなかで、市民社会は自由主義の統治性によって国家と分離される領域として語られつつ、同時に新自由主義の統治性の市場原理の拡散にもとづいて、国家と経済と市民社会が統合される領域として語られる。

社会関係資本は経済的利益のみを追求しないし、市民たちのあいだの信頼・連帯・ネットワークによって経済的利益をももたらすため、企業による経済的利益の追求とは異なるとされる（佐藤 2003：24）。ここで社会関係資本が注目される根拠が、経済的効果と政治的变化を同時にめざすことがみられる。もちろん、パットナム分析の主な対象が非政治的共同体であると述べたが、政治を政府の政策と選挙制度として限定的に意味づけるとき、それにもかかわらず社会関係資本は政治的变化と経済的効果を同時に達成するとされる。

たとえば、市民のあいだの信頼とネットワークの緊密性程度は請願や集会のような政治的活動への参加とも相関関係があるということである（ソン・ギョンゼ 2007：120）。信頼とネットワークの緊密性が高いほど、政治的活動へ参加する可能性がある。しかし、市民参加がかならず民主主義に貢献するわけではない。たとえば、ドイツではワイマール時代に反ユダヤ主義の目的のために共同体への参加がおこなわれた（村上 2010：159）。日本では、1930年代にアジアには家父長的社会関係があるため、テンニエスのゲマインシャフト社会形態が適当であり、協力運動があらわれるという言説があった。しかしアジアに適合したアジア的社会形態があると本質主義的に定義することは、資本主義と社会主義の両方を否定することであり、日本をアジアまで拡大したアジア主義にすぎなかった（戸坂 1977：146-153）。つまり市民社会の自発的参加もそれが何のための参加かが重要であり、市民社会の参加は国家との相互作用のなかでおこなわれる。パットナムも社会関係資本を結束型と橋渡し型に区別し、社会関係資本の暗黒面を指摘している¹²⁵。結束型ネットワークは集団内の同質性をめざし、外部に対して排他的である。上述したような反ユダヤ主義的集団がその例である。他方、橋渡し型ネットワークは、外部に対して開いており、異質的集団と対話し、橋渡しをしようとする。韓国社会で結束型ネットワークとしては、血縁を重視する集団や出身地域の同質性を重視する集団などが縁故主義の弊害としてあげられる（イ・ヨンヒョン 2007：38）。韓国職業能力開発院がおこなった 2006 年の調査によると、社交ネットワーク（65.6%）と同窓会（55.0%）がもっとも多く、政治ネットワーク（5.1%）がもっとも参加率が少ない（イ・ヨンヒョンほか 2006）。それで、血縁、地縁にもとづく封建的共同体の指向を越えて、外部と異質的集団に対する信頼にもとづく橋渡し型集団をめざすべきであるということである（イ・ヨンヒョン 2007）。いわば「アジア」的封建的悪習、たとえば政府腐敗、家族主義、縁故主義を克服する代替案として社会関係資本が論じられるのである。他方、先進産業国はパットナムが『孤独なボウリング』でアメリカの社会関係資本の衰退を診断したように、情報化と「資本主義の弊害」によって個人化がすすんだために、「共同体を回復」する必要を説く文脈で社会関係資本が論じられる。社会関係資本を市民社会の中心的価値としてみなすとき、各国で市民社会が論じられる文脈も異なる。旧東ヨーロッパ共産主義国家は資本主義国家への移行段階として市民社会の構築を願望し、途上国は、市民社会をもっと浸透させたい要望があり、またパットナムが述べたような先進資本主義諸国は共同体連帯の衰退から市民社会が論じられるのである（古田 2010：410）。フランシス・フクヤマは社会関係資本である信頼の程度を国家ごとに区分して、韓国と中国とフランスとイタリアを信頼が血縁や地縁にとどまる「低信頼社会」として、また日本と米国とドイツを、信頼が縁故主義の範囲を越えて一般的他者までにおよぶ「高信頼社会」としてみている（フクヤマ 1996）。しかし信頼の程度と範囲が異なるにせよ、信頼が、共同体が指向・再生すべき規範としてみなされるのは「低信頼社会」も「高信頼社会」も同様である。フーコーはファーガソンの『市民社会史』にみいだされる市民社会の特徴として、

¹²⁵ 前掲書、431-448 頁。

市民社会には利益の直接的増殖のメカニズムが作用するが、それは経済的利益ではなく、「利害ない利害関係」であると述べた。経済的ではない利害関係がつねに共同体を結束させるということである。まさしく信頼という「利害ない利害関係」が市民社会のなかで作用する。ところが、信頼のみが、学界や政府や国際機構で市民社会と共同体に注目する根拠であろうか。上で韓国社会が社会関係資本に注目する理由は、経済成長と社会統合を同時に達成することが可能であるからだと述べた。信頼によって社会統合をなす以外に、経済成長も期待することができるからである。これは韓国社会だけでなく、「高信頼社会」である先進産業国も同様である。パットナムが社会関係資本の経済的効果について指摘するところによると¹²⁶、社会関係資本は就職・ボーナス・昇進・雇用上の利益に影響をあたえるということである。たとえば、民族コミュニティをとりあげて、事業をはじめるときに韓国系企業家の41%が家族から、24%が友人から、37%が金融機関から資金を借りるといふ。求職をするときも、まったく見知らぬ門をたたくよりは、宗教ネットワークの知りあいから助けを受けて推薦状をもっていく方がよい。貧民が貧困であることは、物質的資源がないよりは、助けを受けられる友人やパートナーといったネットワークが欠けているからである。しかし、こうしたパットナムの見解は、上述したように文化決定論の誤謬がある。民族コミュニティのなかで助けをもとめることは、特定な民族コミュニティに属する成員としてコミュニティ外部から助けを得ることが難しいからであり、資源への接近が容易であるからである。経済的効果が大きいからではない。パットナムが例にあげている米国の場合、少数民族が民族コミュニティのなかで助けをもとめることは自助行為であり、多数白人社会からの資源の移動ではない。民族コミュニティに属するから民族コミュニティの社会関係資本を利用できると主張することは、少数民族を少数民族コミュニティに還元することにすぎない。なお、パットナムはコミュニティの構造も看過している。少数民族コミュニティは単一なコミュニティではなく、そのなかにも性的・人種的・ナショナルな格差があり、女性や子どもは職業への接近が制限される (Piore, 1979)。またコミュニティ内部では、低賃金労働や家族労働を搾取するなど、自己搾取 (self-exploitation) がおこりやすい (Razin, 1993 : 101)。いずれにせよ、人々の交際という社会的関係性によって経済的効果をもたらすことが期待されることは、市民社会が経済的行為と政治的行為が同時におこなわれる領域でもあることを示す。社会関係資本論は、非経済的行為をおこないながら経済的利益をもたらすことを強調し、経済的利益をもたらす行為が民主主義の実現にも寄与することを強調する。経済的効果は否定されつつ肯定され、肯定されつつ否定される。

2. 韓国社会において社会的企業の台頭

上で市民社会の中心的価値として社会関係資本について論じた。以下では、市民社会を構成する行為者である社会的企業について分析する。社会的企業の必要性も社会関係資本

¹²⁶ パットナム、前掲書、391-398頁。

と同様に、2000年代以降に「共同体回復」の文脈の上で提起された。

韓国資本主義も急激な経済成長による両極化とともに深刻な社会葛藤をもたらしている。このままでは韓国資本主義は先進国に参入できない。社会が直面している労使葛藤、階級闘争的思考と行動、相互不信と集団利己主義の蔓延は、無限競争時代においてわたしたちの立場をなくしている。したがって、共同体確立の努力は、国家存立と発展において選択ではなく、必須のこととして迫ってくる。それで社会的企業の効果的で積極的な社会的価値創出は、韓国社会の共同体構築に絶対的な役割をすると期待し、その成長・発展は韓国資本主義の存立と発展に大きく供すると信じてやまない¹²⁷。

すなわち、1997年アジア通貨危機によってIMF管理下に入った1997年の「新自由主義体制」以降に、失業と格差を解消し、政府と市場が解決できない問題を社会的企業が解決できると期待されつつ、社会的企業が2000年代以降に政策的に推進されたのである（ハン・サンイル、キム・キョンヒ 2013：154-155）。

社会的企業（social venture/social business/social enterprise）は、市場原理を適用して収益をあげ、その収益を貧困・福祉・環境・教育といった社会的目的にとりくむ企業を意味する（谷本 2006：4-5）。貧困層の人々に低利子で貸出をおこなうバングラデシュのグラミン銀行が代表例であり、そのほか、途上国に医薬品を売る One World Health、学校や図書館を建設する Room to Read、二輪・四輪車両を提供する Riders for Health、同じく途上国に種と肥料を貸付け、生産と販売をおこなわせる One Acre Fund があげられる。これらの企業は、グラミン銀行をのぞいてはアメリカとイギリスに本社があり、主に途上国の貧困を解決するために事業にとりくむという共通点がある¹²⁸。グラミン銀行は2006年度にノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌスによって1983年に設立された。グラミンはベンガル語で「農村」を意味し、主に一般銀行から貸出ができない人々に無担保・低利子で貸出をおこなう。グラミン銀行の特徴はつぎのようである（笠原、ジョマダル 2007：1-5）。1）その対象のうち97%以上が女性であること、2）銀行側と借り手のあいだの契約が法的契約ではなく信頼の上で成りたつこと、3）人々が銀行に行く方式ではなく、銀行スタッフが人々の家を訪問する方式であること、4）貸出を受けるために5人でグループを作り、互いに連帯保証人となり無担保で貸出するシステムであること、5）5人のメンバーは貸出を受ける前にグラミン銀行の規則（16原則）と手順について1-2週間の訓練を受けなければならないし、口頭試験で自身が貸出した金を返済するほどの能力と誠実さをそなえていることを証明すること、6）貸付金は毎週、または2週間に返済されるべきであることがあげられる。グラミン銀行は98%という高い返済率と借り手の97%以上が女性であることが模範的事例

¹²⁷ チェ・ゾンテ「社会的企業と共同体的労使関係」『労使関係研究』第18巻、2008、211-212頁。

¹²⁸ <<http://www.etic.or.jp/sfc/sv2.html>> ソーシャルベンチャーに関する参考リンク集、2015年7月15日接続。

として知られ、貧民層に対する金融事業のモデルになり、女性の「経済的自立」と共同体への参加が肯定的効果として評価された。社会的企業が一般企業と異なる点は、第一に、今まで政府・行政がおこなってきた公共サービスに、もっと多様なニーズにあわせながら柔軟に対応することであり、第二に、一般企業があつかうには利潤をあげることが難しかった社会的事業をおこなうことである（谷本 2006：5-6）。社会的企業の特徴は、貧困・福祉・環境・教育の社会的目的に単に寄付や慈善をすることではなく、事業の「受益者」が「自立」することをめざすことである。たとえば、グラミン銀行のようなマイクロクレジット（microcredit, 少額融資）¹²⁹は、低利子で金を貸出する人々が自力で事業を運営して貧困から脱出することを目標とし、そのために自営業に必要な経営やマーケティングに関する相談を提供した（シム・サンダルほか 2007：22）。UN は、2005 年を「国際マイクロクレジットの年」と定め、グラミン銀行のようなマイクロクレジットを通して、途上国の貧困削減と「自立」を支援することをめざすと表明した。グラミン銀行の例からわかるように、社会的企業は貧困という社会的目的にとりくみながら収益をあげる企業である。マイクロクレジットのような小口金融サービスをおこなう銀行もふくまれば、大企業や中小企業もふくまれる。社会的企業は営利団体か非営利団体かが重要でなく、収益をあげて社会的事業にとりくむことが重要であるため、NGO もふくまれる。NGO が社会的企業として適当な理由は、対象者が「経済的自立」をすることが社会的企業の目標であるため、対象者の事後的支援に NGO の専門的ボランティアを効率的に活用できるからである（シム・サンダルほか 2007：26）。しかし、マイクロクレジットのような低利子の金融事業が途上国の貧困問題の解決策としての機能をし、女性の「自立能力」を高める政治的経験として評価されることにはいくつかの問題点がある。第一に、なぜ貧困問題を、それをもたらした原因でもある金融が解決するか、ということである。低利子・無担保であるとしてもそれは債務者の立場から一時的解決をすることにすぎない。債権者—債務者の関係は資本の所有者と非所有者のあいだの力関係である。負債は債務者の立場からの金融であり、金利は負債を通して利益を得る債権者の立場からの金融である（ラッツァラート 2012:39）。債務は貧困の極限まで債務者を追いこむ。2010 年にインドのアンドラプラデシュ州では、マイクロクレジットの債務返済に追いこまれて 54 人が自殺した（頼藤 2013：79）。第二の問題点として、マイクロクレジットが評価される女性の「経済的自立」の向上というのも、銀行の債務者という資格をもちうる経済的能力であり、それは資本主義への編入を積極的に誘導することである点があげられる。女性が経済的に自立していないということは、家事労働にしばられていて職業に接近する機会が男性より制限されていることを意味し、同一労働・同一賃金の原則が実現されないまま同一労働をし、差等賃金を得ることを意味す

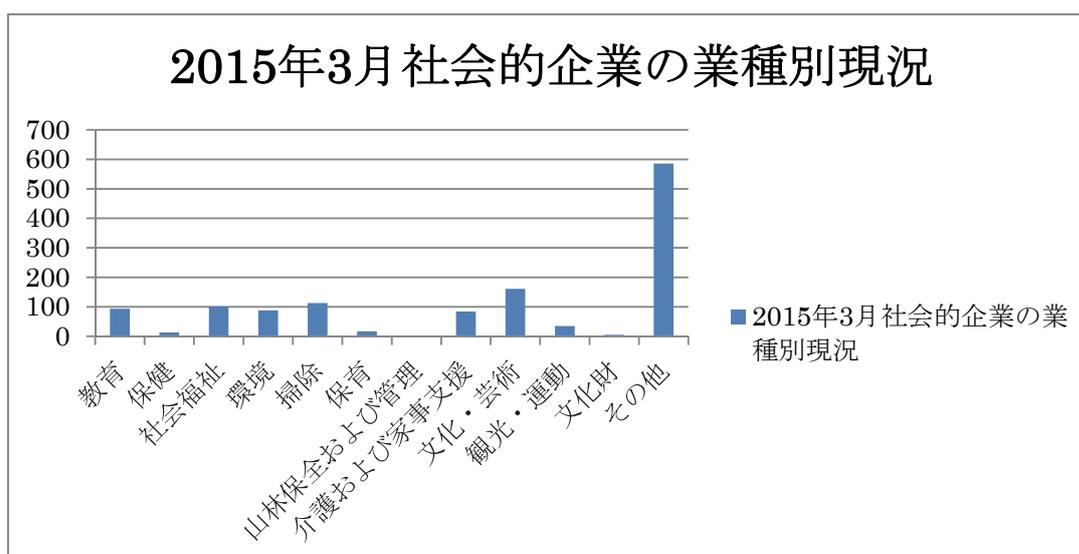
¹²⁹ マイクロクレジットは、貧困層に対して少額融資をおこなう銀行をさし、マイクロファイナンス（microfinance）は融資だけでなく、預金、貯金、保険の幅広い金融サービスをおこなう金融事業をさすが、二つのあいだには大した意味の違いがないため、ここではマイクロクレジットの用語をもちいる。もちろんグラミン銀行も、2015 年現在、住宅ローン、教育ローン、生命保険、年金などを提供することで大規模マイクロファイナンスになっている。

る。家事労働は男性の賃金労働の生産性の前提条件になっており、不可視化されている。しかし、このような賃金労働の土台としての家事労働が、資本主義の資本蓄積を可能にする (Dalla Costa, James, 1975)。したがって、そうした家父長的資本主義の資本蓄積の構造を維持するままでは、低利子で貸出ることができる債務者の資格が直に女性の「経済的自立」にはならない。グラミン銀行から融資を受けた女性たちがおこなう事業内容も、主に野菜栽培・畜産の農業や竹細工の家内手工業や商店の経営にかぎられていて、今まで女性たちがおこなってきた単価の低い労働であり、家事労働の延長線上にある仕事が多い (頼藤 2013 : 83-86)。つまりマイクロクレジットの借り手が主に女性であり、それが女性の「経済的自立」を高めるということは、資本主義の性別分業構造の変化と何の関係もない。なお、人々が自力で収入向上・事業経営を通して貧困から脱出するように訓練させることは、貧困を個人責任化し、貧困解決を個人にまかせるのである。第一章第二節で、ドイツの秩序自由主義者たちが競争メカニズムを社会の調節原理とすることで、差別化・不平等・個人化にもとづいた社会政策をおこなったと述べた。新自由主義者たちの社会政策には絶対的貧困層があり、所得の移転で貧困問題を解決するよりは、絶対的貧困層の個人に最低生計費を保障するような、個人化を通して解決しようとする。マイクロクレジットがとりくむ貧困問題の解決も同じ方式である。一定の所得・消費の水準に達していない絶対的貧困層を想定し、貧困の原因を問わないで貧困の解決を個人がするようにする。したがってマイクロクレジットがおこなう貧困問題の解決は、競争メカニズムで差別化・不平等・個人化を促進する新自由主義の統治性の発現である。

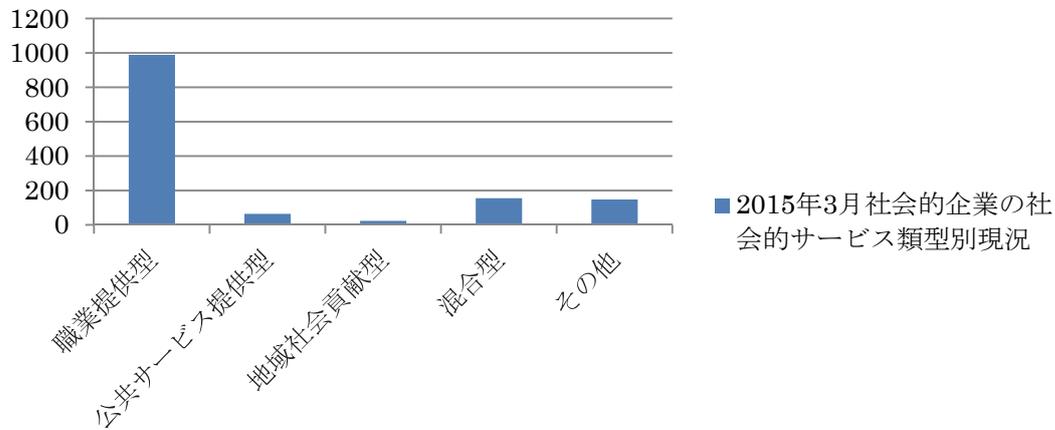
韓国社会で社会関係資本が、経済成長の低下・格差・青年失業・少子化・階層・集団間の葛藤の深化などの背景で共同体をつくる必要性の上で論じられたように、社会的企業も、1997年アジア通貨危機によってIMFの管理下におかれたことと失業急増、2008年世界金融危機による格差の深化を解決するために論じられた。失業解決と社会的サービスを提供することで脆弱階層も支援しつつ、同時に企業として成長するという一石二鳥の効果を期待することができるということである (ホン・ソクビン 2009 : 41)。そこで、失業を解決するために1998年に政府によって「公共勤労委託事業」がおこなわれ、2000年に「自活事業」、2003年に「社会的就労事業」を経て2007年に「社会的企業育成法」が制定・施行されるようになる。社会的企業として活動するためには、「社会的企業育成法」によって、雇用労働部の認証が必要である。社会的企業の認証の法制化により、一方では、社会的企業には、社会的弱者の雇用拡大と社会的サービス供給の効果をもたらすことが期待されたが、他方では、低所得層の効用組合方式による自活企業や社会的就労事業団も社会的企業の特性をもっているにもかかわらず、認証がなければ社会的企業の名称を使用できなくなった結果ももたらした (羅一慶 2015 : 20-21)。「社会的企業育成法」第1条に定義された社会的企業とは、「脆弱階層に社会的サービスまたは就労の機会を提供し、地域社会に貢献することで、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨およびサービスの生産・販売などの営業活動をおこなう」、認証を受けた企業である。また、社会

的企業の育成および振興を効率的に遂行するために、「社会的企業育成法」第 20 条によつて、2010 年には韓国社会的企業振興院が設立された（金気興 2015：188）。「社会的企業育成法」によると、社会的企業が労働部から認証を受けるためにはつぎの要件が必要である（金気興 2015：189-192）。1) 独立した組織形態として民法上の法人・組合、商法上の会社・合資組合、特別法による法人、非営利団体であること、2) 正規職や非正規職をふくむ有給労働者を雇用して、財貨とサービスの生産販売など、営業活動をおこなうこと、3) 社会的目的の実現を組織の主な目的にすることである。具体的には、組織の主な目的が脆弱階層に社会的サービスを提供することなら、サービス収益者のなかで脆弱階層の比率が 30%以上であること、組織の主な目的が雇用創出なら、脆弱階層の雇用比率が 30%以上であること、組織の主な目的が地域社会貢献なら、地域に居住する脆弱階層の雇用比率、または提供する社会的サービスの収益者のなかで脆弱階層が占める比率が 20%以上であること、組織の主な目的が脆弱階層の雇用創出と社会的サービスの提供なら、脆弱階層の雇用比率と社会的サービスの収益者のなかでの脆弱階層の比率がそれぞれ 20%以上であることがあげられる。そのほか、脆弱階層のうち、雇用と社会的サービス提供によって階層変動が可能な階層（青年、職歴がない女性、長期失業者、低所得層）は最初の認証から 5 年間までは脆弱階層としてみなされるし、社会的企業はサービス収益者や労働者などの「利害関係者」が意思決定に参加するシステムをそなえるべきである。韓国社会的企業振興院の統計によると、2015 年 3 月を基準に 1397 企業が労働部から認証を受けており、1299 企業が活動を維持している。そのなかで社会的企業がとりくむ主な社会的サービスは雇用創出である。下のグラフの業種別現況にあらわれているように、放課後学校、保育、介護といった社会的サービスが、雇用の役割も果たすようにしている。

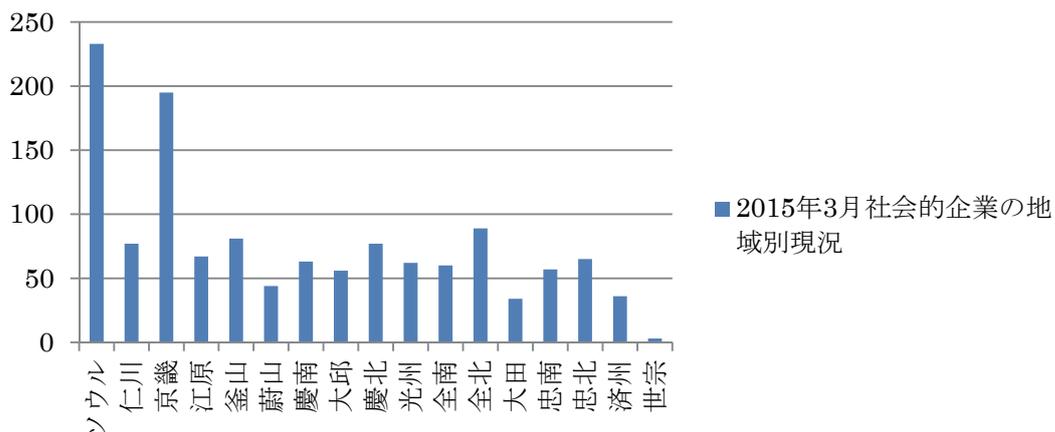
2015 年 3 月社会的企業の認証現況



2015年3月社会的目的の類型別現況



2015年3月社会的企業の地域別現況



注：韓国社会的企業振興院の統計をグラフで作成。

しかし社会的企業が共同体の再生の必要の上で称揚ばかりされたのではない。社会的企業として活動するためには雇用労働部の認証が必要であるが、認証基準が不明瞭であり、非現実的であるという批判が提起された。また、政府が最低賃金のみ支援し、福祉を事業で補充することによって基本的福祉が縮小され、低賃金職が増加するようになったという批判も提起された（ハ・スンウ 2013：96）。他方、市場経済の擁護者たちも、政府の社会的企業への支援¹³⁰が、企業の競争能力を低下させ、また労働意志をあきらめさせ、一般企業ではなく、より安全な社会的企業に就職することに安住させると批判する（ベ・ジンヨ

¹³⁰ 2008年の社会的企業の事業費源泉の統計によると、総事業費のなかで総売上高が64.3%、政府支援金が27.8%を占める。カク・ソンハ『2008社会的企業の成果分析』労働部、2009、156頁。

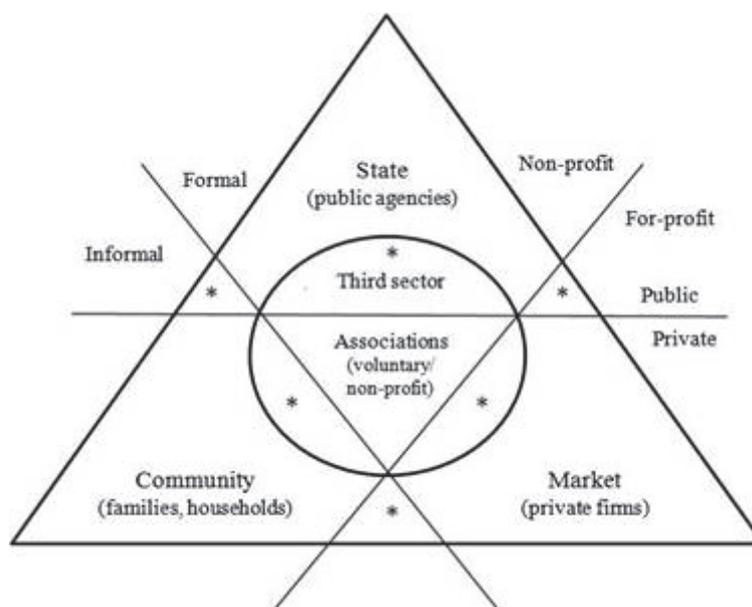
ン 2010 : 26)。多くの社会的企業が放課後学校、保育、介護支援といった社会的事業にとりくむが、投入費用より低い価格を策定するため、利潤を残さない非効率の経営をおこなうということである。つまり企業は市場経済ゲームのみに参加すべきであり、政府は社会的企業を雇用創出の機能のみに限定し、社会的サービスは福祉政策に限定すべきであると主張する（ベ・ジンヨン 2010 : 27）。第一章第二節でみたフランスの 1970 年代新自由主義政策は、「社会保障は経済に関して中立的なものにとどまるべきである」の原則のもとで、国家と市場の分離、社会政策と経済政策の分離をめざした。フランス解放後には、社会政策が、完全雇用や所得再分配を保障する経済政策の機能も同時にできるとみなされたが、新自由主義の統治性が作用しながら、社会政策と経済政策を分離しようとした。それで一定の所得・消費の水準に達していない人々が労働と求職活動を通して経済ゲームに参加するように援助することが社会政策の任務だった。韓国社会において社会的企業を非効率の経営とみなし、社会的企業への政府支援を予算浪費とみなす市場経済の擁護者たちは、社会的企業を経済ゲームに限定し、社会的サービスは福祉政策にまかせるべきであると主張することで新自由主義政策を提言しているといえる。ところが、市場経済の擁護のみが新自由主義政策だろうか。

第二節 社会的経済と市場原理

1. 社会的経済の経済形式

社会的企業は、社会的経済の具体的形態としてみなされる。社会的経済 (social economy) は、経済的機能が社会的関係性から生まれたものであるとし、二つを統合しようとする理論的・実践的試みである（ザン・ウォンボン 2007 : 6）。こうした「経済の再社会化」戦略は 20 世紀後半において経済と社会が分離された現象に対する批判的接近である。1970 年代にフランス新自由主義政策において社会保障と経済政策を分離しようとした試みを想起してみよう。経済は社会に対して中立的であるべきだったし、統治は経済に対して意図をもってはならず、経済ゲームの規則として形式的機能にとどまるべきだった。社会的経済は、これと異なり、社会からはなれた経済を、ふたたび社会と結合しようとする。しかし社会的経済が 20 世紀の新自由主義に対抗してはじめてあらわれたのではなく、その起源は 19 世紀までさかのぼる。実際、社会的経済は 19 世紀に産業資本主義と同時に形成された。社会的経済の実践とよべるような動きには、二つがあげられる（ザン・ウォンボン 2007 : 13-14）。第一に、病気・事故・死亡・失業のような危険と、基本的な衣食住の不足に対処するために、労働者たちが組織した共済組合があげられる。第二に、小規模の生産者たちの必要に対応するために組織された農業協同組合と信用協同組合があげられる。消費者協同組合は労働者たちと失業者たちが財貨とサービスを調達できるように援助した。ところが、これらの実践は福祉国家の福祉体制のなかに統合された（ザン・ウォンボン 2007 : 15）。ハーバマスがいったような体系論理によって吸収されたのである。しかし 1970 年代の新自由主義政策の拡散のなかで、社会的経済がふたたび必要とされるようになる。いいかえる

と、19 世紀の社会的経済が、産業資本主義が形成されるなかで社会的危険に対処するための労働者たちの集会的対応戦略だったのに対して、20 世紀後半に台頭した社会的経済は福祉衰退に対処するための市民社会の対応戦略である（ザン・ウォンボン 2007：17）。今日において社会的経済は、市場と政府が混合する市民社会領域であり、これは 2000 年代以降の市民社会が、国家と経済から分離される領域よりは、国家と経済を積極的に統合・補完する領域であることを示す。経済が社会的関係から生まれたとみなし、経済を社会のなかに入れようとする社会的経済は、連帯経済（solidarity economy）として、国家と経済から分離された規範的領域としての市民社会ではなく、国家と経済を混合し、国家、経済、市民社会を媒介しようとする。社会的経済が表象する市民社会、または第三セクターは、国家と経済からの残余的領域ではなく、三つのセクターが混合される領域である。つぎのようなペストフの図がそうした市民社会の雑種性を示す。



出典：Victor Pestoff, *Beyond the Market and State: Civil Democracy and Social Enterprises in a Welfare Society*. Aldershot: Ashgate, 1998, p42.

2000 年代以降に「共同体回復」の文脈で台頭した社会的経済と社会的企業は、カール・ポランニーの理論を理論的基盤にしている。ポランニーは 19 世紀産業資本主義以降に経済主義の誤謬が思考慣習と社会科学に浸透されていると批判した。経済主義はわずか 1 世紀しか経っていない市場を社会と同一視する思考慣習である。市場は「供給・需要—価格システム」（ポランニー 1980：36）であり、それは特定の構造をもつ現代的制度であるにもかかわらず、超歴史的な制度としてみなすことが経済主義の誤謬である。市場を超歴史的な制度とみなす経済主義は、最初に人々の欲望があり、つぎに一对一の等価交換がおこるといふ神話的思考が前提にされている。しかし、経済という概念は、フーコーが論じた 18 世

紀以降の重農主義学派とともに誕生したごく最近のものであり、経済の出現は市場の出現でもある（ポランニー1980：38）。重農主義者は人々の交換を動くままに自由放任すると、その自然性によって適正価格が定まるようになるとしたが、それは実は価格の誕生でもあった。重商主義においては国家が価格を策定したため、自然的価格の概念がなかった。アダム・スミスは賃金と地代を供給・需要—価格システムに統合したが、それ以前には労働と土地が売買される商品ではなく、社会のなかに埋もれていた。ポランニーは経済主義の誤謬をさけるために、経済の再概念化を試みる。既存の経済は、第一章第二節でライオネル・C・ロビンズの文章を引用したように、「諸目的と、互いに排他的な用途をもつ希少手段とのあいだの関係」、つまりある目的のために希少性の資源を合理的に選択するという、目的と手段の関係を意味した。しかしポランニーによると、これは経済の形式的定義であり、実在的定義をさがさなければならない。経済の実在的定義は、人間が、「自分自身と自然環境のあいだの制度化された相互作用」（ポランニー1980：59）をする過程である。経済は「物質的欲求をみたす過程との関連をもつこと」（ポランニー1980：60）である。こうした経済の実在的定義によると、経済はただの市場でもなく、人間の合理的選択行動でもなくなり、社会と分離されない一連の過程になる。そのため、経済を社会のなかに再統合しようとする社会的経済は、ポランニーの経済の実在的定義を実践しようとする。社会の一部としての経済を、ポランニーは互酬、再分配、交換の三つの統合形態として分類する（ポランニー1980：90）。互酬は、「財貨とサービスの動きが、対照的な配列の呼応する点のあいだ」でおこなわれる。再分配は「中央に向かう動きと、そこからふたたび外に向かう動き」でおこなわれる。交換は「任意の二点間の動き」でおこなわれる。経済主義は交換のみ経済形式としてみているが、それは市場という特定の制度下の形式であり、人類の歴史では互酬と再分配の経済形式も頻繁におこなわれた。たとえばトロブリアンド諸島では、海岸と内陸のあいだで「魚とヤムイモ」が互酬的基礎の上でおこなわれた（ポランニー1980：94）。それは市場でみられるような価格の上の対一の等価交換と異なる一種の儀礼である。再分配も部族社会でみられる経済形式であり、ローマ帝国でもみられる。交換も主に19世紀以降の市場経済でおこなわれる経済形式であるが、その前の歴史でもしばしばみいだされる（ポランニー1980：100）。ペストフの図でみられるような国家、市場、市民社会はそれぞれ再分配、交換、互酬の統合形態にあてはまる。市民社会の社会的経済はこうした三つの経済形式を混合し、新自由主義に対する対策として社会的経済を実現する試みである。

2. コミュニタリアニズム

社会的企業は社会的経済を実践する行為者であり、その形態と機能は各国家の歴史的・制度的文脈によって異なる（チェ・ナレ、キム・イヨン 2014：310-317）。社会的経済が1970年代の新自由主義政策がおこなわれるなかで再度注目されたように、「福祉国家の危機」、つまり福祉政策が衰退するなかで社会的企業が代替案として議論されるようになった。社

会的経済が生まれたヨーロッパも国家の歴史的・制度的文脈によって社会的企業の形態・機能が異なる。

ドイツ新自由主義の政策は、社会の各層位で競争メカニズムが調節的機能をするように枠組みをもうけ、富の平等ではなく、差別化・個人化を促進することだった。1970年代フランスの新自由主義社会政策は、老人・障害者・失業者たちのような絶対的貧困層に手当を支給することで、人々が経済ゲームに参加するように促進することだった。新自由主義は社会の断片化・個人化を促進し、格差を広げて人々の連帯と協同を脅威する。1980年代後半から、こうした社会の断片化・個人化現象と格差を批判しつつ、社会の「共通善(common good)」をとなえるコミュニタリアニズムがあらわれた。第三章第一節で論じたパットナムの社会関係資本もコミュニタリアニズムに依拠しているし、アンソニー・ギデンズの「第三の道」理論もコミュニタリアニズムの一つである(篠田 2010: 40-41)。コミュニタリアニズムは 1980年代から主にアメリカとイギリスを中心に形成された政治思想の一つであり、自由主義の原子論的個人主義を批判する(菊池 2009: 55)。たとえば、マイケル・サンデルはジョン・ロールズの正義論における「負荷なき自己」という前提を問題化する(サンデル: 2010)。ロールズは個人が自身の人種、性別、地位、収入、価値観を知らない仮説的な原初状態、「無知述ベル」の状態に合意する原理が正義であると定義するが(小林 2013: 31)、個人は特定の共同体に属しており、共同体の価値や道徳的文脈に根ざした「負荷ある自己」であるということである(宮田 2012: 295)。つまりコミュニタリアニズムは歴史的・社会的文脈からはなれた超歴史的・合理的個人を問題化する。したがってコミュニタリアニズムは個人の共同体への帰属と個々人の連帯と相互関係を重視する¹³¹。合理的個人を問題化し、個人の共同体帰属を重視するコミュニタリアニズムは、共同体にもとづいた連帯経済を実現する社会的経済と、企業の利益追求と社会的目的をともに実現する社会的企業の理論的基盤である。以下ではイギリスとスウェーデンにおけるコミュニタリアニズムの歴史的・制度的文脈の差異と、それによる社会的企業の形態・機能の差異を事例として比較することで、市場と国家と市民社会が混合される具体的様相をみていく。

3. イギリスとスウェーデンのコミュニタリアニズムと社会的企業

イギリスとスウェーデンではそれぞれ、市場経済と調整市場経済という異なる制度的文脈の上で社会的企業が発展した(チェ・ナレ、キム・イヨン 2014: 332-333)。イギリスは小規模共同体とボランティア団体が政府にかかわって福祉サービスを提供することで社会的企業が成立した。2009年、イギリスの社会的企業の総数は6万2000個にいたる(Social Enterprise Coalition, 2009)。1997年5月の総選挙で保守党を破って勝利した労働党ブレア政権は、1990年代に生産的福祉と福祉多元主義という理念にもとづいて市民社会、また

¹³¹ 個人を共同体に依拠するとみなすコミュニタリアニズムが多文化主義の理論的基盤であり、そうしたリベラル・コミュニタリアン的多文化主義が個人を脱歴史的・脱政治的な文化に還元すると論じた拙著論文「韓国社会における多文化主義の批判的考察」(一橋大学修士学位論文、2011年)がある。

は第三セクターが福祉サービスを代行する政策を推進した。「第三の道」のコミュニタリアニズムを理論的基盤にしたブレア政権の福祉改革は、福祉国家（旧労働党）の包括的福祉と新自由主義（保守党）の最小限の福祉の両方を克服しようとする試みであり、福祉改革とともに市民社会を強化することをめざしていた。パットナムが危惧したような市民の共同体参加の後退がイギリスでも問題だったのであり、市民社会を活性化することは、共同体参加と福祉改革を同時に解決できる戦略だった（Fyfe, 2005:537）。ボランティア活動が共同体をささえ、市民社会を強化する重要な役割を果たす「静かな革命」がおきるが、しかしこうした「静かな革命」は1980年代の保守党政権により、すでにおきていた。戦後ベヴァリッジ計画下の福祉国家では、政府が保健医療・教育・所得保障のサービスを一元的に設計・監理・提供していた。市民社会は政府の政策を補完する相対的に下位の役割に位置づけられており、主に対人社会サービスを果たしていた（今井 2011 : 223）。しかし1980年代に、サッチャー保守党政権によって福祉サービスをボランティア共同体や営利企業の民間部門に移譲した「静かな革命」がおきた（Fyfe, 2005:539）。1990年代には「新労働党（New Labor）」の福祉改革とともに、市民社会の活性化という名のもとで民間部門の役割がまた重要になる。ブレアは、かれの小冊子で政府と市民社会の緊密なパートナーシップを強調し、教育・健康・犯罪予防・育児にわたる福祉サービスを市民社会が代行することで、市民社会がより強化されると主張した（Blair, 1998）。福祉サービスを保守党と同様に市民社会に移譲することであるが、強調するところが異なる（今井 2011 : 224-225）。第一に、個人重視ではなく、地域社会重視の移譲である。マーガレット・サッチャーの有名な発言「社会なんてものはない。あるものは個人としての男と女と家族だけだ」を想起してみよう。サッチャー政権は原子論的個人主義にもとづいて福祉サービスの民営化政策をおこなった。ところが労働党は個人ではなく、地域社会という共同体の連帯を重視する。第二に、保守党は費用対効果を強調して民間部門に福祉サービスを委託したが、労働党は「最良の価値」を強調してサービスの委託において質を重視した点あげられる。経済的費用ではなく、民間部門の対人サービスで個々人のリスクに個別に対応することを民営化の理由とする。労働党の市民社会を活用した福祉改革は大きく二つの目的があり、1) 市民社会によって福祉サービスを効率的に遂行すること、2) そうすることで市民社会の参加を高めることである（Fyfe, 2005:541）。イギリスの社会的企業は、ブレア政権の政府と市民社会のパートナーシップ関係からみるように、国家による福祉サービスを、政府との契約によって委託されて提供することが主な機能である。資金源も国家からの補助金よりは財貨・サービスの販売収益を中心に確保され、市場原理を積極的に導入した形態をおびている（カン・ネヨン 2012）。他方、スウェーデンはイギリスと異なり、国家の福祉システムを活用した協同組合形態の社会的企業が発展した。イギリスのように政府の福祉サービスを代行する機能ではなく、主に労働市場から排除された人々のために職業を提供しながら財貨・サービスを生産する機能をする（チェ・ナレ、キム・イヨン 2014 : 325-326）。コミュニタリアニズムはブレア政権の政策からわかるように、福祉国家の「大きな政府」にも対抗し、

新自由主義による社会の断片化・個人化にも対抗する。1980年代の英米のコミュニタリアニズムの影響を受けたスウェーデンの市民社会論も、そうした両面性を示す。スウェーデンの市民社会論は、福祉国家の批判論と擁護論で分けられる（篠田：56-61）。福祉国家の批判論は国家の肥大化が、パットナムがいったような親密な交際の領域を衰退させたという。したがって反国家主義による共同体の回復を主張する。このようなコミュニタリアンの市民社会論はスウェーデンの保守層に受け入れられた。福祉国家を批判する市民社会論は、規制緩和と民営化政策を要求する。「共同体回復」と、個人化をもたらす新自由主義政策を同時に要求することが可能な理由は、後述するように市場原理と共同体主義は両立可能であるからである。他方、福祉国家を擁護する市民社会論は完全雇用と経済政策と分離されない社会政策が市民の生活を守ってきたという。パットナムが主張したような市民社会への参加を強調することは中産階級以上の議論であり、イギリスのように国家の福祉政策を市民社会に移譲すると、弱者が被害を受けるということである。そのほか、福祉国家を擁護するわけではないが、市民社会の弱化によって受動的市民になることをおそれ、国家を規制する勢力は必要であり、その役割を市民社会ができることと展望する折衷的議論もある。

イギリスとスウェーデンのコミュニタリアニズムからわかるように、コミュニタリアニズムは福祉国家の「大きな政府」にも対抗し、市場原理が共同体の連帯を破壊することにも対抗する。コミュニタリアンたちは、現代社会がグローバル化、脱伝統社会、リスク社会とよべるような新しいパラダイムの社会であるとみなし、いったん新しいパラダイムを受け入れる。グローバル市場経済が経済成長、革新といった肯定的効果をもたらすからである（Bieling, 2006:215）。他方、新しいパラダイムは否定的効果をももたらすが、それは競争原理による社会的連帯の衰退である。コミュニタリアニズムは「大きな政府」と市場原理による連帯の破壊の両方を批判しながら、効率と協同を同時に追求する。しかしコミュニタリアニズムが両方を混合・包括する「第三の道」であるといえるのか。

ムフは、イギリス労働党の官民パートナーシップに対して、「そこでは、国家（左派）でもなく民間部門（右派）でもなく、これらがほどよく調合されたパートナーシップが重要とされる。国家が投資のために資金を調達し、企業家が利潤を獲得する。これらのせいで被害を受けるのは市民（新労働党の用語においては消費者）なのだ！」（ムフ 2008：94-95）と述べ、コミュニタリアニズムにもとづいた官民パートナーシップが、市場原理の上で政府と企業と市民社会が混合されることにすぎないことを示唆した。

政府と企業が市民社会のなかで協同することは、経済と社会を新しく配置する調整方法であるガバナンス（篠田 2003）による統治方式である。ガバナンスもコミュニタリアニズムと同じく、1980年代に福祉国家が改編され、新自由主義政策が拡散するなかで登場した。既存の福祉国家における国家からの一方的・垂直的統治（ガバメント）でなく、政府・企業・市民社会が多面的主体として双方向的・水平的統治に参加するという統治方法である（岩崎 2011：5-11）。しかし、ガバナンスもコミュニタリアニズムも、市場原理の上で協力統治、

官民パートナーシップがおこなわれることに注意したい。市場原理は、ポランニーが述べたように「供給・需要—価格システム」であり、道徳的貪欲ではない。合理的個人を問題化するコミュニタリアニズムが市場原理を肯定することは、市場原理による個人化を問題化するのではなく、原子論的個人化という現象のみを批判するからである（Bieling, 2006:213）。

4. 市場原理と資本主義

社会的経済は市場と国家と市民社会の混合を通して共同体経済を実現しようとするが、それが「福祉供給の多元化」にすぎないという限界があり（ザン・ウォンボン 2007:23）、市場原理の上でおこなわれるという限界がある。Stefano Zamagni と Vera Zamagni は社会的経済のもう一つの形態である協同組合が資本主義の代案になれると力説しつつ、市場原理が資本主義と異なるという（Zamagni, 2008）。Zamagni によると、市場原理は 13 世紀末から 16 世紀にわたる中世イタリアでもみいだすことができる。市場原理は一般的な自由の原理であり、資本主義は自由の原理の一つの形態であって、市場経済の下位分類であるということである。Zamagni がいう市場原理の特性はつぎのとおりである。1) 労働分業である。2) 市場原理は未来の共同体のために富を生産・投資・蓄積することによって経済が成長することをめざす。3) 市場原理には企業の自由がふくまれる。企業が創造的に活動する自由は競争メカニズムによって保障される。競争メカニズムは企業の自由の結果でもあり、また企業の自由を再生産する。計画経済では企業の自由が制約されるが、競争が保障される経済では企業が自由に利益を追求することができる。なお、市場で競争メカニズムが作用するように規則がそなわるべきである。たとえば国家が規則を定めることができるが、商法や海洋法がその例である。競争者である企業でなく、第 3 者である国家が経済ゲームの規則を定めるべきである。4) 市場原理の目標は共通善である。共通善は個人の善と集団の善を掛け算したものであり、個人と集団のどちらかを犠牲にすることはできない。他方、全体善は個人の善と集団の善を足し算したものであり、利益を最大化するためにはどちらかを犠牲にする。共通善は社会的経済の目標であり、全体善は資本主義の目標である。Zamagni は社会的経済の具体的発現である社会的企業と協同組合が市場原理をもとにし、また市場を活性化するという。しかし利益追求はかならず自身の利益と効率性のみを追求することではなく、共通善を追求する利益追求である。すなわち、市場原理には大きく資本主義的市場と、非資本主義的市場があり、社会的企業と協同組合は資本主義とは異なる非資本主義的市場原理であるということである。しかし、市場は資本主義の上位概念であり、資本主義は市場の下位概念であろうか。第一章第二節でみたように、秩序自由主義者たちは、純粋な形式としての競争メカニズムがあつて、資本主義は競争メカニズムと歴史的・制度的様式が接合した司法—経済的総体であると定義し、フーコーはそこから資本主義が数多く、永続的に存在するという政治的含意をみちびいた。競争メカニズムは、企業を社会の各単位の形式にすることであり、企業形式が競争に参加するメカニズムである。

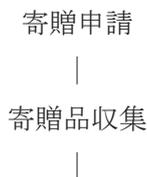
Zamagni がいう企業の自由が保障される市場原理は競争メカニズムである。それに共通善を追求する制度的様式を接合することは、もう一つの資本主義を産出するのではなかろうか。

第四章 市民社会と社会的企業

第一節 社会的企業「アルンダウン・カゲ」の概要

「アルンダウン・カゲ (아름다운 가게)」¹³²は「社会的企業育成法」が制定された 2007 年当年に 10 月に雇用労働部から認証を受けた非営利財団法人の社会的企業である。第三章第一節に掲載したグラフの業種別分類としては環境に入り、主な事業として、再活用品の販売や寄付やフェアトレードをおこなっている。第 35 代・36 代ソウル市長であるパク・ウォンスンを中心に 2000 年に設立された財団法人「アルンダウン・ゼダン (아름다운 재단)」¹³³のもとで 2002 年に創立された。アメリカの救世軍 (Salvation Army) とイギリスのオックスファム (Oxfam GB) を訪問し、事業の見本にした。「アルンダウン・ゼダン」が「寄付文化を拡散」し、「疎外階層および公益活動を支援することを目的」とし、「市民意識の成長と共同体発展に寄与する個人および団体を支援することを目的とする」¹³⁴ことと関連して、「アルンダウン・カゲ」も「市民たちの自発的参加を通じた、物品の再使用と再循環をはかり、社会の生態的・親環境的变化に寄与することを目的」とし、その過程で得た「収益の配分を通して、疎外階層および公益活動を支援することを目的とする」。なお、「各地域の再使用店の運営を通して、市民意識の成長と草の根共同体の発展に寄与することを目的とする」¹³⁵。「アルンダウン・カゲ」がおこなっている事業として、「住民参加と地域文化向上のための地域貢献事業」である「国内外に‘リユースの店’を開設し、運営する」事業と、「収益金を地域民のための公益と慈善に使用する」事業、「古いものおよび生態的商品の寄贈を受け、加工・製造する」事業、「フェアトレードを通して途上国と交易し、途上国に支援する」事業、「ボランティア文化をつくり、拡散させる」¹³⁶事業などがある。

「アルンダウン・カゲ」の寄付事業は「分かち合い」という団体のミッションにもとづいて、寄付された物品を修繕・再活用し、それらを販売した収益金を寄付する形態をとっている。「公益性と専門性をそなえた世界的水準の NGO」をめざしており、途上国とコーヒーのフェアトレードをおこなっている。寄贈品の再活用・販売のプロセスは、



¹³² 「美しい店」という意味。

¹³³ 「美しい財団」という意味。

¹³⁴ 「アルンダウン・ゼダン」定款第 3 条。

¹³⁵ 「アルンダウン・カゲ」定款第 2 条。

¹³⁶ 「アルンダウン・カゲ」定款第 3 条。

物品の分類および販売価格の策定

|

店およびイベント会場で販売

|

配分事業を通じた収益の配分

である。寄贈申請の方法は、インターネット、電話で申請し、「アルンダウン・カゲ」の幹事たちや運輸会社が申請者の自宅を訪問して回収していく方法と、申請者が店を訪問して寄贈する方法がある。寄贈者は寄付金控除を受けることができる。個人は所得の30%まで、個人事業者は所得の30%まで、法人事業者は所得の10%まで控除を受けられる。寄贈品としては、衣類、雑貨、調理器具、書籍、小型家電、小型家具などがあげられる¹³⁷。諸店舗には社員と「活動天使」とよばれるボランティアが働いている。社会的企業は社会的目的を、財貨とサービスを生産・販売する経済的活動で実現する企業であるため、競争メカニズムの上で企業を運営し、収益をあげようとする。その意味で「アルンダウン・カゲ」は資源再活用を通じた寄付事業という社会的目的を実現しつつ、再活用品という独自の商品を保有し、寄贈品の収集、再活用品の生産・流通・販売を自社が効率的におこなう「模範的」な社会的企業の事例として評価されている（ラ・ジュンヨン 2010：149-150）。つまり社会的企業の成功／失敗の基準は、企業としてどれほどの専門的な経営がおこなわれ、どれほどの収益をあげているかによる。収益の半分は寄付事業に分配され、残りの半分は企業の規模拡大と投資に使用される。ただ、その収益は「利益を分配しない」という非営利法人の原則の上で再投資におこなわれる（ラ・ジュンヨン 2010：152）。「アルンダウン・カゲ」は2014年を基準に、全国に約117店をもち、約41億ウォン（約4億円）を寄付した大規模の社会的企業であるが、韓国社会において市民社会のなかで新自由主義の統治性がどのように作用するかをよく示している。

第四章では市民社会の行為者である「アルンダウン・カゲ」の事業を通して、市民社会の機能を分析する。第一に、「アルンダウン・カゲ」がおこなう事業を、新聞記事において「アルンダウン・カゲ」の事業が再現されることと関連して考察する。統治性は権力行使のための言説、知、戦略、技術の配置を意味し、再現は現実の反映でもあり、また現実を構成するため、新聞記事という大衆的言説は再現にとどまらず、新自由主義の統治を可能にすることとして、また社会的・経済的現実を構成することとして考察することができる。第二に、企業の社会貢献活動と「アルンダウン・カゲ」の連携を分析する。第三に、「アルンダウン・カゲ」のフェアトレード事業を分析する。こうした三つの分析を通して、2000年代以降に韓国市民社会で新自由主義の統治性がどのように作用するかをあらかじめ示す。

第二節 「アルンダウン・カゲ」事業—新聞記事における再現と関連して

¹³⁷ <<http://www.beautifulstore.org/Intro/Vision.aspx>> 「アルンダウン・カゲ」ホームページ、2015年9月4日接続。

1. 企業の社会的責任

「アルンダウン・カゲ」が再現される新聞記事の分析は、ハンギョレ新聞、京郷新聞、東亜日報、朝鮮日報をもちいておこなった。期間は2010年1月1日から2014年12月31日までの5年間にし、カインズ (<http://www.kinds.or.kr/>) という記事検索ウェブサイトをもちいた。ハンギョレ新聞、京郷新聞、東亜日報は検索することができたが、朝鮮日報は該当ウェブサイトで検索サービスを提供しないため、朝鮮日報ホームページ (www.chosun.com/) をもちいた。検索語は「アルンダウン・カゲ」、「社会的企業」の二つの単語を連続して使用した。その結果、「アルンダウン・カゲ」は言及されずに、「アルンダウン・ゼダン」に関する記事も出たが、それらもふくめて分析した。また「アルンダウン・カゲ」事業の再現を中心的にみるために、「アルンダウン・カゲ」が言及されずに、「社会的企業」のみ言及された記事は省略した。ハンギョレ新聞は18記事、京郷新聞は21記事、東亜日報は14記事、朝鮮日報は8記事が出た。これらの記事と、2013年5月から2014年5月までの事業を紹介した「アルンダウン・カゲ」の自社刊行物「真なる美しい分かち合いの物語」¹³⁸を参照して「アルンダウン・カゲ」の事業を分析した。

「アルンダウン・カゲ」は定款2条で「収益の配分を通して、疎外階層および公益活動を支援することを目的とする」と規定しているが、その支援を「分かち合い」とよび、支援につかった寄付金を「分かち合い額」とよんでいる。

疎外された隣人をたすける分かち合い文化、環境を考える循環文化、よき購買をする消費文化、‘わたし’より‘わたしたち’を先に考える共同体文化はすべてアルンダウン・カゲが追求する公益文化です。こうした公益文化をつくることができたのは、社会問題をともに解決しようと努力した市民と企業、機関、団体の参加があったからです¹³⁹。

「アルンダウン・カゲ」は、慈善という語彙をもちいないし、恩恵的寄付をめざさない。「アルンダウン・カゲ」が追求することは「一般市民」が日常実践としておこなう寄付、「分かち合い」である。つまり慈善と奉仕としての寄付ではなく、信頼とネットワークの上での寄付であり、それは分かち合いで表現される。第35代・36代ソウル市長のパク・ウォンスンが「アルンダウン・カゲ」の初代常任理事だっただけに、「アルンダウン・カゲ」はパク・ウォンスンというエリートを連想させ、また2015年現在の理事会も弁護士、大学理事長、企業の副社長などのエリートで構成されているが、企業が標榜する価値は「一般市民」たちの参加と信頼なのである。ここでは、信頼という社会関係資本は寄付をもたらず手がかりであり、企業成長の原動力である。

財貨の販売という市場原理を適用した寄付事業をおこなっているにもかかわらず、分か

¹³⁸ 「アルンダウン・カゲ」年間刊行物「真なる美しい分かち合いの物語」、2014。

¹³⁹ 前掲書、4頁。

ち合いやよき購買や共同体文化といった道徳的語彙がもちいられることがみられる。キム・ジュファンはこのように経済的用語が道徳的レトリックで表現される現象を「市場の公共化」または「公的領域の市場化」とよぶ（キム・ジュファン 2012 : 211）。つまり社会的連帯と相互互酬性を実践した公的領域は市場原理を拡散させる一方、経済的利益のみを追求した市場は企業の社会貢献活動、社会的責任を通して市場を公共化する相容れない現象がおきているということである。これはもちろん 2000 年代以降の共同体復活現象の一環である。第三章第二節で述べたように、社会的経済は、経済的行為を社会的関係性から切りはなせないとし、資本主義が胎動した 19 世紀から連帯と相互互酬性を実践することで公的領域を構築しようとした。病気・事故・死亡のような社会的危険を、集团的連帯を通して解決しようとしたのである。それは生産手段の社会化であり、社会的費用の共同負担である。しかし近年においては、こうした危険の問題が自己責任化されつつ、市場原理による解決に置換される。にもかかわらず、自己責任化と市場原理の拡散は道徳的レトリックで表現される。貧困は個人の「よき購買」で漸進的に解決できる問題であり、企業の「分かち合い」は企業の長期的利益追求の方法である。競争メカニズムの上で企業の利益追求で社会的目的を実現するが、それは信頼、参加、協同といった社会関係資本の用語で説明される。こうした市場原理と道徳的レトリックの結合は第三章第一節で述べたソウル市「マウル共同体づくり政策」でもみいだされる。「マウル共同体づくり政策」は「共同体回復」をめざす一方、地域住民が政府のマニュアルによる諸規則、手続き、制度などの統治術に充実にしたがいつつ、その範囲で創造性を発揮する「企業家主体」をつくりだす（パク・ジュヒョン 2013 : 29-34）。「アルンダウン・カゲ」の「公益商品」事業も、経済的利益を追求する行為をしつつ、「共同体回復」と他人の「自立」を追求する。

アルンダウン・カゲの公益商品とは、社会的企業、フェアトレード、職業再活、障害者自立場、地域自活、新環境、共同体などの商品であって、市民たちがこれらを消費することで社会全体に利益をもたらす商品をよびます。(…) 脆弱階層の働き口がふえ、小規模非営利団体がより容易に自立することができます。(…) 2012 年度には GS ショップ開発費で「イルムの場」勤労障害者たちがつくった「マンダウン」純綿ウェットティッシュを発売し、ホームショッピング番組を通して販売しました。(…) 2013 年に GS ショップ、韓国社会的企業振興院とアルンダウン・カゲは、業務協約を通してホームショッピング寄付番組、社会的企業の商品販路拡大および商品開発、競争力強化を支援することを約束しました。およそ 10 社会的企業の商品をおよそ 7 回の寄付放送で販売促進しました¹⁴⁰。

これは社会的企業が互いに連携し、また大規模の社会的企業が小規模の社会的企業の販路を拡大することを示す例である。つまり、よき購買という個人的行為は、「脆弱階層の働

¹⁴⁰ 「真なる美しい分かち合いのものがたり」、8 頁。

き口」をふやし、「小規模非営利団体がより容易に自立する」ようにする道徳的行為になる。ホームショッピング広告を通じた社会的企業の商品販路拡大は新聞記事でもみいだされた。

また低所得層に福祉サービスおよび仕事を提供する社会的企業の商品販路拡大を支援する寄付番組を持続的に実施している。「気楽な同行」の名でフェアトレード・新環境製品を選定し、販売手数料を受けずに番組を進行することである。(…) また去年 5 月からアルンダウン・カゲとともに分かち合い活動も展開している。衣類、雑貨、生活用品など、自社商品をアルンダウン・カゲに定期的に寄付することである。ロッテホームショッピング奉仕団はアルンダウン・カゲで慈善バザーを開き、直接に奉仕活動に乗りだしたりもした。「ホームショッピング 20 年、TV、インターネット、モバイル …いつでもどこでも顧客と通じる」東亜日報、2014 年 2 月 21 日)

上の記事はロッテ企業が社会貢献活動の一環として「アルンダウン・カゲ」に寄贈・寄付することを紹介している。以下の記事でも「アルンダウン・カゲ」は大企業の社会貢献活動とともに言及される。

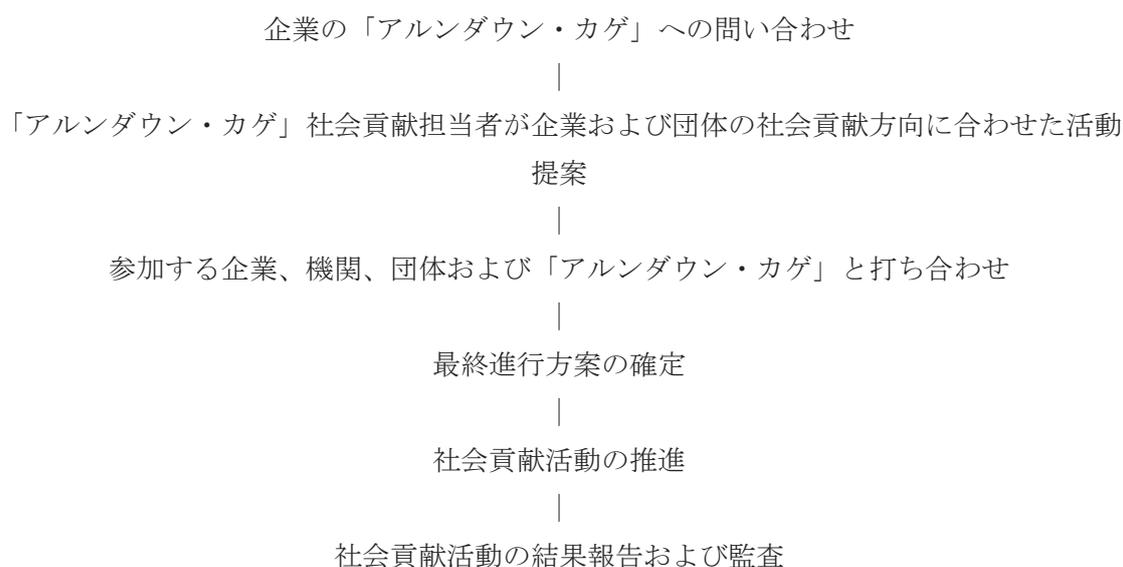
アモーレパシフィックが基金を助成し、「アルンダウン・ゼダン」が運営する低所得一人親家庭女性世帯主の創業支援事業「希望店」が 10 年をむかえた。2004 年にはじまったこの事業は二人世帯を基準に月収 150 万ウォン（保健福祉部の告示最低生計費の 150%）の低所得女性世帯主を対象に年 2%の低金利で運営資金 2000 万ウォン、店舗賃貸補償金 2000 万ウォンなど、最大 4000 万ウォンまで創業資金を無担保貸出し、一人親家庭の「自立」を支援するプロジェクトである。「女性家長の 10 年知己、212 人に創業支援」ハンギョレ、2014 年 7 月 4 日)

KT は都市と農村間の情報格差を解消し、地域社会情報化を促進するために「分かち合い KT」を社会貢献方向に設定した。代表的な活動が IT 分かち合い、文化分かち合い、愛分かち合い、グリーン分かち合いなどである。(…) 「人類を人類らしく、社会を豊かに」というスローガンをもとに分かち合い経営をおこなっているアモーレパシフィックは化粧品業界 1 位企業である。(…) アモーレはそれにふさわしい社会的責任と役割を遂行するために多様な文化事業と奉仕活動をおこなっている。(…) アルンダウン・ゼダンに寄付された「美しい世の中基金」をもとに展開している無担保少額貸出事業「希望店」は低所得層女性世帯主と児童に自活教育と創業などの機会を提供している。「社会貢献特集、KT 地域間情報格差解消 ‘IT 分かち合い’ など」京郷新聞、2010 年 4 月 29 日)

13 日にはハイト眞露と協力会社の役職員たちが「アルンダウン・カゲ」良才支店で「協

力会社とともにする楽しいバザー」を開いた。協力会社が自発的に金を寄付すると、ハイト眞露が同額を足す「マッチング・グラント」方式で総 2540 万ウォンを伝達した。物品 2000 点も寄付した。（「温かい同行、練炭伝達から才能寄付まで…不足ない分ち合い」朝鮮日報、2012 年 12 月 21 日）

このように、新聞記事において「アルンダウン・カゲ」は主に企業の社会貢献活動の手段としてとりあげられている。企業の社会貢献活動と「アルンダウン・カゲ」の連携プロセスは、



である¹⁴¹。主に「美しい土曜日」イベントで企業の役職員たちが物品を寄贈し、販売して収益金を寄付することをボランティアとしておこなっている。企業だけでなく、政府機関も「アルンダウン・カゲ」を通じたバザーをおこなっている。

環境部と気候変化対応のための民間協力機構「Green Start Network」は 6 日ソウル永登浦区永登浦洞のタイム・スクエアで、エネルギーを節約しつつも、冬を温かく過ごすに必要な下着、マフラーなどを披露するファッションショーを開いた。当日、環境部と Green Start Network は「E-mart」、「Ssangbangwool」、「よき人々」から協賛された衣類約 1000 点を安い価格で販売し、収益金を社会的企業である「アルンダウン・カゲ」に寄付した。（「温かい着こなしで温かい冬をすごしなさい」東亜日報、2013 年 12 月 7 日）

NGO が企業と政府のパートナーとして再現されることは、市民社会がもはや企業と政府から自律性を追求しつつ、批判的介入をする領域でなく、企業と政府と協力する領域であ

¹⁴¹ <<http://www.beautifulstore.org/Join/Company/Donation.aspx>> 「アルンダウン・カゲ」ホームページ、2015 年 9 月 10 日接続。

ることを示す。「アルンダウン・カゲ」は NGO と社会的企業として市民社会を再現するが、そこには貧困をもたらした国家の社会政策弱化と企業の利益追求活動に対する批判ではなく、企業の利益追求活動とよき消費で貧困問題を解決しようとする試みがみられる。この意味で新自由主義は道徳的貪欲に還元されない。ホモ・エコノミクスが競争メカニズムの上で分かち合いを実践するからである。

「アルンダウン・カゲ」が再現される文脈である企業の社会貢献活動は、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の一環である。CSR は組織の社会的責任に関する国際規格であり、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が 2010 年に組織統治、人権、労働慣行、環境、公正な事業運営、消費者課題、コミュニティの発展の 7 原則を主題とする ISO26000 を発効して以来、各国の企業において拘束力をもつようになった。企業の社会的責任は、企業の権力を正当化するイデオロギーでなく、それ自体が経営の本質的要素として統合されている（キム・ジュファン 2012：220）。「アルンダウン・カゲ」のような社会的企業や NGO と連携した寄付やバザー以外に、NGO を社会的企業に転換することや自ら財団を設立し、社会的企業を運営することや自社型社会的企業を設立することも企業の社会的責任にふくまれる（ユン・ジンス、アン・サンア 2012：62-63）。たとえば、看病・療養サービスを提供するダソミ財団は、NGO 失業克服国民財団と企業教保生命が連携して 2007 年に社会的企業として雇用労働部から認証を受けた。企業 SK も 2006 年に社会的企業を支援する「幸福分かち合い財団」を設立し、NGO 失業克服国民財団と連携して社会的企業「幸福を分ける弁当」を運営している。企業ポスコは営利企業型として 4 自社型社会的企業を運営している。上の「アルンダウン・カゲ」刊行物で、ホームショッピング寄付番組で他の社会的企業の商品を販売したことを紹介しているように、ロッテホームショッピングも韓国社会的企業中央協議会、韓国社会的企業振興院と結んだ「社会的企業広告放送政策のための協約」にしたがって、社会的企業の広告放送をおこなっている。

「アルンダウン・カゲ」が一方的・恩恵的寄付をめざさないことと同様に、企業の社会的責任も一方的・恩恵的慈善ではなく、社会全体の利益と社会構成員たちとの協力的関係をめざす。つぎは企業 SK の社会貢献活動の原則である。

SK は慈善的・恩恵的次元の一方的社会貢献でなく、社会問題を根本的に解決し、社会構成員たちと双方向的に疎通する社会貢献を指向する。この視点をもとに、幸福な参加、幸福な双生、幸福な変化という 3 原則を社会貢献活動の拠りどころにしており、(…) 何よりも対象に対する信頼を基盤にする。究極的に対象の自律・自活だけでなく、これを通して社会と SK の持続可能な発展を同時に追求している¹⁴²。

SK 構成員たちは幸福経営を実践するために、多様な社会的活動に物心両面で参加した。

¹⁴² 「2009SK 社会貢献活動白書」 21 頁。

そしてこのような構成員の積極的な参加は SK 社会貢献の誠実さを高めるのに大きな力になった¹⁴³。

社会構成員に対する信頼と社会構成員の参加という社会関係資本でおこなわれる SK 社会貢献活動は、社会的目的が統合された経営の一部であることを示す。上の 2014 年 2 月 21 日東亜日報の記事で企業の役職員たちが「アルンダウン・カゲ」店でバザーを開いたと書いてあるように、企業が経営次元で企業内部に社会奉仕チームをもうけ、社会貢献活動をおこなっている。「アルンダウン・カゲ」は「美しい土曜日」というイベントで企業が、企業商品または役職員たちの物品を寄贈・販売する社会奉仕活動を補助している。記事にあらわれたような私企業だけでなく、公企業も社会奉仕活動をおこなっている。たとえばソウル市都市鉄道公社は、「全社的な分かち合いと奉仕活動を通じた企業の社会的責任実現と低所得脆弱階層に対するボランティアおよび支援拡大で倫理経営実践に寄与する」ために、2013 年度に役職員約 6310 人（97.7%）がボランティアに参加した。そこにはバザーで物品を寄贈・販売した収益金の寄付、お土産購入、老人福祉センターでの給食ボランティア、献血、キムチづくり参加などがふくまれる¹⁴⁴。企業の社会奉仕活動は、「企業の構成員たちが自発的に参加する奉仕活動と企業側がこれを支援する活動」を意味し、それが「企業の売り上げを高め、企業の持続的成長を保障する」とされている¹⁴⁵。したがって、役職員たちの社会奉仕活動は「温情主義的ではなく、地域共同体への参加を重視し、地域社会の資源たちとのネットワークを通じた地域社会と双生する活動」¹⁴⁶になっている。企業の社会奉仕活動が成功するためには、「双方向的な意思決定が要求され」、「供給者中心形態から消費者と協力する」姿勢が必要であり、「消費者の立場を考慮して需要先の計画と必要に応じて長期的・持続的に」¹⁴⁷役職員たちがボランティアするようなプログラムが必要である。

全国経済人連合会の報告によると、2013 年度企業の社会貢献プログラムの支援分野としては、社会福祉が 45%でもっとも多く、つぎが教育・学校・学術研究プログラムで 16.4%を占めている。社会貢献プログラムは企業が独自におこなうことが 22.5%、NPO との協力でおこなうことが 48.4%でほぼ半分を占めており、政府・自治体と共同におこなうことが 14.7%を占めている¹⁴⁸。役職員奉仕活動を促進するために、企業内部で表彰制度、奉仕活動マイレージ制度、奉仕活動休暇などをもうけており、経営方針に社会貢献を明文化することや、社会貢献に関連した社内委員会を設置することやモニタリングを通して社会貢

¹⁴³ 「2014SK 社会貢献活動白書」11 頁。

¹⁴⁴ 「2014 分かち合いと奉仕活動推進計画」ソウル都市鉄道総務部、2014、1-2 頁。

¹⁴⁵ キム・トンウォン「企業の社会奉仕とパートナーシップ戦略」韓国ボランティアフォーラム、全国経済人連合会主催第 47 回定期フォーラム、2005 年 6 月 21 日、9-10 頁。

¹⁴⁶ 前掲書、41 頁。

¹⁴⁷ 前掲書、37-38 頁。

¹⁴⁸ 全国経済人連合会「2014 年主要企業・企業財団社会貢献白書」2014 年、11-12 頁。

献を企業内部で経営の一部として制度化している¹⁴⁹。社会貢献活動の特徴とは、「企業が単純寄付者でなく、直接社会問題に対して考え、解決する主体として登場」するとともに、社会貢献プログラムが「個別企業を越えて制度圏進入を通して社会的に拡散するように」努力し、「NPO および専門集団との協業を通してプログラムの質的向上」にとりくむことである¹⁵⁰。こうした企業の社会貢献活動の制度化は、企業が活動する経済的領域がもはや市民社会に統合されており、市民社会が国家と経済と緊張関係にあるのではなく、三つの行為者が中立的に協力する領域になったことを示す。三つの行為者が利害関係を多元化することは、公的利益を民営化することである (Kamat, 2004 : 167)。企業が活動する経済的領域は、道徳的レトリックを使用しつつ、絶対的貧困層の貧困、失業問題を市場原理で統合する。新自由主義の統治性は、社会的問題を解決する各単位が企業形式になるように要求しつつも、道徳的レトリックを使用する。

2. フェアトレード

「アルンダウン・コピ (아름다운 커피)」¹⁵¹は「アルンダウン・カゲ」の公正貿易事業部として 2002 年に公正貿易 (以下フェアトレード) をはじめ、2014 年に非営利財団法人になった。2003 年にはインド、ネパール、バングラデシュを訪問し、手工芸品を輸入して販売したが、2006 年にネパールコーヒーを輸入し、2008 年にはペルーコーヒーを、2009 年にはウガンダコーヒーを輸入しはじめ、2015 年現在はネパール、ペルー、ウガンダのコーヒーを輸入している¹⁵²。「貧困を深刻化させる現在の貿易を、貧困を解決する手段にかえる」ために、「純粋フェアトレード団体として正しく、持続可能なビジネスが可能だということ」を証明すること¹⁵³としてフェアトレードにとりくみ、国内でフェアトレードに関する教育とキャンペーンをおこなっている。以下ではフェアトレードの歴史的展開と概念を検討し、韓国社会でフェアトレードがおこなわれる文脈について考察する。

フェアトレード (fair trade) は、発展途上国の生産者に公正な対価を支払うことで、発展途上国の生産者と先進産業国の消費者のパートナーシップを構築する取引 (畑山 2013 : 23) であるが、定式化された理論的定義があるわけではなく、追求する思想によって定義が異なるし、フェアトレードの歴史的展開は、何が「公正」であるかをめぐる闘争の過程であった。フェアトレードの歴史的変遷は大きく 4 段階で分けられる。1) 1940 年代の慈善活動がその起源であり、2) 1960 年代から 1970 年代後半までの開発貿易と連帯貿易への変容であり、3) 1970 年代後半から 1990 年代までの社会運動への変容であり、4) 1980 年代からフェアトレードのなかに市場原理が導入されつつ、主流化になった現在にいたるまで

¹⁴⁹ 前掲書、19-20 頁。

¹⁵⁰ 前掲書、14 頁。

¹⁵¹ 「美しいコーヒー」という意味。

¹⁵² <http://www.beautifulcoffee.org/v2011/bcoffee_about-bcoffee_history.php> 「アルンダウン・コピ」ホームページ、2015 年 9 月 15 日接続。

¹⁵³ <http://www.beautifulcoffee.org/v2011/bcoffee_about-bcoffee_mission.php> 「アルンダウン・コピ」ホームページ、2015 年 9 月 15 日接続。

の動きである。これらの段階は明確に時期が区分されるわけではなく、少しずつ変容され、現代にはそれぞれの段階の性格が並存しているのに近い。「フェアトレード」という用語がもちいられたのは1980年代であるが、その起源は第2次世界大戦後までさかのぼる。一つは、イギリスでの慈善活動であり、もう一つは米国での慈善活動である(畑山 2013:26-27)。

イギリスではオックスファムが1942年に設立され、慈善活動が始まる。1950年代にギリシアで大地震がおきたとき、救済精神にもとづいて被災者を救済するために物資を支援し、アジアとアフリカで飢饉におそわれた人々に食料と衣料品を支援した。米国では、1946年にプエルトリコ女性生産者から刺繍製品を購入したことから始まり、現在もテンサウザンド・ビレッジ (ten thousand villages) として手工芸品を中心にフェアトレードをおこなっている。その後、1960年代から慈善活動は、災害と飢饉の被災者を支援することを越えて、生産者が能力を向上し、「自立」して商品を生産するような開発と環境整備に方向がかわるようになる。このような慈善をこえた、開発をみちびく貿易への方向転換には、南北格差という背景があった。南と北のあいだに富の格差があり、そこには北の先進産業国による南の発展途上国の搾取構造があるという問題意識である。しかしこの問題意識からはじまった貿易は、二つの形態に分岐した。1) 開発貿易であり、2) 連帯貿易である(畑山 2013: 28-34)。

1968年におこなわれた「国連貿易開発会議」(UNCTAD) でのスローガン「援助ではなく貿易を (trade, not aid)」は、以降に南北格差の解決の支配的レジームになる。それにしたがって開発貿易は、生産過程の効率化・段階化をはかり、「援助に依存しないように」生産者の「エンパワーメント」(empowerment) と「能力強化」(capacity-building) をはかるようになる。開発貿易において「公正」は、輸出過程で仲介者による高金利の貸付といった中間搾取をなくすことであった(渡来 2009: 92)。

そのため、オックスファムのような国際 NGO が開発貿易の主役になって生産過程を管理するのである。このように、先進産業国側が発展途上国側を啓蒙するという植民地的開発レジームは、過去に宣教師がおこなった近代化ミッションを代替することであり、また実際に途上国の貧困を解決したわけでもなかった(趙文英 2013: 51)。

しかし他方では、南北格差の問題意識からオルタナティブ貿易を試みる動きもおきた。1960年代には南米、アフリカといった「第3世界」国家の解放運動がおきたが、その運動を支持する欧米の人々が、資本主義外部のオルタナティブ経済秩序を構築する一環として連帯貿易を試みたのである。連帯貿易をおこなった団体として、オランダの「第三世界グループ」(third world group) と米国の「イコール・エクスチェンジ」(equal exchange) があげられる。連帯貿易は、開発貿易と同様に南北格差の問題意識から出発しつつも、資本主義発展の進化モデルにしたがって途上国の経済成長をはかり、途上国の人々の「自立」を先導するのでなく、資本主義外部のオルタナティブ貿易をめざす点が異なる。1960年代後半には、途上国の貧困に対する応答として先進産業国が主に手工芸品を輸入し、それが特に女性が扶養する家族の貧困を解決できると期待された。現在はコーヒーだけでなく、茶、砂糖、ワイン、ジュースなど、フェアトレードの対象がふえている(Kocken, 2006: 2)。1980年代からはフェアトレ

ードという用語がもちいられ、フェアトレードが社会運動の性格をおびるようになる（渡未 2009：85）。社会運動としてフェアトレードがおきた背景としては、1) 1970年代後半におこなわれたIMFの途上国に対する構造調整と、2) 1962年にスタートした「国際コーヒー協定（ICA：International Coffee Agreement）」が1989年に崩壊したことによって、コーヒー輸出が自由化されるとともにコーヒー価格が低下したことがあげられる。1970年代に途上国の債務返済が不可能になり、IMFが融資条件として市場開放と民営化と労働柔軟化を要求することにより、途上国の失業と貧困が増加した。また、コーヒー輸出国と輸入国が締結してコーヒー輸出量と価格の安定を保障した「国際コーヒー協定」が、加盟国間の見解の不一致によって停止したため、コーヒー価格が市場変動に放出され、コーヒー価格が暴落した。コーヒー価格の暴落には、世界銀行、IMF、アジア開発銀行などの国際金融機関がベトナムのような債務国家に対して融資をおこない、債務国家は債務返済のため多量のコーヒーを輸出しなければならない背景があった（妹尾 2009：206-208）。ここで「公正」は、自由貿易システムを変革し、国際機構の圧力による国家間の不平等と国家内の貧困の拡散をふせぐ意味になる。たとえば、ベトナムが1990年代にコーヒー生産を急増させて過剰供給を引きおこしたのは市場変動にしたがっただけであり、ベトナム生産者が利己的だからではない。したがって価格のみでつながる生産者と消費者の関係でなく、生産者は消費者ニーズを考慮し、消費者は生産者の労働環境を考慮するコーヒーを通じた連帯をフェアトレードで実現することができるという趣旨である（池本 2015：163-184）。1980年代にはこうした理念を指向する連合団体が設立された。1987年には「欧州フェアトレード協会」（EFTA：European Fair Trade Association）が欧州の団体たちによって設立された。1989年には「国際オルタナティブ・トレード連盟」（IFTA：International Federation for Alternative Trade）が設立され、2008年に「世界フェアトレード機関」（WFTO：World Fair Trade Organization）に名称を変更した。この協会はフェアトレードの10原則をさだめ、それらを遵守する団体に対して認証マークを提供している¹⁵⁴。1997年には「国際フェアトレード・ラベル機構」（FLO：Fairtrade Labelling Organization）が設立され、フェアトレード商品を審査・モニタリングし、商品に認証ラベルを附着する。2011年から「フェアトレード・インターナショナル」（Fairtrade International）に名称をかえた。WFTOが団体に認証マークを提供するのに対して、FLOはフェアトレード団体でなく、一般企業が生産した商品も一定の基準に適合すれば、認証ラベルを附着するため、フェアトレードの主流化に影響をおよぼした。たとえば、スターバックスは全コーヒー豆のなかで1-2%のみをフェアトレードで購入しているが、認証ラベルを企業イメージ向上の手段として利用している（ハン・ソン 2011：52）。なお、Fair Trade USAは、フェアトレード団体が小作

¹⁵⁴ 10原則はつぎのとおりである。1. 生産者に仕事の機会を提供する。2. 事業の透明性を保つ経営や取引における透明性を保つ。3. 公正な取引をおこなう。4. 生産者に公正な対価を支払う。5. 児童労働および強制労働を禁止する。6. 差別をせず、男女平等と結社の自由を保障する。7. 安全で健康的な労働条件を保障する。8. 生産者の能力強化を支援する。9. フェアトレードを広報する。10. 環境を尊重する。「フェアトレード用語集」「アルンダウン・カゲ」フェアトレード事業部、2012年。

農の協同組合から購入した商品のみを認証した既存の基準を破り、大規模のプランテーションまでフェアトレード認定の基準を緩和したため、2011年にFLOから離脱した（キム・ジンファン 2012：5）。FLOはフェアトレード商品に対して最低保障価格を策定し、市場価格より最低保証価格が低いときは市場価格を、市場価格より最低保証価格が高いときは最低保証価格を支払っている。なお、ソーシャル・プレミアムを支払い、病院、学校、水道といった地域環境の改善に使用されるようにしている。しかし、このような制度にもかかわらず、生産者の貧困が解決されるわけではなく、生産者たちも、ほかの非定規労働で生計を維持することが多い¹⁵⁵。

生産者と消費者のあいだにパートナーシップを構築し、フェアトレード商品の取引を増大させようとする試みは、1970年代後半から1980年代にかけておこなわれたイギリスとアメリカの民営化と規制緩和といった新自由主義政策と、倫理的消費文化の台頭の影響を受けた（畑山 2013：40）。フェアトレード団体も政府支援が減ったまま、効率性を重視する方向に団体運営をおこなうことが迫られた。また、ギデンズが「ライフスタイル」の政治の重要性を述べたように（ギデンズ 2002：27-28）、生活での消費が政治的实践として強調される背景があった。新自由主義政策と倫理的消費言説の台頭の結果、フェアトレードは貧困を解決するという社会運動の意義が薄くなり、新しい消費文化と企業の経営戦略になっている。

「アルンダウン・カゲ」は倫理的消費レトリックでフェアトレードをおこなっている。社会運動としてのフェアトレードが追求する思想は、もとより生産者と消費者のあいだに対等なパートナーシップと連帯を構築することだったが、韓国社会においては倫理的消費言説と寄付事業と結合されつつ、逆に「恩恵的援助」の意味を強くおびるようになっている（ハン・ソン 2011：50）。「アルンダウン・カゲ」が2002年にフェアトレードをはじめたように、韓国社会でフェアトレードは2000年代以降にNGOと社会的企業を中心におこなわれた。「アルンダウン・カゲ」以外に、NGO「参与連帯」、NGO「YMCA」、社会的企業「アジアフェアトレードネットワーク」、社会的企業「フェアトレード 코리아 gru」、協同組合「icoop 生協」、協同組合「Doore 生協」がおこなっている。上のフェアトレードの歴史的段階に照らしてみると、社会運動としておこなわれつつ、市場化・主流化がおこなわれた第四段階にはじまった。フェアトレード商品は新しい商品として物神性を獲得しつつ、どこか遠くにある貧困国に寄付するという文脈で消費される。生産者よりは、新しい消費トレンドと新しいNGOの事業という側面が強調される。つぎの記事でも、「アルンダウン・カゲ」の新しい事業として、また新しい商品としてフェアトレードが再現される。

環境に対するブランドの関心がわずかだった2007年、社会的企業アルンダウン・カゲでアップサイクルのブランドeco party mearryを披露した。eco party mearryのファン・ヨンウン（35）チーム長は皮ジャケット、スーツ、児童Tシャツ、革はぎれなど

¹⁵⁵ <<http://wspaper.org/article/6532>> 「労働者連帯」ホームページ、2015年9月19日接続。

を活用してカバンや革小品に再誕生させる。かれは流行による消費を止揚しつつ、人々が、より賢明で意味ある消費をするように奨励する。(…) これからはフェアトレードを通してつくった製品を発売する予定であるというファン・ヨンウンチーム長。バングラデシュの衣類工場と協業して披露するアップサイクリング素材を活用した多様なアイテムが期待される。(「‘エコブリティ’ 生に挑戦する」京郷新聞、2014年8月1日)

生産者と消費者とのパートナーシップを構築するというフェアトレードの趣旨に照らしてみれば、韓国社会でフェアトレードに関する言説は、消費者側の操行のみにおいてみられる。上の記事のように、「アルンダウン・カゲ」のようなフェアトレード団体が新しい商品を披露し、それを消費者が買えば、どこかの貧しい人々に役に立つという「消費者の気分」が言説の中心をなしている。たとえば、コーヒー1瓶の生産から消費までのプロセスのなかで、生産者が受けとる収益は全体の10%、生産国の輸出業者が10%、消費国の荷主・焙煎業者が55%、消費国の小売り業者が25%である(ランサム2004:63)。フェアトレードはここに最低保障価格を設定し、ソーシャル・プレミアムを支払うだけで、途上国の生産者の労働でつくった商品を、富裕な国家の消費者が消費する搾取関係はそのままである。フェアトレードも国家間の不平等を是正する試みであり、そこから新しい経済正義を模索していく可能性もあるだろうが、基本的に「供給・需要—価格システム」という市場原理を基盤にするという限界点がある。消費者側の倫理のみを強調することは、生産者の労働環境や国家政策、それに影響をあたえる国際機構、民営化と企業化を促進する新自由主義の統治といった貿易をめぐる重層的問題を看過することである。

「アルンダウン・カゲ」をはじめ、フェアトレード団体はフェアトレード教育やキャンペーンをおこなっているが、そこに「エンパワーメント」、「自立」、「能力強化」、「開発」の用語がもちいられるのがみられる。つぎはフェアトレードワークショップでフェアトレード団体の活動家がおこなった発表の一部である。

アルンダウン・コピは“貧困を深刻化させる貿易を、貧困を解決する手段へ(Change Trade, Fight Poverty)”というミッション下に低開発国の小規模協同組合農夫たちとの取引を通して貧困問題を解決し、かれらの自立を助けます。生産者の能力強化のために、コーヒー品質向上プログラム、協同組合教育、設備支援など、多様なパートナーシップ事業をおこない、国内ではフェアトレードの認識拡散のために教育とキャンペーン活動をおこなっています¹⁵⁶。

フェアトレードが単純に“第3世界の貧困で疎外された人々に経済活動の機会を提供

¹⁵⁶ ユネスコ持続可能発展教育公式プロジェクト「アルンダウン・コピ、‘フェアトレード教室’」ユネスコ韓国委員会、2013年。

すること”を越えて、持続可能な国際開発協力のモデル（…）であることを証明するためには、フェアトレード団体の活動家たちは（…）経営専門性を確保する努力も惜しまなければならない¹⁵⁷。

わたしたちが知っている国際開発協力は開発途上国の貧困退治と社会経済的開発を支援する公共／民間部門のあらゆる活動を包括する、開発を実現する国際社会の広範囲な協力を意味する。そしてフェアトレードは開発途上国の生産者たちが生産した製品に対して、消費者が公正な価格を支払い、その取引を通してかれらの経済的自立と社会開発を実現する方法として台頭された¹⁵⁸。

上の引用文では、1960年代の開発貿易でもちいられた啓蒙的レトリックをそのまま踏襲しているのがみられる。すなわち、南北格差の問題が、先進産業国側が途上国側を「開発する」という国際機関プロジェクトの延長線上でとらえられている。貧困をもたらした先進産業国の政府側や、国際機関の圧力行使、多国籍企業は可視化されないまま、市民社会の行為者である社会的企業と NGO が市場原理の上で「貧困退治」を担当することは、市民社会内部に企業モデルを拡散させる新自由主義の統治性の作用である。市民社会のなかで公共／民間部門の協同がおこなわれるが、その求心点は市場原理であり、市場原理のなかにより多くの途上国の生産者を包摂することが貧困事業の目標である。フェアトレードのように、貧困問題を「ニーズ」と「エンパワーメント」の問題にすることに対して、Sangeeta Kamat は、不公正な国際貿易政策や政府の再分配政策といった貧困の社会的・政治的原因を問わないで、個人責任化することであるという (Kamat, 2004: 169)。また、Barbara Cruikshank は、エンパワーメントが 1960 年代以降にアメリカの社会運動の戦略になっているという。エンパワーメント戦略は市民社会領域の社会運動だけでなく、共和党の政治家ジャック・ケンプからも、民主党の政治家ビル・クリントンからも都市貧困政策で共通的にみられるということである。「エンパワーメント」、「自立」、「能力強化」はそれを主導する側があり、「エンパワーメント」され、「自立」され、「能力強化」される受動的側がある権力関係を前提にする戦略であるという指摘である。

各種のプログラム（…）が動員するエンパワーメント戦術は同一の政治的戦略を指向している。要するに、エンパワーメント戦術の介入戦略は他人が自身の利害関係にしたがってみずから行動するようにすることである。（…）市場がエンパワーメントを主導できるし、自治と自律がそれを主導することもできる。しかしどちらにせよ、エンパワーメントの目標は他人の利害と欲望に介入し、かれらの行動を適切な目標に向

¹⁵⁷ キム・ジンファン「フェアトレードでできるすばらしいこと」経済正義実践連合国際委員会 ODA Watch 第 41 次月例トーク「フェアトレード、正義の世の中をつくれるか？」発表文、2012 年、8 頁。

¹⁵⁸ ヤン・ジナ「海外事例を通してみた韓国のフェアトレード」経済正義実践連合国際委員会 ODA Watch 第 41 次月例トーク「フェアトレード、正義の世の中をつくれるか？」発表文、2012 年、17 頁。

かって統治することである。結局、「エンパワーメント」はそれ自体で権力関係であり、慎重に考慮する価値がある¹⁵⁹。

すなわち、フェアトレード言説のなかにみられるエンパワーメントは、自身の利害関係と欲望を「明確」に把握している人々が、それらを明確に把握できない人々を啓蒙し、貧困から救うという戦略であり、それは1960年代開発貿易の植民地的戦略をつぐことである。フェアトレードは生産者が利益追求という自身の欲望を把握するように競争メカニズムに参加し、自身を企業モデルとして構築するように誘引する新自由主義の統治術ではなからうか。さらに、生産者の市場への参加と能動性を強調するにせよ、それはあくまで支配的体制をおびやかさないかぎりの参加と能動性である。実際、アメリカで人々が危惧したのは貧民の無関心ではなく、暴力、黒人民族主義、市民権運動、学生運動、つまり貧民の能動性だった¹⁶⁰。Barbara Cruikshank は、アメリカの例を中心に論じているが、「エンパワーメント」、「自立」、「能力強化」戦略は上述した WTO の 10 原則のように国際機関がおこなっており、各国の市民社会の行為者もその影響を受ける。単にフェアトレード商品が主流化、市場化したことが重要でなく、それがどのような統治を可能にするかをみる必要があるだろう。

終章

新自由主義はポストフォーディズムの資本蓄積体制の特徴として、グローバルな金融取引、労働市場の国際化、雇用形態の柔軟化で定義することが可能だろうが、本稿では社会の各単位に企業形式を拡散させる統治性という制限的定義をもちいた。フーコーの新自由主義はイデオロギーでなく、社会全体に秩序をあたえる包括的な社会編成原理、つまり統治性である（米谷 1996：201）。それは戦後ドイツ秩序自由主義者たちの統治性であり、積極的に企業形式と競争メカニズムを社会隅々に導入する統治性である。なお、統治性は統治を可能にする諸制度・手続き・言説・知・戦術からなる全体のことを意味する。本稿では、1990年代以降の韓国市民社会がどのように変容したかを自由主義の統治性と新自由主義の統治性と関連して考察した。第一に、1960年代からの民主化闘争を通して市民社会が法的・制度的に形成された。1990年代には拡大された市民社会領域のなかで、少数者の政治参加と生活様式の変化を追求しつつ、新しい民主主義を構築しようとした。国家と経済から自律的な規範的領域としての市民社会をめざしつつも、「影響力の政治」で国家と経済に批判的に介入する展開がみられた。参与連帯の小額株主運動と2000年におきた「総選市民連帯」の落薦・落選運動はそうした国家と経済への市民社会の介入を示し、市民社会が自由主義の統治の相関物として司法的行為と経済的行為が同時におこなわれる領域である

¹⁵⁹ Barbara Cruikshank. *The will to Empower: Democratic Citizens and Other Subjects*. New York: Cornell University Press, 1999, p68-69.

¹⁶⁰ Ibid., 82.

ことを示す。第二に、1997年アジア通貨危機によるIMFの構造調整がおこなわれつつ、2000年代以降に資本主義危機の解決策として市民社会がどのように活性化されるかを考察した。資本主義は危機を解決できず、たらい回しするだけであるため（ハーヴェイ 2012：324）、「共同体回復」言説がうかびあがりつつ、格差・貧困・失業問題が共同体に移転される現象がみられた。市民社会のなかで共同体を回復する動きは、コミュニタリアニズムを理論的基盤にして、経済を再社会化する社会的経済をめざす。社会的経済をめざす試みの一つが社会的企業である。社会的企業は貧困・環境・福祉・教育といった社会的目的を利益追求活動で実現する企業である。社会的企業は信頼、ネットワーク、参加といった社会関係資本を重視しつつ、国家と一般企業が提供しにくい個別的ニーズに合わせた社会的サービスを提供する意義があるとされる。その事例として、イギリスとスウェーデンでは、コミュニタリアニズムにもとづいて社会的企業と協同組合が発展した。両方とも企業の形態は異なるにせよ、共同体を回復し、市民社会の活性化という目的は同様であった。ヨーロッパでは社会的企業を「失われた」共同体を回復し、「衰退した」市民社会を活性化する文脈で試みたが、韓国社会では「人間的」共同体と市場原理を通してより「成熟した」市民社会を構築していく文脈で社会的企業を試みている。しかし、社会的企業を通してみた2000年代以降の韓国市民社会は、貧困・環境・福祉・教育といった社会的問題から後退した国家と、利益追求論理で社会的問題まで統合した企業とが混合される領域であった。国家、市民社会、市場が多面的利害主体として協同し、企業の市場原理の上で社会的問題にとりくむ。経済成長の上で展開された1990年代の市民社会が制限的であるにせよ、国家と経済に批判的介入をしたことと異なり、2000年代以降の市民社会では、批判的介入をせず、耳触りのいいガバナンスによる国家・経済・市民社会の協同がみられる。企業は社会的責任を果たし、国家は社会的企業を支援する。企業が長期的利益追求の一環として社会的責任を果たし、国家が社会政策から後退し、社会的企業にまかせることを、企業モデルの拡散という新自由主義の統治性の作用としてとらえた。第三に、社会的経済の具体的形態である社会的企業として「アルンダウン・カゲ」をとりあげ、社会的経済をどのように実践しているかを考察した。その結果、企業の社会的責任と連携して貧困問題にとりくみ、フェアトレードという市場原理を通して貧困問題にとりくむことがみられた。「アルンダウン・カゲ」はNGOと社会的企業という市民社会の行為者として、信頼、ネットワーク、参加といった社会関係資本を道徳的レトリックとしてもちいつつも、市場原理で貧困問題にとりくむ。フーコーの統治は、社会の統治と自己統治という二つの統治を意味するが、本稿では社会の統治を中心に、新自由主義の統治性の上で市民社会が再編成される過程を考察した。主体が統治理性にもとづいてみずからをどのように統治し、またどのような統治をすべきか、という主体化の問題は今後の課題として省略した。

資本主義の代案を模索する試みが、「供給・需要—価格システム」の市場原理と企業モデルの上でおこなわれることには疑問が残る。略奪的な利益追求活動と共通善を追求する利益追求活動は区別すべきであり、市民社会も代案的な実験が可能な領域であろうが、市場

原理と企業モデルを拡大するのはもう一つの資本主義を産出することではなかろうか。たとえば、グラミン銀行は貧困にとりくむための社会的企業であるが、多くの人々が債務返済に苦しんでいたことを想起してみよう。共通善を追求する利益追求活動が、国家、経済、市民社会の混合を越えて、資本主義生産様式に対する代案的生産様式になれるかどうかは、市場原理と企業モデルを拡散させる現在の新自由主義統治にどう対処するかにかかっているだろう。

参考文献

1. 朝鮮語文献

- イ・ヨンヒョン「社会的資本の政策的活用」『職業と人力開発』秋号、2007年
- イ・ヨンヒョンほか『社会的資本と人的資源開発（I）』、韓国職業能力開発院、2006年
- エスケイ「2009SK 社会貢献活動白書」、2009年
- 「2014SK 社会貢献活動白書」、2014年
- アルンダウン・カゲフェアトレード事業部「フェアトレード用語集」、2012年
- アルンダウン・カゲ年間刊行物「真なる美しい分かち合いの物語」、2014年
- カク・ソンハ『2008 社会的企業の成果分析』労働部、2009年
- 韓国社会的企業振興院「2015年3月現在社会的企業認証現況」、2015年
- カン・ネヨン「社会革新・社会的企業・社会的経済の登場と主要国の概念比較」『都市問題』第47巻、2012年
- カン・ムング「民主的変革運動地盤の深化、拡張のために：キム・セギョン教授の‘市民社会論’批判に対する討論」『市民社会と市民運動』兪八武ほか編、ハヌル、1995年
- キム・イヨン「経済先進化と市民社会：経済先進化のための政府—市民社会関係模索」『経済を生かす民主主義』ザン・フンほか著、東アジア研究院、2006年
- キム・セギョン「‘市民社会論’のイデオロギー的含意批判」『市民社会と市民運動』兪八武ほか編、ハヌル、1995年
- キム・ジュファン「新自由主義社会的責任化の系譜学：企業の社会責任経営と倫理的消費を中心に」『経済と社会』第96号、2012年
- キム・ジンファン「フェアトレードでできる素晴らしいこと」経済正義実践連合国際委員会 ODA Watch 第41次月例トーク「フェアトレード、正義の世の中をつくれるか？」発表文、2012年
- キム・トンウォン「企業の社会奉仕とパートナーシップ戦略」韓国ボランティアフォーラム、全国経済人連合会主催第47回定期フォーラム、2005年
- 金皓起「グラムシ的市民社会論と批判理論の市民社会論：韓国的受容のための批判的探索」『市民社会と市民運動』兪八武ほか編、ハヌル、1995年
- 経済正義実践連合の趣旨宣言文「わたしたちはなぜ、経済正義実践連合を發起するのか?」、1989年
- ザン・ウォンボン「社会的経済(Social Economy)の代案的概念化：争点と課題」『市民社会と NGO』第5巻第2号、2007年
- ザン・ミョンハク「ハーバマスの公論場理論と討議民主主義」『韓国政治研究』第12集第2号、2003年
- JK ギブソン・グレアム『そんな資本主義なんかもうおわった』イ・ヒョンゼほか訳、アルト、2013年
- 市民の新聞『韓国民間団体総覧』、2003年
- シム・サンダル、クオン・ヨンジュン、ゾン・セヨル「共同体資本主義と社会的企業」共同体資

本主義シンポジウム、2007年

シム・ゼウォン「フーコーとハーバマス：技術支配的合理化から意思疎通権力へ」『哲学論集』第40集、2015年

全国経済人連合会「2014年主要企業・企業財団社会貢献白書」、2014年

ソウル市報道資料「住民が主導する‘マウル共同体’で‘人の価値’回復」、2012年5月2日

ソウル都市鉄道総務部「2014分かち合いと奉仕活動推進計画」、2014年

ソ・ドンジン「自由の意志、自己啓発の意志：新自由主義韓国社会における自己啓発する主体の誕生」延世大学博士学位論文、2005年

——「新自由主義分析家としてのフーコー：ミシェル・フーコーの統治性と反政治的政治の回路」『文化科学』第57号、2009年

趙文英「公共という名の治癒：ある大企業の海外ボランティア活動を通して見た韓国社会‘反貧困’と‘大学生’の地形図」『韓国文化人類学』第46巻第2号、2013年

宋沃烈「企業経営における法治主義の拡散：外換危機以降会社法の発展を中心に」『ソウル大学法学』第55巻第1号、2014年

ソン・ギョンゼ「韓国の社会的資本と市民参与」『国家戦略』第13巻第4号、2007年

ゾン・ビョンギ「韓国市民運動の流れと‘市民性’」『進歩評論』第55号、2013年

ゾン・ベク、キム・テサン「韓国と日本の市民社会運動の比較および課題」『東西言論』第12集、2009年

チェ・ゾンテ「社会的企業と共同体的労使関係」『労使関係研究』第18巻、2008年

チェ・ナレ、キム・イヨン「資本主義の多様性と社会的企業：英国とスウェーデン比較研究」『平和研究』春号、2014年

率燭直『NGOと法』梨花女子大学校出版部、2002年

ハ・スンウ「協同組合運動の流れと批判的点検」『文化科学』第73号、2013年

パク・ヨンソン「市民団体の19代総選参与研究：2012総選有権者ネットワークを中心に」『韓国政治研究』第22集第2号、2013年

朴祥弼「韓国市民社会の現況把握のための研究モデルの開発」『記憶と展望』第29号、2013年

パク・ジュヒョン「道具化される共同体：ソウル市‘マウル共同体づくり事業’に関する批判的考察」『空間と社会』第43号、2013年

バーバラ・クルックシャンク『市民を發明しなければならない：民主主義と統治性』シム・ソンボ訳、カルムリ、2014年

ハン・サンイル、キム・キョンヒ「韓国社会的企業の地域資産活用」『地方行政研究』第94号、2013年

ハン・ソン「よき消費の物神性」『韓国言論学会2011春定期学術大会』2011年

ベク・ゾンヒョン「ヘーゲルの‘市民社会’論」『哲学思想』第30巻、2008年

ベ・ジンヨン「韓国の社会的企業の実態と評価」『自由企業院CFE Report』第130号、2010年

ムン・ジョン「韓国の民主化と自由主義：自由主義的民主化展望の意味と限界」『社会研究』第

11号、2006年

ベク・ゾングク「市民社会の政治動学」『韓国政治研究』第10集第1号、2001年

ホン・ソクビン「社会的企業の持続成長可能性」『LG Business Insight』1039号、2009年

マウリツィオ・ラッツァラート『負債人間：人間抑圧条件に関する哲学エッセイ』ホ・ギョンほか訳、メディチメディア、2012年

ミシェル・フーコー『社会を保護しなければならない』朴貞子訳、東文選、1998年

——『知識の考古学』イ・ゾンウ訳、民音社、2000年

——『主体の解釈学：コレージュ・ド・フランス講義 1981-1982年度』シム・セグァン訳、東文選、2007年

——『安全・領土・人口：コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度』シム・セグァンほか訳、亂場、2011年

——『言葉と物』イ・ギュヒョン訳、民音社、2012年

——『生命管理政治の誕生：コレージュ・ド・フランス講義 1978-1979年度』シム・セグァンほか訳、亂場、2012年

ラ・ジュンヨン「社会的企業のビジネスモデル」『ベンチャー経営研究』第13巻第4号、2010年

ヤン・ジナ「海外事例を通して見た韓国のフェアトレード」経済正義実践連合国際委員会 ODA Watch 第41次月例トーク「フェアトレード、正義の世の中をつくれるか？」発表文、2012年
ユネスコ韓国委員会「アルンダウン・コピ、‘フェアトレード教室’」、2013年

兪八武「市民社会の成長と市民運動」『市民社会と市民運動』兪八武ほか編、ハヌル、1995年
兪八武ほか「韓国の市民社会と民主主義の展望」『市民社会と市民運動』兪八武ほか編、ハヌル、1995年

ユン・ジンス、アン・サンア「社会的企業の活性化のための国内大企業の支援現況」『企業支配構造レビュー』第64号、2012年

2. 日本語文献

天田城介「高齢者福祉サービスの市民事業化における陥穽と可能性(1)：高齢者福祉 NPO の市民動員化をめぐる政治学」『社会関係研究』第9巻第2号、2003年

アンソニー・ギデンズ『左派右派を超えて：ラディカルな政治の未来像』松尾精文ほか訳、而立書房、2002年

イ・ヨンスク『‘国語’という思想：近代日本の言語認識』岩波書店、2012年

池本幸生「認証コーヒーと連帯」『連帯経済とソーシャル・ビジネス：貧困削減、富の再配分のためのケイパビリティ・アプローチ』松井範惇ほか編著、明石書店、2015年

李承駿「ミシェル・フーコーの統治合理性批判：司牧、国家理性、自由主義の分析から」一橋大学博士学位論文、2007年

稲井由美「新自由主義時代の NGO と‘グローバル市民社会’についての一考察」『慶應義塾大

- 学大学院社会学研究科紀要』第 67 号、2009 年
- 今井貴子「イギリスの公共サービス改革と社会的企業」『社会的経済が拓く未来：危機の時代に
‘包摂する社会’を求めて』ミネルヴァ書房、2011 年
- 植村邦彦『市民社会とは何か：基本概念の系譜』平凡社、2010 年
- 米谷園江「自由主義の統治能力：ミシェル・フーコーのオルド自由主義論」『自由な社会の条件』
森政稔ほか編、新世社、1996 年
- 笠原清志、ナシル・ジョマダル「グラミン銀行とマイクロクレジット」立教大学でムハマド・ユ
ヌスへの名誉学位授与式と記念講演、2007 年
- 柄谷行人『世界共和国へ：資本=ネーション=国家を超えて』岩波書店、2006 年
- カール・ポランニー『人間の経済Ⅰ：市場社会の虚構性』玉野井芳郎ほか訳、岩波書店、1980
年
- 『人間の経済Ⅱ：交易・貨幣および市場の出現』中野忠ほか訳、岩波書店、1980 年
- 菊池理夫「現代コミュニタリアニズム入門：共通善の政治学・政策科学」『公共研究』第 5 巻第
4 号、2009 年
- 金気興「韓国における社会的企業の展開」『連帯経済とソーシャル・ビジネス：貧困削減、富の
再配分のためのケイパビリティ・アプローチ』松井範惇ほか編、明石書店、2015 年
- 小林正弥「マイケル・サンデルとリベラル：コミュニタリアン論争」『コミュニタリアニズムの
世界』小林正弥ほか編著、勁草書房、2013 年
- 斉藤日出治「制度経済学の言説と市民社会の統治テクノロジー」『経済研究』第 25 巻第 3 号、
2010 年
- 佐藤誠「社会資本とソーシャル・キャピタル」『立命館国際研究』第 16 巻第 1 号、2003 年
- 佐藤嘉幸『新自由主義と権力：フーコーから現在性の哲学へ』人文書院、2009 年
- シイエス『第三身分とは何か』稲本洋之助ほか訳、2011 年
- 篠田武司「ガバナンスと‘市民社会の公共化’」『新しい公共性：そのフロンティア』立命館大学
人文科学研究所研究叢書第 16 輯、2003 年
- 「スウェーデンにみる市民社会論」『千葉大学経済研究』第 25 号、2010 年
- 渋谷望「‘参加’への封じ込め：ネオリベラリズムと主体化する権力」『現代思想』第 27 巻第 5
号、1999 年
- 「‘参加’への封じ込めとしての NPO：市民活動と新自由主義」『都市問題』第 95 巻第
8 号、2004 年
- シャンタル・ムフ『政治的なものについて：闘技的民主主義と多元主義的グローバル秩序の構築』
篠原雅武訳、明石書店、2008 年
- 慎改康之『生政治の誕生』もしくは市民社会の系譜学』『現代思想』第 37 巻第 7 号、2009 年
- 妹尾裕彦「コーヒー危機の原因とコーヒー収入の安定・向上策をめぐる神話と現実：国際コーヒ
ー協定(ICA)とフェア・トレードを中心に」『千葉大学教育学部研究紀要』第 57 巻、2009 年
- 谷本寛治「ソーシャル・エンタープライズ(社会的企業)の台頭」『ソーシャル・エンタープライ

ズ：社会的企業の台頭』谷本寛治編著、中央経済社、2006年

デイヴィッド・ランサム『フェア・トレードとは何か』市橋秀夫訳、青土社、2004年

デイヴィッド・ハーヴェイ『資本の‘謎’：世界金融恐慌と21世紀資本主義』森田成也ほか訳、作品社、2012年

トクヴィル『アメリカのデモクラシー』松本礼二訳、岩波書店、2005-2008年

戸坂潤『日本イデオロギー論』岩波書店、1977年

中山元『フーコー生権力と統治性』河出書房新社、2010年

難波田春夫『スミス・ヘーゲル・マルクス』早稲田大学出版部、1982年

名和田是彦「‘協同’・‘新しい公共’・‘市民社会’：‘協同’をめぐる言説分析」『法社会学』第66号、2007年

農村振興局「ソーシャル・キャピタルをめぐる内外の動き」2006年

箱田徹「市民社会は抵抗しない：フーコー自由主義論に浮上する政治」『情況』「思想理論編」第1号別冊、2012年

畑山要介「フェアトレード運動の自由主義的転換：慈善・開発・対抗の運動からNPO・社会的企業・CSRへ」『ソシオロジカル・ペーパーズ』第22号、2013年

馬場英朗「非営利組織のガバナンス：市民主体によるモニタリングの理念と現実」『地域社会デザイン研究』第1号、2013年

速水聖子「コミュニティの制度化をめぐる課題と展望：‘参加’概念と担い手の複数性の視点から」『山口大学文学会志』第64巻、2014年

ハンナ・アーレント『政治とは何か』ウルズラ・ルッツ編、佐藤和夫訳、岩波書店、2004年

平田清明『市民社会と社会主義』岩波書店、1969年

フランシス・フクヤマ『‘信’無くば立たず』加藤寛訳、三笠書房、1996年

古田雅雄「現代市民社会論：その概念化への試論」『社会科学雑誌』第5巻、2012年

マイケル・サンデル『これからの‘正義’の話をしよう：いまを生き延びるための哲学』鬼澤忍訳、早川書房、2010年

マウリツィオ・ラッツァラート『‘借金人間’製造工場：“負債”の政治経済学』杉村昌昭訳、作品社、2012年

ミシェル・フーコー『言葉と物：人文科学の考古学』佐々木明ほか訳、新潮社、1974年

——『主体の解釈学：コレージュ・ド・フランス講義 1981-1982年度』原和之ほか訳、筑摩書房、2004年

——『安全・領土・人口：コレージュ・ド・フランス講義 1977-1978年度』高桑和巳訳、筑摩書房、2007年

——『社会は防衛しなければならない：コレージュ・ド・フランス講義 1975-1976年度』石田英敬ほか訳、筑摩書房、2007年

——『生政治の誕生：コレージュ・ド・フランス講義 1978-1979年度』慎改康之訳、筑摩書房、2008年

- 『知の考古学』慎改康之訳、河出書房新社、2012年
- 宮川公男「ソーシャル・キャピタル論：歴史的背景、理論および政策的含意」『ソーシャル・キャピタル：現代経済社会のガバナンスの基礎』大守隆ほか編、東洋経済新報社、2004年
- 宮田裕行「戦争責任」『コミュニタリアニズムのフロンティア』菊池理夫ほか編著、勁草書房、2012年
- 村上俊介「市民社会・社会関係資本・市民文化：近代のプロジェクト？」『社会関係資本研究論集』第1号、2010年
- 岩崎正洋「ガバナンス研究の現在」『ガバナンス論の現在：国家をめぐる公共性と民主主義』岩崎正洋編著、勁草書房、2011年
- ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』河上倫逸ほか訳、未来社、1985-1987年
- 吉角昌宏「ドイツ語圏における‘統治性研究’について：戦後ドイツ教育史への一視角として」『阪南論集』社会科学編第48巻第1号、2012年
- 頼藤瑠璃子「発展途上国の貧困削減に対するマイクロファイナンスの効果：批判と可能性について」『熊本学園大学経済論集』第19巻第3・4合併号、2013年
- 羅一慶『ソーシャルビジネスの政策と実践：韓国における社会的企業の挑戦』法律文化社、2015年
- ロナルド・イングルハート『静かなる革命：政治意識と行動様式の変化』三宅一郎ほか訳、東洋経済新報社、1978年
- ロバート・D・パットナム『哲学する民主主義：伝統と改革の市民的構造』河田潤一訳、NTT出版、2001年
- 『孤独なボウリング：米国コミュニティの崩壊と再生』柴内康文訳、柏書房、2006年
- 若井晋「今なぜNGOが問われているのか」『学び・未来・NGO：NGOに携わるとは何か』若井晋ほか編、新評論、2001年
- 渡部奈々「パットナムのソーシャル・キャピタル論に関する批判的考察」『社会学論集』第18号、2011年
- 渡未絢「貧困削減に資するアプローチとしてのフェアトレード：歴史の変遷をたどって」『横浜国際社会科学研究所』第13巻第6号、2009年

3. 英語文献

- Bieling H-J. "Neoliberalism and Communitarianism." In *Neoliberal Hegemony: A Global Critique*, edited by Dieter Plehwe, Bernhard Walpen and Gisela Neunhöffer. Abingdon: Routledge, 2006.
- Blair, Tony. *The Third Way: New Politics for the New Century*. Fabian Pamphlet 588. The Fabian Society London, 1998.
- Bourdieu, Pierre. "The Forms of Capital." In *Handbook of Theory and Research for the*

- Sociology of Education*, edited by John G. Richardson. New York: Greenwood Press, 1986.
- Cruikshank, Barbara. *The will to Empower: Democratic Citizens and Other Subjects*. New York: Cornell University Press, 1999.
- Dalla Costa, Mariarosa, and Selma James. *The Power of Women and the Subversion of the Community*. Bristol: Falling Wall, 1975.
- Foucault, Michel. "The Ethic of Care for the Self as a Practice of Freedom." In *The Final Foucault*, edited by James Bernauer and David Rasmussen. Cambridge: MIT Press, 1988.
- Fraser, Nancy. "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy." *Social Text* 25/26, 1990.
- Fyfe, N. "Making Space for 'Neo-communitarianism'? The Third Sector, State and Civil Society in the UK." *Antipode* 37, no. 3, 2005.
- Gibson-Graham, J.K. *The End of Capitalism (as we knew it)*. Cambridge: Blackwell, 1996.
- Kamat, Sangeeta. "The Privatization of Public Interest: Theorizing NGO Discourse in a Neoliberal Era." *Review of International Political Economy* 11, no.1, 2004.
- Kocken, Marlike. "SIXTY Years of Fair Trade: A Brief History of the Fair Trade Movement." EFTA, 2006.
- McIntosh, Mary. "The Welfare State and the Needs of the Dependent Family." In *Fit Work for Women*, edited by Sandra Burman. London: Routledge, 2014.
- Pestoff, Victor. *Beyond the Market and State: Civil Democracy and Social Enterprises in a Welfare Society*. Aldershot: Ashgate, 1998.
- Piore, Michael. *Birds of passage: Migrant Labor and Industrial Societies*. New York: Cambridge University Press, 1979.
- Razin, Eran. "Immigrant Entrepreneurs in Israel, Canada, and California." In *Immigration and Entrepreneurship: Culture, Capital, and Ethnic Networks*, edited by Ivan Light and Parminder Bhachu. New Brunswick: Transaction Publishers, 1993.
- Social Enterprise Coalition. *Social Enterprise Survey*. London: Social Enterprise Coalition, 2009.
- Zamagni, Stefano, and Vera Zamagni. *La cooperazione*. Bologna: Il Mulino, 2008.

4. ウェブサイト

「アルンダウン・カゲ」 ホームページ <<http://www.beautifulstore.org/>>

「アルンダウン・コピ」 ホームページ <<http://www.beautifulcoffee.org/>>

「アルンダウン・ゼダン」 ホームページ <<http://www.beautifulfund.org/>>

「エコノミーインサイト経済マガジン」

<<http://www.economyinsight.co.kr/news/articleView.html?idxno=2300>>

「参与連帯ホームページ」 <<http://www.peoplepower21.org/timeline>>

<<http://www.peoplepower21.org/Petition/1067867>>

「朝鮮日報」ホームページ<www.chosun.com/>

「民主化運動記念事業会史料アーカイブ」

<<http://db.kdemocracy.or.kr/Collection?cls=999&yy=1980&evtNo=10000131>>

「メディアカオン」ホームページ<<http://www.kinds.or.kr/>>

「労働者連帯」ホームページ<<http://wspaper.org/article/6532>>

5. 新聞記事

京郷新聞「社会貢献特集、KT 地域間情報格差解消 ‘IT 分かち合い’ など」2010 年 4 月 29 日

——「‘エコブリティ’ 生に挑戦する」2014 年 8 月 1 日

朝鮮日報「温かい同行、練炭伝達から才能寄付まで…不足ない分かち合い」2012 年 12 月 21 日

東亜日報「“温かい着こなしで温かい冬をすごしなさい”」2013 年 12 月 7 日

ハンギョレ「女性家長の 10 年知己、212 人に創業支援」2014 年 7 月 4 日